# 第8期 新見市
# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3年3月

岡山県 新見市

# は　じ　め　に

我が国においては、依然として高齢化が進行し、総人口が減少傾向に転じる中、高齢者人口は今後も増加が見込まれています。

本市においても、令和２年３月末日現在で高齢化率は約４割となっており、そのうち 75 歳以上の後期高齢者が過半数を占めています。

平成 12 年に創設された介護保険制度は、高齢者の自立支援や尊厳の保持をその理念として、老後の安心を社会全体で支える制度として定着してきました。国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されてきました。

しかし、近年、本市にも甚大な被害をもたらした豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せており、高齢者支援施策においてもよりきめ細かな対策が必要となっています。

このような状況の中、高齢者、障がい者、子育て家庭など制度や分野ごとの関係を超えて、地域住民や団体など多様な主体が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域を支えていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が重要となっています。

本市では、平成 30 年３月に「老人福祉法」及び「介護保険法」の規定に基づく「第７期　新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、その基本理念を「共に支え合い 笑顔があふれるあたたかいまち にいみ」と定め、全ての高齢者ができる限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、そして支援や介護が必要になっても、地域で安心して生活できる環境づくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

このたび計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「第８期　新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

本計画においては、現行の基本理念を継承し、市民、関係団体、サービス提供事業所等との連携を強化し、地域全体で高齢者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、日々生きがいと住んでいてよかったと実感していただけるまちづくりを目指します。

市民の皆様におかれましては、今後とも「地域共生社会」の実現に向けて、本市の高齢者福祉施策にご協力いただくとともに、積極的な参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たり、慎重にご審議を重ねていただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様、並びに関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和３年３月

新見市長　戎　斉

# ～ 目 次 ～

**第１章　計画の概要----------1**
１　計画策定の背景と趣旨 ----------1
２　計画の性格 ----------2
３　本市における計画の位置付け ----------3
４　計画の期間 ----------4
５　計画の策定方法----------4
６　介護保険制度の動き ----------5
７　日常生活圏域 ---------- 11
**第２章　高齢者を取り巻く現状 ----------13**
１　人口の動き ---------- 13
２　介護保険事業の現状と実績 ---------- 16
**第３章　本市における高齢者福祉の課題 ----------21**
１　第７期計画の検証結果から読み取れる課題 ---------- 21
２　アンケート結果から読み取れる現状と課題 ---------- 34
**第４章　基本理念・基本目標 ----------51**
１　計画の基本理念---------- 51
２　重点目標---------- 52
３　施策の体系 ---------- 53
**第５章　施策の展開----------54**
基本目標１　地域包括ケアシステムの推進 ---------- 54
基本目標２　認知症対策の推進 ---------- 61
基本目標３　生活支援の充実---------- 63
基本目標４　介護保険事業の充実と円滑な運営 ---------- 66
基本目標５　介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進 ---------- 68
基本目標６　生きがいづくりと社会参加の推進 ---------- 72
**第６章　介護保険サービス等の見込み ----------74**
１　要介護等認定者数の推計---------- 75
２　各サービスの見込量（全体傾向）---------- 76
３　日常生活圏域別地域密着型サービスの見込量 ---------- 80
４　介護保険給付費の見込み---------- 84
５　第１号被保険者の介護保険料 ---------- 87
**第７章　計画の推進----------90**
１　庁内推進体制の強化 ---------- 90
２　計画の普及・啓発 ---------- 90
３　感染症対策の推進 ---------- 90
４　計画の進行管理---------- 90

**資料編**----------**91**
1　新見市高齢者保健福祉計画策定委員会規則---------- 91
2　新見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱 ---------- 93
3　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿 ---------- 94
4　策定経過---------- 95

# 第１章　計画の概要

## １　計画策定の背景と趣旨

介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年から運用が開始された介護保険制度は、現在、その創設からおよそ 20 年が経過しています。その間、介護保険サービス利用者数は大幅に増加しましたが、介護保険サービス提供事業所数も増加で推移しており、介護が必要な高齢者の支えの一つとして定着しつつあります。

しかし、全国的には、依然として高齢化の進行には歯止めがかからず、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加で推移すると見込まれています。

このような中、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

これまで、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７年（2025 年）を見据え、持続可能な制度となるよう地域包括ケアシステムの推進が図られてきましたが、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた取組の推進が必要となってきています。

さらに、令和２年６月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。この改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、高齢者の介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度上の従来の枠にとらわれることなく「支える側」「支えられる側」という関係を超え、お互いが助け合いながら暮らすことができる新しい福祉のまちづくりを目指すものです。

一方、昨今、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せています。感染拡大予防に伴う外出自粛により、高齢者の地域の集いの場をはじめとする社会参加機会の減少や家庭内での虐待被害の増加が危惧されていることなど、平常時とは異なる様々な影響が懸念されており、今後は、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

本市では、平成 30 年度から令和２年度までの３年間を計画期間とする「第７期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第７期計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この間も、高齢化は進行し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進の強化が引き続き求められています。そのため地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、必要な施策を展開するための計画として、令和３年度から令和５年度までの３年間における「第８期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2　計画の性格

「高齢者保健福祉計画」は、「老人福祉法」第 20 条の８の規定に基づく「老人福祉計画」で、全ての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活への支援など、高齢者に関する保健、福祉事業全般を対象とする計画です。

一方「介護保険事業計画」は、「介護保険法」第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、要介護等認定者が、可能な限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健、福祉事業の展開が期待されることから、本市では両計画を一体的な計画として策定します。

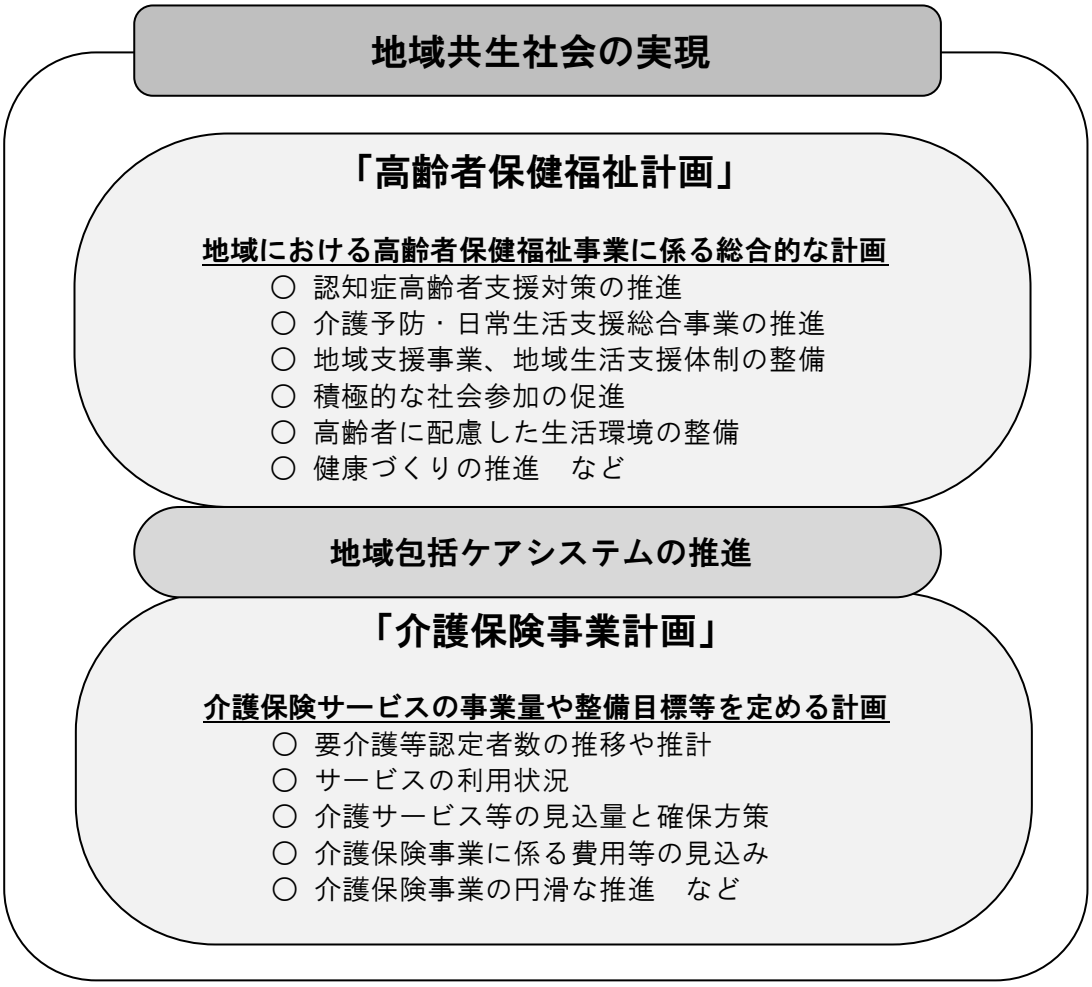

## 3　本市における計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づく「老人福祉計画」及び、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」として一体的に策定するもので、国の地域共生社会の実現に向けた考え方を踏まえ、本市の上位計画である「第３次新見市総合計画」や福祉の上位計画である「第２期新見市地域福祉計画」をはじめ、関連する分野別計画との整合に配慮するものです。

「第３次新見市総合計画」では、「人と地域が輝き　未来につながる　源流共生のまち・にいみ」という将来像を掲げ、まちづくりの方向の一つとして「地域共生社会の構築」を定めています。また、高齢者福祉の分野においては「高齢者が生きがいを実感でき　地域全体で支えるまち」を目指した福祉のまちづくりを推進しています。

「第２期新見市地域福祉計画」は、総合計画の方針に基づき、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定め、本計画をはじめとする福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

本計画はこれらの施策の方向性に基づいて策定するものです。

また、岡山県の「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

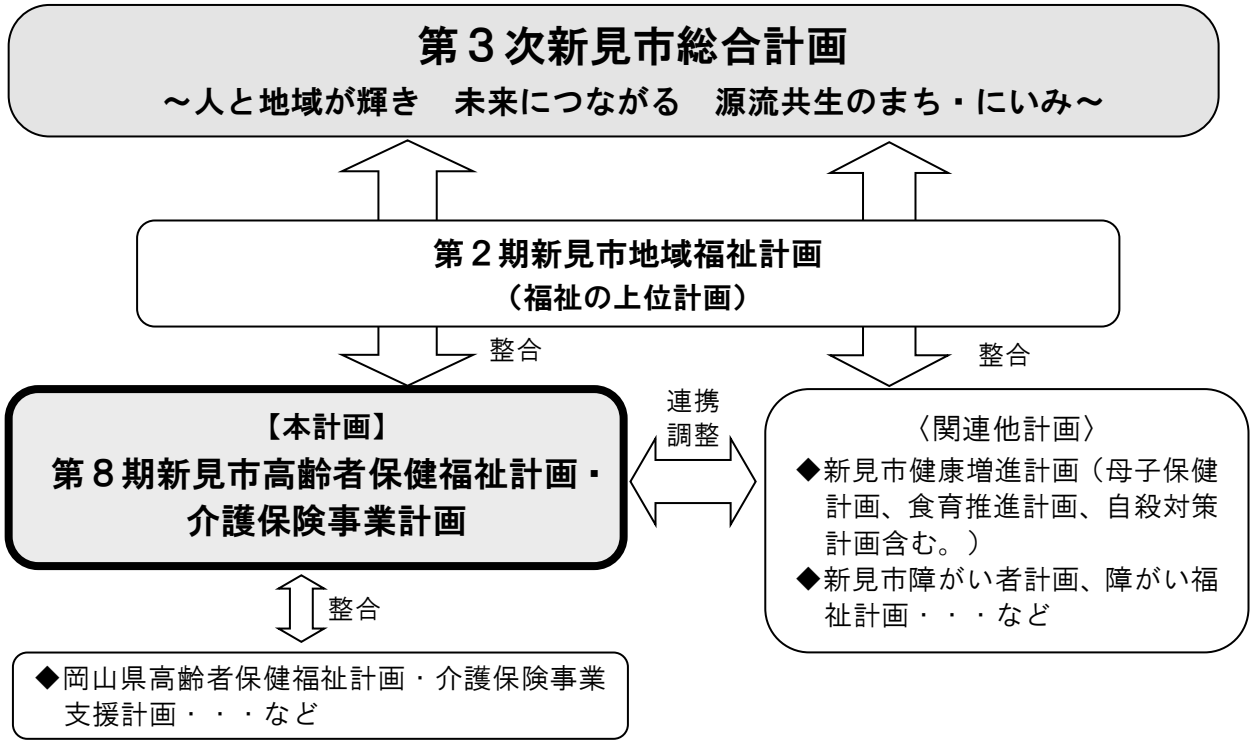

## 4　計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間です。令和５年度に、それまでの取組の評価、見直しを行い、令和６年度からの次期計画につなげます。

<table>
<tr><td>平成 30<br>年度</td><td>令和元<br>年度</td><td>令和2<br>年度</td><td>令和3<br>年度</td><td>令和4<br>年度</td><td>令和5<br>年度</td><td>令和6<br>年度</td><td>令和7<br>年度</td><td>令和8<br>年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">第７期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>見直し</td><td colspan="3">第８期（本計画）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td colspan="3">第９期（次期計画）</td></tr>
</table>

## 5　計画の策定方法

### （１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

市内の高齢者及び要介護等認定者を対象として、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）を実施しました。アンケートの内容については「国のモデル調査票」を踏まえて設計しています。

| 調査名称 | 令和元年度　新見市<br>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 新見市　在宅介護実態調査 |
|---|---|---|
| 調査対象 | 住民基本台帳より無作為抽出した<br>65 歳以上の高齢者 | 在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた人 |
| 調査方法 | 郵送配布・回収 | 郵送及び認定調査員による面接聴取法 |
| 調査期間 | 令和２年３月 | 令和２年２月 |
| 配布数 | 1,200 件 | ― |
| 回収状況 | 895 件（74.6%） | 469 件 |

### （２）策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては「新見市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

## 6　介護保険制度の動き

### （１）介護保険制度等の改正の動き

令和２年６月、国においては「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。これにより「介護保険法」の一部が改正されました。「介護保険法」の改正では「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」をはじめ、「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」などが定められました。

| 参考／「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要 |
| --- |
| **１　改正の趣旨**<br>地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。<br>**２　改正の概要（大分類）**<br>（１）地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（「社会福祉法」「介護保険法」）<br>（２）地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進（「介護保険法」「老人福祉法」）<br>（３）医療・介護のデータ基盤の整備の推進（「介護保険法」「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」）<br>（４）介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（「介護保険法」「老人福祉法」「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」）<br>（５）社会福祉連携推進法人制度の創設（「社会福祉法」） |

### （２）第８期介護保険事業計画の基本指針の概要

国は「介護保険法」第 116 条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村はこの基本指針に即して、３年を１期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

第８期計画期間においては、第７期計画期間における目標や具体的な施策を踏まえ、令和７年（2025 年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに、現役世代が急減する令和 22 年（2040 年）を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に展望することが求められています。

| 参考／第８期介護保険事業計画において記載を充実する事項 |
| --- |
| **1　2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**<br>○2025 年（令和７年）、2040 年（令和 22 年）を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定<br>**2　地域共生社会の実現**<br>○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載<br>**3　介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**<br>○一般介護予防事業の推進に関して「ＰＤＣＡサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」<br>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載<br>○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載<br>○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定<br>○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載<br>○在宅医療、介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載<br>○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載<br>○ＰＤＣＡサイクルに沿った推進に当たり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載<br>**4　有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**<br>○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載<br>○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定<br>**5　認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**<br>○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、５つの柱に基づき記載<br>○教育等他の分野との連携に関する事項について記載<br>**6　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**<br>○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載<br>○介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載<br>○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載<br>○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載<br>○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載<br>**7　災害や感染症対策に係る体制整備**<br>○近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えの重要性について記載 |

資料:「社会保障審議会 介護保険部会資料(令和2(2020)年7月開催)」より作成

### （３）第８期介護保険事業計画の基本指針の具体的内容

#### ① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第７期計画では、第６期を踏まえて地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年（2025 年）に向けて、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。第８期では、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えて、介護需要の見込みに応じた過不足のないサービス基盤の整備を図ることが求められています。

そのため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、目指すシステムの姿を明らかにするとともに、現時点での到達状況の評価や課題を抽出していく必要があります。

【介護保険事業計画の策定経過】

| | |
|---|---|
| 第１期（平成 12～14 年度） | 介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定 |
| 第２期（平成 15～17 年度） | 新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入 |
| 第３期（平成 18～20 年度） | 高齢者医療確保法施行（特定健診の導入、老人保健事業の健康増進事業への移行） |
| 第４期（平成 21～23 年度） | 「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和７年（2025 年）を目途に、医療介護総合確保推進法の施行（在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化（認知症初期集中支援推進事業）など） |
| 第５期（平成 24～26 年度） | |
| 第６期（平成 27～29 年度） | |
| 第７期（平成 30～令和２年度） | 地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組 |
| **第８期（令和３～５年度）** | **◆介護予防・健康づくりの推進**<br>**◆地域共生社会の実現に向けた体制づくり**<br>**◆認知症「共生」と「予防」への取組**<br>**◆持続可能な制度の再構築・介護現場の革新** |

【近年の介護保険制度の流れ】

<table>
<tr><th></th><th>第５期<br>平成 24～26 年度</th><th>第６期<br>平成 27～29 年度</th><th>第７期<br>平成 30～令和２年度</th><th>第８期<br>令和３～令和５年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">高齢者・介護保険制度等</td><td colspan="4">2025 年を見据えた対応</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">2040 年を見据えた対応</td></tr>
<tr><td>●地域包括ケアの確立<br>・認知症施策の推進<br>・地域ケア会議の推進<br>・在宅医療・介護の連携推進<br>・生活支援サービスの充実</td><td>●医療介護総合確保法<br>・総合事業スタート</td><td>●地域包括ケア法<br>＜地域包括ケアの深化＞<br>◎地域包括ケアシステムの深化・推進<br>・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化<br>・医療介護の連携の推進<br>・地域共生社会の実現に向けた取組<br>◎介護保険制度の持続可能性の確保</td><td rowspan="2">■第８期計画に向けた課題<br>・2025 年以降の現役世代の急減<br>■現状の課題<br>○本人・家族<br>・介護予防、健康づくり<br>・家族支援、虐待防止<br>○支え手<br>・保険者機能の強化<br>・地域共生社会の実現<br>・他職種連携／ＩＣＴの活用</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">●新オレンジプラン（2015～2025 年）<br>○認知症の普及・啓発（認知症サポート）<br>○様態に応じた医療・介護等の提供<br>（医療等研修、認知症ケアパス）<br>●認知症施策推進大綱</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td colspan="2">●我が事・丸ごと地域共生社会（2016 年）<br>・高齢、障がい、児童等の包括的な支援<br>・複合課題（ダブルケア、8050 問題）等への対応<br>・「地域共生社会」の実現<br>・一億総活躍社会（2016 年）「安心につながる社会保障」介護離職者数をゼロに</td></tr>
</table>

### ② 地域共生社会の実現

平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現に向けた方向性が示されました。

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子育て家庭など、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を支えていく社会とされています。

これからは「地域共生社会の実現」に向けた、「縦割り」ではなく「丸ごと」、「他人事」ではなく「我が事」として、一人ひとりの暮らしを支える地域づくりが必要です。

【地域共生社会の実現に向けた考え方】

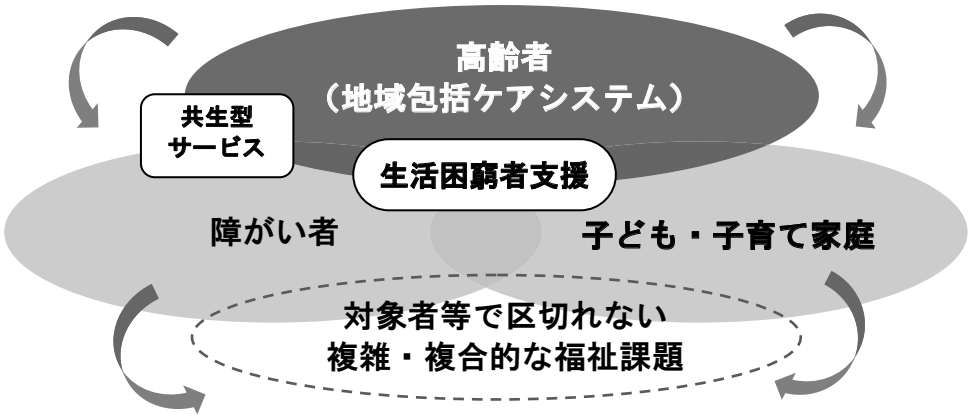


### ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における現役世代（担い手）の減少が顕著となり、担い手の育成、養成が喫緊の課題となっています。

今日、地域包括ケアシステムは、我が国が目指す地域共生社会を実現するための中核とも言える仕組みであり、その対象者は、直面する高齢社会においては、その主な人的資源として高齢者、特に前期高齢者が想定されています。高齢者が介護予防や生活支援サービスの担い手として参加し、活躍できる仕組みを機能させていくことが大切です。

介護保険制度としても、特に介護予防、健康づくりの取組を強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

より多くの高齢者が、こうした活動に参画することによって、介護予防、健康づくりにつながるだけでなく、取組自体が地域のつながりの強化や地域の活力の維持、向上に寄与していくことが期待されます。

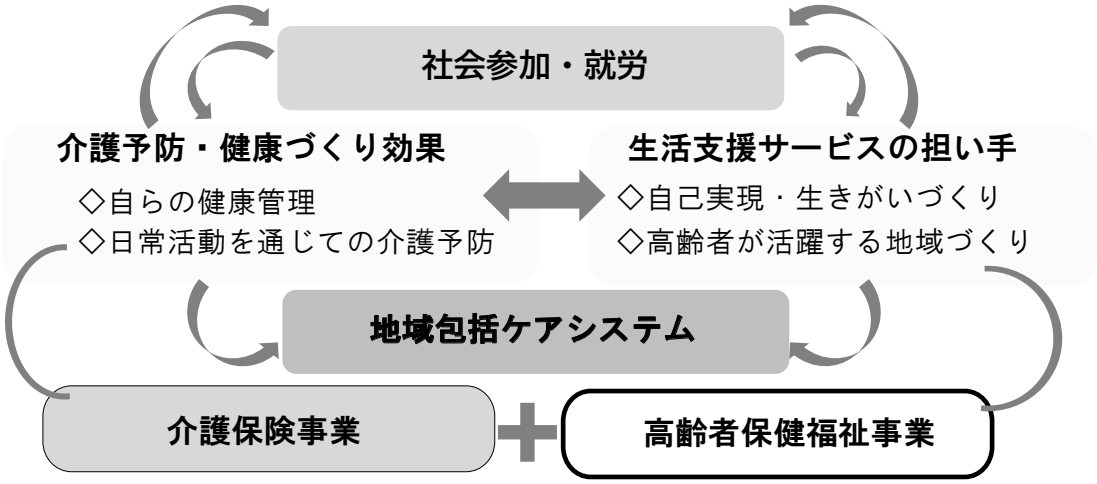

**④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は、全国的には増加傾向にあり、多様な介護需要の受け皿の一つとして役割を担っていますが、本市には現在、当該施設はありません。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県と市町村（保険者）は、住宅型有料老人ホームに関する情報連携を強化し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが求められており、本市においても、引き続きニーズの把握等に努めます。

**⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進**

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中、令和元年６月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸として様々な施策が推進されています。

この大綱において「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味であり、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味として位置付けられています。

誤った受け止めによって新たな偏見や誤解が生じないよう、「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要とされています。

**⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

近年、介護職の人材不足に加え、今後は担い手となる現役世代の減少も顕著となることから、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。介護人材の確保については、都道府県と市町村（保険者）とが連携を強化するとともに、介護保険事業計画に介護人材の確保に向けた取組方針等を記載し、計画的な推進を図ることが必要とされています。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボットやＩＣＴ活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが必要とされています。

**⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備**

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えの重要性についての検討が必要であるとともに、高齢者を取り巻く平常時とは異なる様々な影響に対する、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

## 7　日常生活圏域

本市では、日常生活圏域として７つの地域を設定しています。人口は、北部地域が 6,770 人と最も多く、神郷地域が最も少なくなっています。また、高齢化率は神郷地域で 48.8%と約半数を占め最も高く、次いで哲西地域（46.6%）、大佐地域（46.2%）の順となっています。

【圏域別人口】

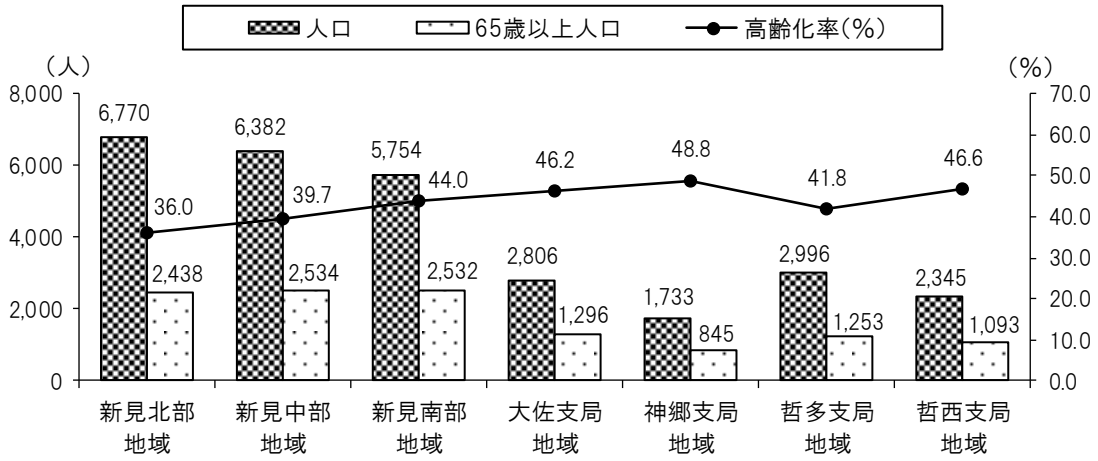


資料：住民基本台帳（令和2年3月末日現在）

【日常生活圏域図】

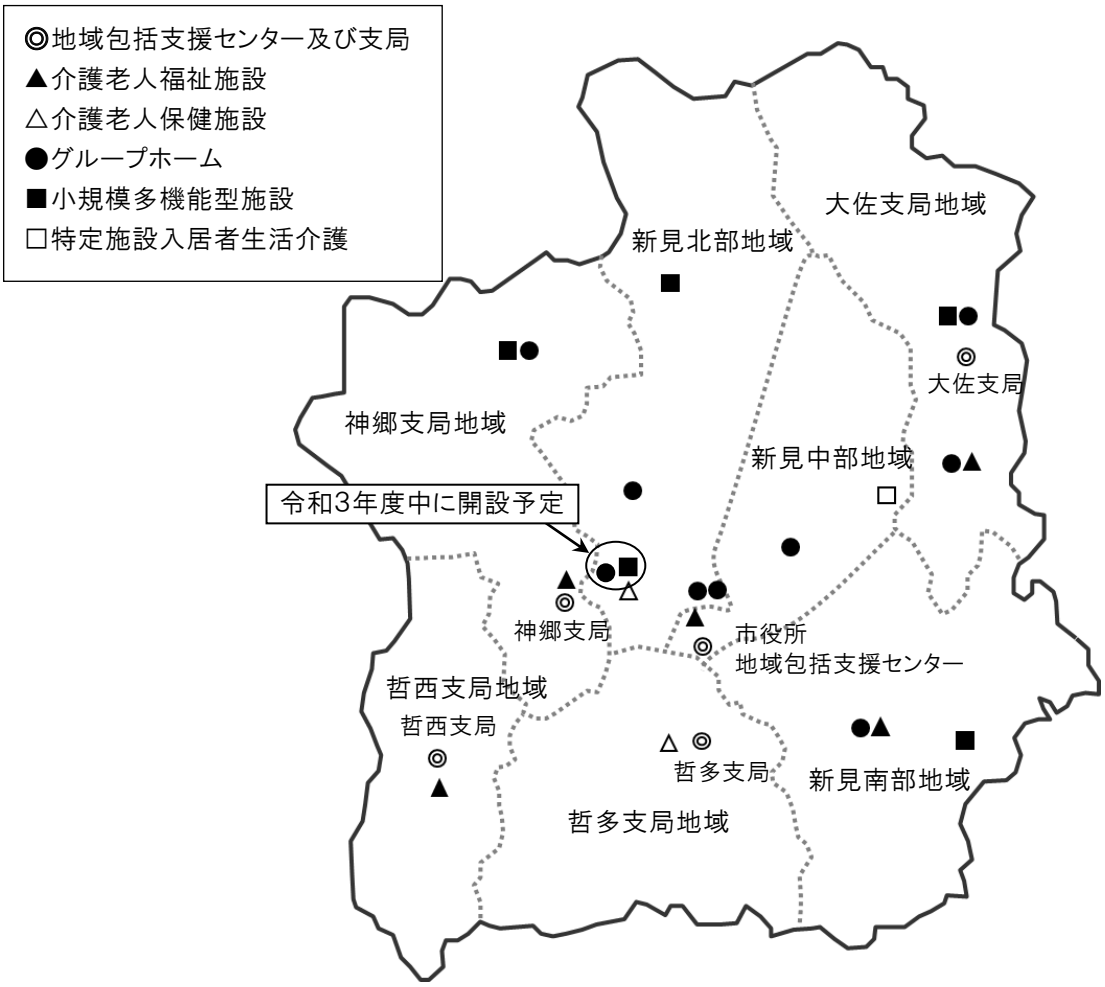

【圏域別サービス提供基盤の状況】

| 圏域名 | 事業所名 |
|---|---|
| 新見北部地域※1 | 介護老人保健施設　くろかみ　100 床<br>グループホーム　ファミリア愛　２ユニット<br>グループホーム　花みずき　１ユニット<br>グループホーム　花すゝき　１ユニット<br>グループホーム　ウェルネス高尾（仮称）１ユニット※2<br>小規模多機能型施設　おいでんせぇ　１箇所<br>小規模多機能型施設　ウェルネスたかお（仮称）１箇所※2 |
| 新見中部地域※1 | 特定施設入居者生活介護　ケアポート生き活き館新見　30 床<br>グループホーム　げんき　１ユニット<br>特別養護老人ホーム　ゆずり葉　90 床 |
| 新見南部地域※1 | 特別養護老人ホーム　唐松荘　130 床<br>グループホーム　心　１ユニット<br>小規模多機能型施設　福の木　１箇所 |
| 大佐支局地域 | 特別養護老人ホーム　おおさ苑　50 床<br>グループホーム　おおさ苑　２ユニット<br>グループホーム　わが家　１ユニット<br>小規模多機能型施設　わきあいあい　１箇所 |
| 神郷支局地域 | 特別養護老人ホーム　ケアポート生き活き館神郷　50 床<br>グループホーム　にいざとさくらの丘　１ユニット<br>小規模多機能型施設　にいざとさくらの丘　１箇所 |
| 哲多支局地域 | 介護老人保健施設　すずらん　50 床 |
| 哲西支局地域 | 特別養護老人ホーム　哲西荘　50 床 |

※1　新見北部地域･･･千屋、坂本、馬塚、上市、足立、西方、高尾
　　新見中部地域･･･新見、金谷、熊谷、菅生
　　新見南部地域･･･正田、唐松、石蟹、長屋、井倉、法曽、草間、足見、土橋、豊永
　　（令和2年3月末日現在）
※2　令和3年度中に開設予定

# 第２章　高齢者を取り巻く現状

## １　人口の動き

### （１）人口の推移

本市の人口は、令和２年３月末日現在 28,786 人（平成 27 年を 100.0 とした場合 90.8）となっており、平成 27 年から約 2,900 人の減少となっています。また、１世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 27 年の 2.45 人から令和２年で 2.27 人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】

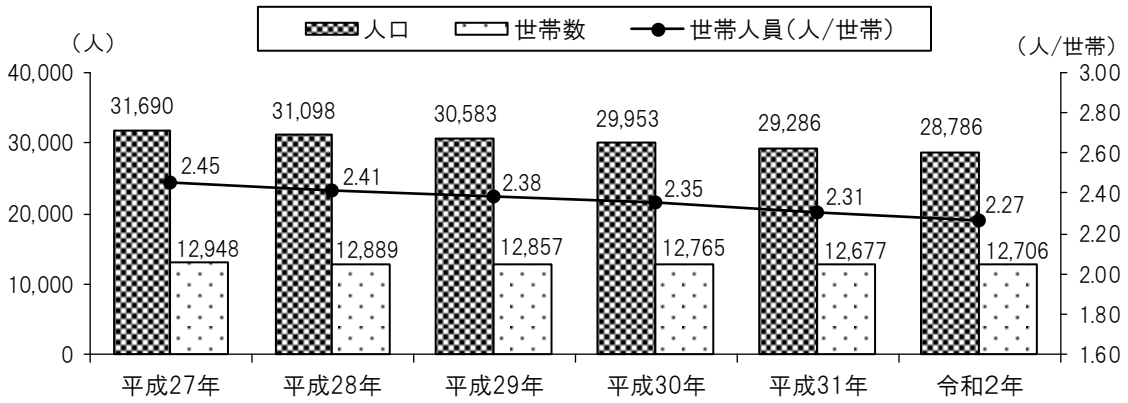


【人口・世帯数増減率】

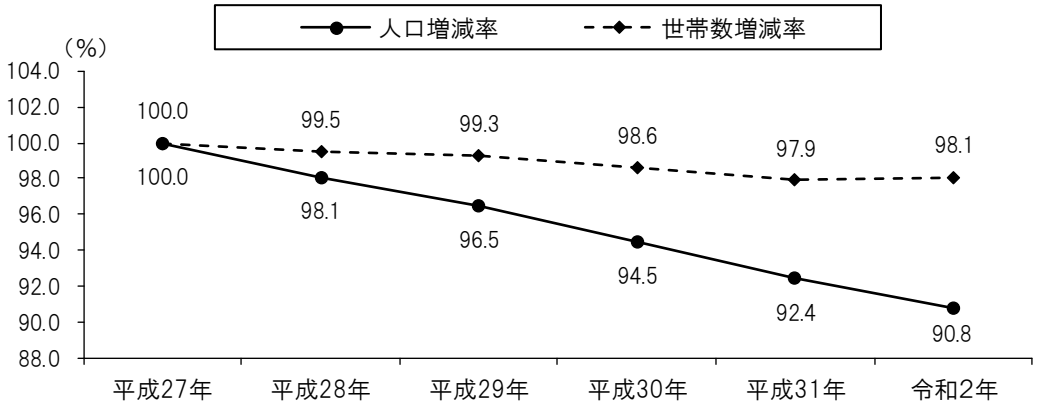


注：増減率は、平成 27 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## （２）高齢化の状況

本市の高齢者人口（65 歳以上）は緩やかな減少傾向にあり、令和２年３月末日現在で 11,991 人、高齢化率は約４割（41.7%）となっています。前期高齢者（65～74 歳）は、令和２年で 4,935 人（65 歳以上全体に占める構成比 41.2%）、後期高齢者（75 歳以上）は 7,056 人（同 58.8%）となっています。

【高齢者人口の推移】

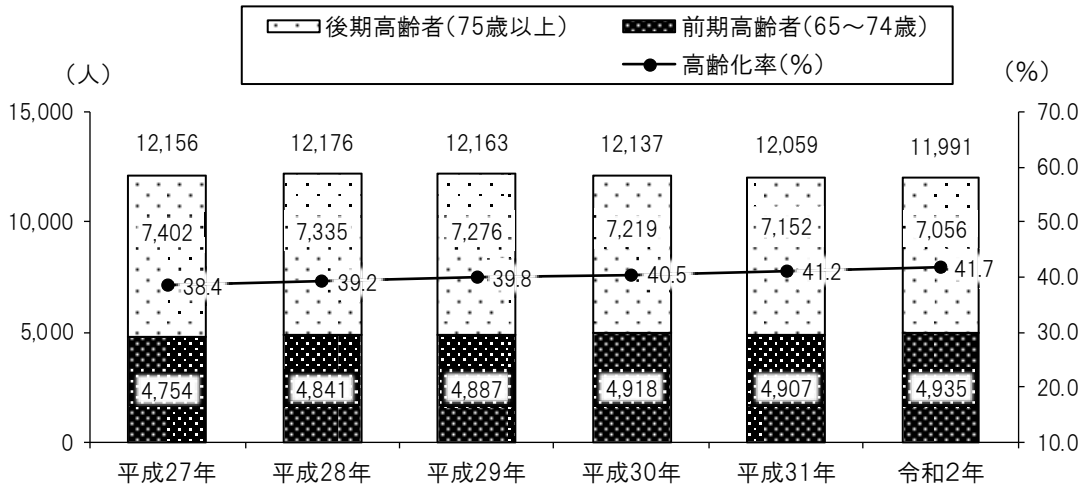


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## （３）高齢者人口の将来推計

本計画期間（第８期）における本市の今後の人口動向について、コーホート要因法※による推計結果では、本市全体の人口は緩やかな減少が続きます。

一方、高齢者の人口も緩やかな減少で推移すると予測されていますが、将来的な人口減少に伴い、高齢化率は増加すると予測されています。

【人口の将来推計】

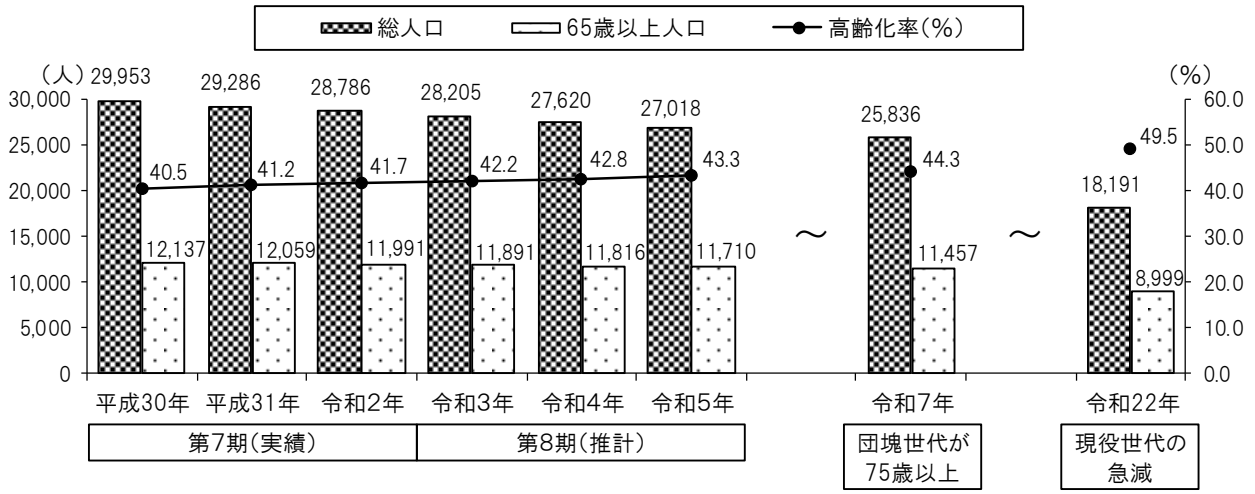


| | 実績← | | | →推計 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和 22 年 |
| 総人口（人） | 29,953 | 29,286 | 28,786 | 28,205 | 27,620 | 27,018 | 25,836 | 18,191 |
| 65 歳以上人口（人） | 12,137 | 12,059 | 11,991 | 11,891 | 11,816 | 11,710 | 11,457 | 8,999 |
| 高齢化率（%） | 40.5 | 41.2 | 41.7 | 42.2 | 42.8 | 43.3 | 44.3 | 49.5 |

資料：平成 30 年～令和2年は住民基本台帳（各年3月末日現在）、令和3年以降はコーホート要因法による推計（令和2年7月推計）

※コーホート要因法とは、同期間に出生した集団（＝年齢層のかたまり）を示し、各年齢階層について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転入と転出）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法であり、年齢階層ごとに細かく推移を把握することができる方法である。

## 2　介護保険事業の現状と実績

### （1）要介護等認定者数と認定率

本市の要介護等認定者数及び要介護等認定率は共に、平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降、緩やかな増加で推移しています。

【要介護等認定者数の推移】

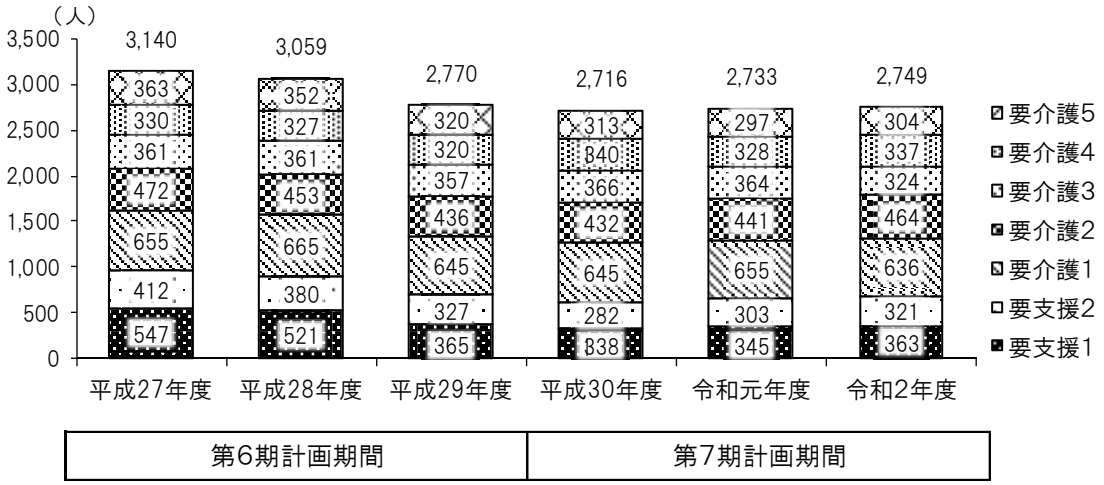


資料：介護保険事業状況報告（各年度 10 月月報）

【要介護等認定率の推移】

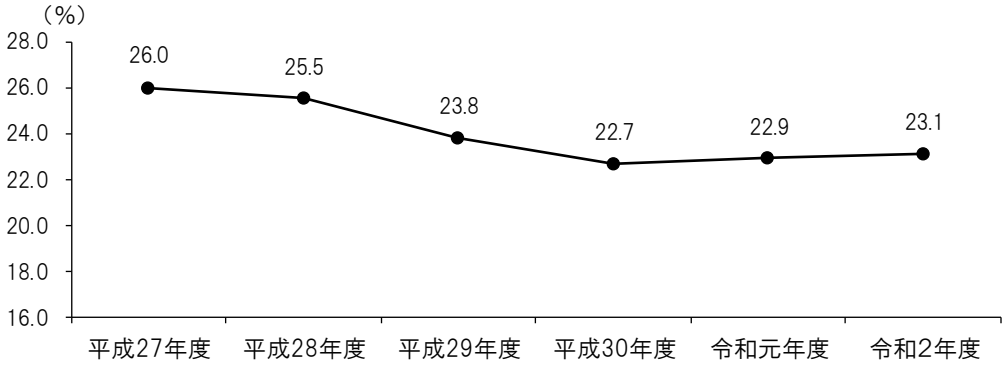


注：要介護等認定率＝認定者数（第1号被保険者）÷第1号被保険者数
資料：介護保険事業状況報告（各年度 10 月月報）

## （２）介護保険サービス利用状況

### ①介護給付

居宅サービスについて計画値との対比をみると、平成 30 年度では「訪問看護」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」において、利用者数が計画値を上回っています。令和元年度では、利用者数は全体的に計画値を下回っていますが、「福祉用具貸与」では計画値を上回っています。

（単位：人/月）

| | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サービス種類 | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 見込値 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 179 | 158 | 181 | 154 | 187 | 164 |
| | 訪問入浴介護 | 10 | 7 | 10 | 9 | 10 | 12 |
| | 訪問看護 | 85 | 91 | 90 | 87 | 94 | 89 |
| | 訪問リハビリテーション | 84 | 46 | 90 | 35 | 94 | 28 |
| | 居宅療養管理指導 | 87 | 69 | 107 | 78 | 121 | 101 |
| | 通所介護 | 481 | 472 | 481 | 476 | 485 | 477 |
| | 通所リハビリテーション | 160 | 128 | 164 | 130 | 169 | 137 |
| | 短期入所生活介護 | 183 | 190 | 189 | 180 | 192 | 171 |
| | 短期入所療養介護（老健） | 38 | 36 | 35 | 38 | 35 | 29 |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 0 |
| | 福祉用具貸与 | 542 | 554 | 575 | 583 | 606 | 635 |
| | 特定福祉用具購入費 | 14 | 11 | 14 | 10 | 14 | 8 |
| | 住宅改修費 | 16 | 10 | 16 | 9 | 16 | 10 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 84 | 72 | 84 | 77 | 84 | 91 |
| 地域密着型サービス | 認知症対応型通所介護 | 64 | 59 | 64 | 57 | 64 | 58 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 73 | 79 | 73 | 82 | 93 | 86 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 95 | 96 | 99 | 93 | 108 | 84 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 地域密着型通所介護 | 88 | 69 | 88 | 95 | 88 | 119 |
| 施設 | 介護老人福祉施設 | 430 | 420 | 430 | 421 | 430 | 425 |
| | 介護老人保健施設 | 225 | 206 | 225 | 204 | 225 | 211 |
| | 介護医療院 | 0 | 5 | 0 | 9 | 26 | 14 |
| | 介護療養型医療施設 | 4 | 2 | 4 | 3 | 4 | 2 |
| 居宅介護支援（サービス計画作成） | | 926 | 873 | 935 | 884 | 935 | 910 |

居宅サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は、令和元年度の実績では「福祉用具貸与」が最も多く、次いで「通所介護」「短期入所生活介護」「訪問介護」「通所リハビリテーション」が続いています。「福祉用具貸与」は、前年度（平成 30 年度）から増加傾向にありますが、「訪問リハビリテーション」「短期入所生活介護」などは減少しています。

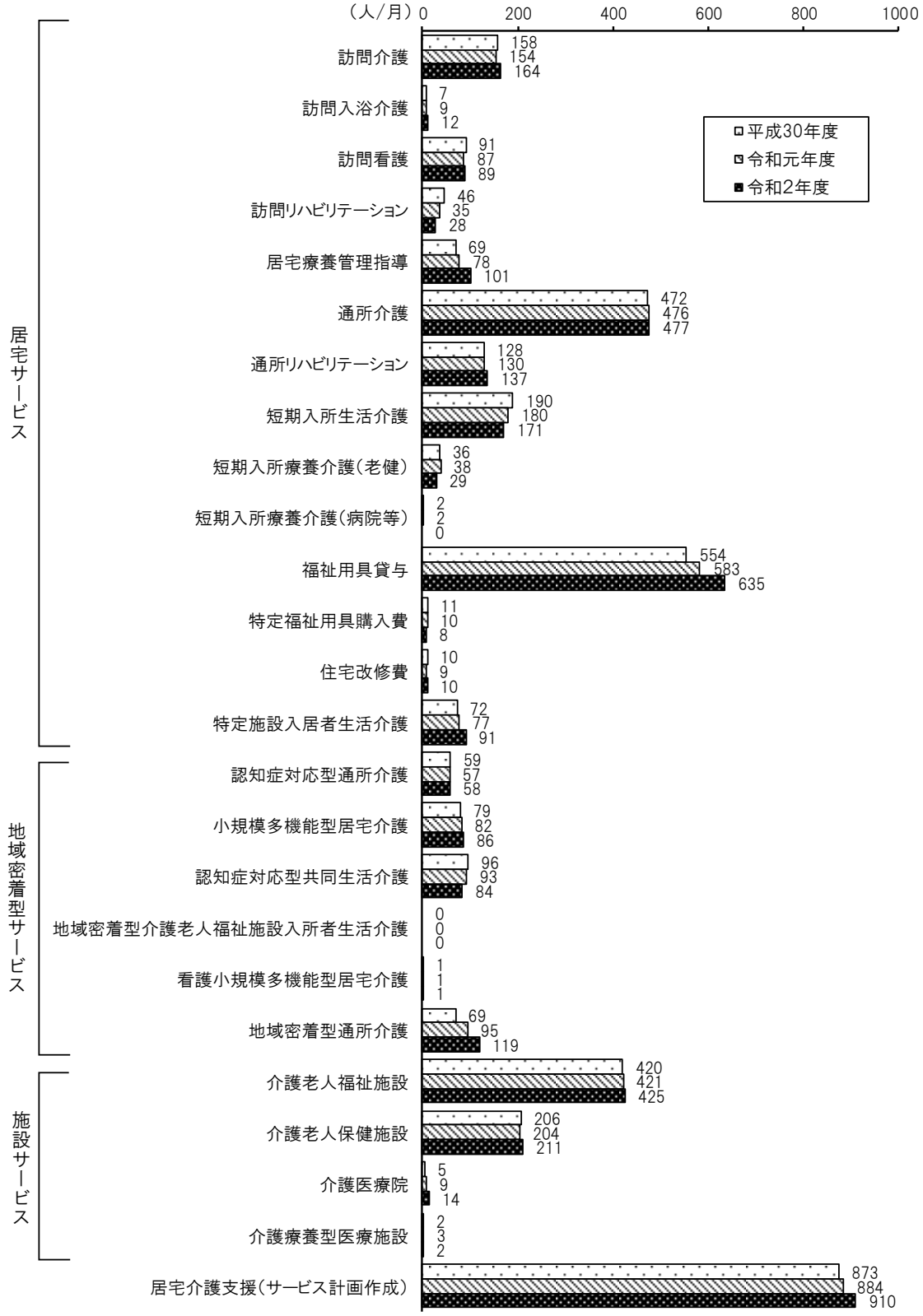

### ②介護予防給付

令和元年度の実績について計画値との対比をみると、居宅サービスについては「介護予防訪問看護」「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護（老健）」「介護予防特定施設入居者生活介護」の利用者数が計画値を上回っています。

（単位：人/月）

| | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サービス種類 | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 見込値 |
| 居宅サービス | 介護予防訪問看護 | 12 | 11 | 12 | 14 | 12 | 15 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 12 | 8 | 12 | 1 | 12 | 1 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 12 | 7 | 9 | 10 | 7 | 11 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 58 | 47 | 59 | 52 | 60 | 49 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 8 | 8 | 8 | 10 | 9 | 8 |
| | 介護予防短期入所療養介護（老健） | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| | 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 288 | 248 | 288 | 271 | 288 | 280 |
| | 特定介護予防福祉用具購入費 | 12 | 6 | 11 | 5 | 11 | 15 |
| | 介護予防住宅改修 | 11 | 7 | 11 | 7 | 11 | 6 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 4 | 7 | 4 | 5 | 4 | 4 |
| 地域密着型サービス | 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 27 | 19 | 27 | 14 | 32 | 16 |
| | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援（サービス計画作成） | | 350 | 296 | 350 | 318 | 350 | 319 |

介護予防サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は令和元年度の実績では「介護予防福祉用具貸与」が最も多く、次いで「介護予防通所リハビリテーション」が続いています。「介護予防福祉用具貸与」の利用者数は、前年度（平成 30 年度）から増加していますが、「介護予防訪問リハビリテーション」は減少しています。

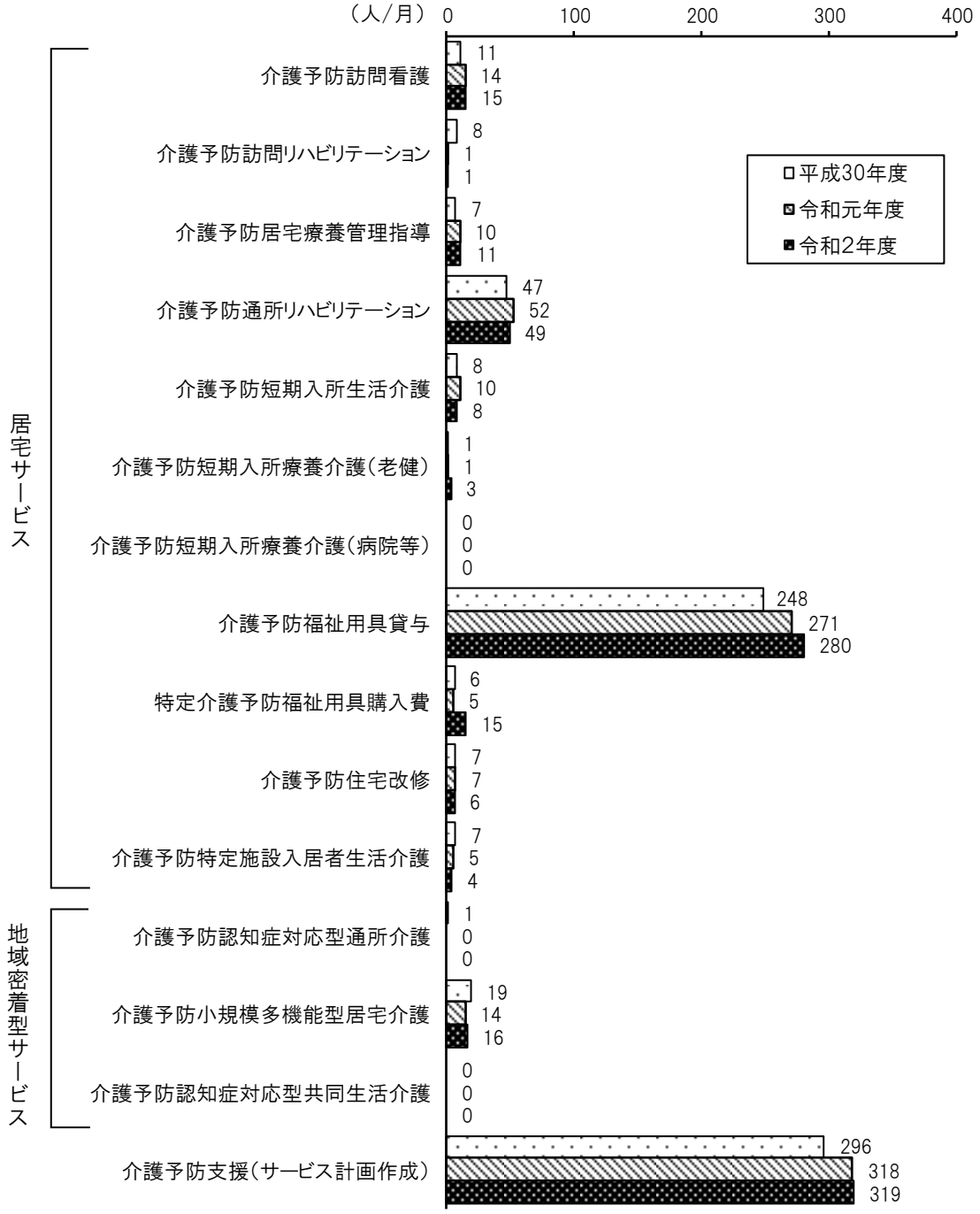

# 第３章　本市における高齢者福祉の課題

## １　第７期計画の検証結果から読み取れる課題

本市では、第７期計画に基づき高齢者福祉の取組を実施しており、それらの取組は、福祉分野のみならず庁内横断的に多様な分野に及びます。そのため、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して検証を行い、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第７期計画で掲げた６つの基本目標ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第７期計画の施策体系】

| **重点目標　住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして** | |
|---|---|
| **基本目標１　地域包括ケアシステムの推進** | （１）地域包括支援センターの機能強化<br>（２）医療・介護連携の推進<br>（３）地域ケア会議の推進<br>（４）地域福祉の推進<br>（５）権利擁護の推進 |
| **基本目標２　認知症対策の推進** | （１）認知症予防・ケア対策の推進<br>（２）家族介護者への支援<br>（３）地域で見守る体制の推進<br>（４）若年性認知症の人への支援 |
| **基本目標３　介護予防と生活支援の推進** | （１）一般介護予防事業の推進<br>（２）介護予防・生活支援サービス事業の実施<br>（３）生活支援サービスの体制整備<br>（４）在宅福祉サービスの推進 |
| **基本目標４　介護保険事業の充実と円滑な運営** | （１）　介護保険サービスの質の確保・向上<br>（２）　制度の適正・円滑な運営 |
| **重点目標　健康で生きがいのある地域をめざして** | |
| **基本目標５　高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備** | （１）生きがい活動への支援<br>（２）社会参加活動の推進<br>（３）高齢者の住まいの確保 |
| **基本目標６　生涯を通じた健康づくりの推進** | （１）生活習慣病予防<br>（２）健康維持・増進 |

## 基本目標１　地域包括ケアシステムの推進

### 施策の展開（１）地域包括支援センターの機能強化

【これまでの主な取組内容】

〇目標を明確にした地域包括支援センターの運営方針に基づき、円滑かつ効率的な業務運営に努めました。特に、保健師（看護師）、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士の３職種の人員確保と資質向上に努め、機能強化を推進しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題※ |
| --- |
| ●今後も、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて、積極的な研修参加や主任ケアマネジャー等の資格取得を目指し、地域包括支援センターの機能強化を図る継続的な取組が必要です。 |

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

### 施策の展開（２）医療・介護連携の推進

【これまでの主な取組内容】

〇新見地域医療ネットワークと連携して事業を推進するとともに、「在宅医療連携ガイド」の毎年度更新、関係者への配布や「医療・介護れんらく帳」の要介護等認定者への配布など、医療、介護間での情報共有や切れ目のない支援を推進しました。

〇在宅医療・介護連携支援センター「まんさく」を相談支援の拠点として、新見地域入退院支援ルールの手引きや多職種連携エチケット等を作成し、活用を推進しました。また、Ｚ連携（ＩＣＴを活用した在宅医療、介護を支援する多職種連携ツール）と連動した遠隔ＴＶ会議を実施し、広域での連携を図りました。

〇高梁川流域の関係市町との情報交換や研修等へ積極的に参加し、連携強化を図りました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●引き続き、新見地域医療ネットワークと連携して、医療と介護の連携を強化し情報共有を進め、切れ目のない支援を推進する必要があります。 |

### 施策の展開（３）地域ケア会議の推進

【これまでの主な取組内容】

〇住民と専門職が地域の福祉課題解決に向けて協議する場として「小地域ケア会議」を、また、小地域ケア会議における取組の紹介や活動の評価を行う「小地域ケア会議全体会」を開催しました。小地域ケア会議は、市内 39 地区中 31 地区で開催され、小地域ケア会議全体会参加者は、近年、増加傾向で推移しています。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●小地域ケア会議の全地区での開催に向け、引き続き地域ケア会議の推進が必要です。また、民生委員や地縁組織等、関係者への参加促進が必要です。 |

**施策の展開（４）地域福祉の推進**

【これまでの主な取組内容】

〇地域住民や事業者、関係機関との連携による、高齢者等の見守りネットワーク「高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）」を推進するとともに、協力事業者の参画促進に努め、令和元年度末で 21 事業所と協定締結を行いました。

〇介護サービスを利用していない 80 歳以上の独り暮らしの高齢者を月に１回訪問し、安否確認等を行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●独り暮らしの高齢者の安否確認は、近所付き合いの希薄化により、不在の確認が取りにくいため、より効果的な確認方法を検討する必要があります。 |

**施策の展開（５）権利擁護の推進**

【これまでの主な取組内容】

〇成年後見制度の周知と利用促進を図るとともに、成年後見人等の確保に努めました。

〇地域包括支援センターと関係機関との連携を強化し、虐待を速やかに通報、相談できる体制を構築するとともに、定期的な会議の開催による迅速な対応、適切な支援に努めました。

〇虐待防止の啓発を行い、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた適切な支援ができるよう、施設職員や支援者を対象に虐待防止研修会を開催しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●成年後見制度の更なる周知及び利用促進を図ることが必要です。<br>●地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を強化し、引き続き虐待への迅速な対応、適切な支援に努めることが必要です。<br>●虐待防止の啓発に努めるとともに、施設職員や支援者のスキルを向上し、適切な支援を行うことが必要です。 |

## 基本目標２　認知症対策の推進

### 施策の展開（１）認知症予防・ケア対策の推進

【これまでの主な取組内容】

〇認知症初期集中支援チームの体制を強化し、本人や家族に寄り添いながら、医療や必要な介護サービスへつなぎ、継続的な支援を行いました。

〇サロン等の集いの場において、認知症予防講座やｉＰａｄ教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及に努めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●今後も継続的な認知症予防・ケア対策の推進が必要です。 |

### 施策の展開（２）家族介護者への支援

【これまでの主な取組内容】

〇様々な機会を捉えて、認知症に関する相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、早期に相談できる体制づくりを推進しました。

〇「認知症カフェ」の設置を推進し、本人や家族の介護の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、周知に努めました。令和元年度は市内４箇所で認知症カフェが開催されました。

〇「認知症あんしんカード」を作成し、相談窓口の周知などに努めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●引き続き「認知症あんしんカード」などを活用して相談窓口の周知を図るとともに、早期に相談できる体制づくりの推進が必要です。<br>●地域との連携を見据え、「認知症カフェ」の充実を図る必要があります。 |

**施策の展開（３）地域で見守る体制の推進**

【これまでの主な取組内容】

〇認知症講演会や予防講座の開催をはじめ、「認知症安心ガイドブック」「認知症になっても安心リーフレット」等を活用し、認知症についての正しい知識の普及を図りました。

〇認知症サポーター養成講座を開催し、その育成に努めました。

〇サポーターの講師役であるキャラバン・メイトを増やすとともに、認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、認知症支援に関する課題の抽出等を行いました。

【認知症対策の推進】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 認知症キャラバン･メイト取得者数（人） | 85 | 83 | 87 | 93 | 89 | 93 |
| 認知症サポーター人数（人） | 4,600 | 4,786 | 4,800 | 4,982 | 5,000 | 5,049 |
| 認知症カフェ開催箇所数（箇所） | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 | 3 |
| 認知症初期集中支援チーム新規対応件数（件） | 7 | 8 | 7 | 3 | 7 | 3 |

資料：包括支援センター運営協議会（各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値）

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●令和元年度末現在、キャラバン・メイトは 93 名、認知症サポーターは約五千名となりました。今後も引き続き育成の推進が必要です。さらに、認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなぐ取組が必要です。 |

**施策の展開（４）若年性認知症の人への支援**

【これまでの主な取組内容】

〇若年性認知症の専門相談窓口である「おかやま若年性認知症支援センター」と連携し、支援を行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●現状把握を行うとともに、若年性認知症の人への継続的な支援が必要です。 |

## 基本目標３　介護予防と生活支援の推進

### 施策の展開（１）一般介護予防事業の推進

【これまでの主な取組内容】

〇令和元年度の「介護予防普及啓発事業（健康教育等）」開催回数は、前年度を少し上回りましたが、延べ参加人数はやや減少しています。

【介護予防普及啓発事業】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 健康教育等開催回数（回/年） | 300 | 261 | 310 | 267 | 320 | 190 |
| 延べ参加人数（人/年） | 4,600 | 3,965 | 4,700 | 3,722 | 4,800 | 2,700 |

資料：健康教育実施報告台帳（各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値）

注：令和2年度の見込値は、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、例年に比べ低い場合がある。（以下同様）

〇地域介護予防活動支援事業の「ふれあいいきいきサロン」等の会場数は横ばい、令和元年度の延べ参加人数は、前年度をやや下回っています。

【地域介護予防活動支援事業】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| ふれあいいきいきサロン（会場数） | 88 | 88 | 89 | 87 | 90 | 79 |
| いきいき健康アップ支援事業（地域版）（会場数） | 24 | 23 | 25 | 23 | 26 | 23 |
| 運動ふれあい地域づくり支援事業（会場数） | 22 | 18 | 24 | 17 | 26 | 17 |
| 延べ参加人数（人/年） | 11,000 | 15,264 | 11,100 | 14,742 | 11,100 | 11,320 |

資料：新見市健康づくり課事業報告書（各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値）

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●介護予防普及啓発事業については、おでかけ健康教室を中心とした、保健師、栄養士、健康運動指導士による講話・運動指導を継続し、高齢者の健康増進に取り組んでいくことが必要です。<br>●地域介護予防活動支援事業については、参加者の高齢化傾向がみられることから、地域の実情に合った教室運営を検討していく必要があります。 |

**施策の展開（２）介護予防・生活支援サービス事業の実施**

【これまでの主な取組内容】

〇要支援の人に対し総合事業に移行した訪問介護と通所介護のサービスを提供するとともに、要支援認定を受けた人又は基本チェックリストにより生活機能が低下した人を対象に、本市独自の基準によるサービスを提供しました。

【介護予防・日常生活支援総合事業利用者】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 総合事業訪問介護（人/月） | 125 | 109 | 130 | 100 | 135 | 99 |
| 総合事業通所介護（人/月） | 315 | 303 | 320 | 291 | 325 | 260 |

資料:各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●多様な主体によるサービスの充実が必要ですが、担い手不足等の問題により、新たな参入が困難な状況が続いているため、改善方策についての検討が必要です。 |

**施策の展開（３）生活支援サービスの体制整備**

【これまでの主な取組内容】

〇生活支援コーディネーターを圏域ごとに配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組を行いました。

〇民間企業、ＮＰＯ、シルバー人材センター、生活協同組合、社会福祉協議会など、生活支援に係わる団体で構成された第１層協議体を設置し、支援ニーズの把握やサービスのマッチング、支援活動の創出等に関する協議を行っています。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●地域での支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーターが、役割を十分発揮するためには、地域の多様な団体で構成される協議体が情報共有及び連携強化の場として十分機能しながら、高齢者生活支援体制の整備の充実に向けた取組を進めていくことが必要です。 |

**施策の展開（４）在宅福祉サービスの推進**

【これまでの主な取組内容】

〇告知放送端末を活用した緊急通報システムの運営を行いました。

〇消費生活相談や高齢者の特殊詐欺等被害防止対策を実施しました。

〇住宅用火災警報器の点検や警報器の本体交換について、周知や指導を行いました。

〇避難行動要支援者の情報を民生委員等と共有し、地域での支援体制の構築を進めるとともに、個別支援計画の策定を行いました。

〇介護手当など、家族介護者への経済的な負担の軽減を図りました。

〇ふれあい送迎事業を実施しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●ふれあい送迎バスの利用者数が減少していることから、外出支援サービス事業の見直しが必要です。<br>●災害時の個別支援計画の策定が少ないことから、今後、より多くの策定に向けて取り組むことが必要です。 |

## 基本目標４　介護保険事業の充実と円滑な運営

**施策の展開（１）介護保険サービスの質の確保・向上**

【これまでの主な取組内容】

〇総合事業に取り組み、より身近で安価なサービス提供体制の構築を推進しました。

〇認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの居住系サービスとの調整を図り、居宅サービスの充実を図りました。

〇各事業所での運営推進会議に職員が出席し、必要な指導、助言等を行い、地域に開かれたサービスの質の向上を図りました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●令和２年度に（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護を併設した施設を整備し、令和３年度に開設する予定です。引き続き、居住系サービスとの調整を図りつつ、居宅サービスの充実が必要です。 |

**施策の展開（２）制度の適正・円滑な運営**

【これまでの主な取組内容】

〇社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を促進し、令和元年度に３法人について助成を行いました。

〇新見市介護学生奨学支援金給付制度を創設し、市内の介護福祉士等を目指す学生に対して修学に必要な資金の給付を行い、介護人材の確保及び充実を図りました。

〇介護保険サービスにかかる苦情や相談の受付、制度について丁寧な説明等の対応を行いました。

〇福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、運営推進会議へ出席し、事業者や地域、利用者等との情報共有や協力体制づくりを強化しました。

〇事業所の実地指導を行い、実態把握や適正な助言をはじめ、必要に応じて改善命令を行うとともに、利用者からの苦情や不服申し立てに対する適切な指導、助言を行いました。

〇住宅改修・福祉用具販売等の点検数は、令和元年度が平成 30 年度を下回りましたが、その他は上回っています。

【介護給付適正化への取組の目標設定】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 要介護認定の適正化（認定調査･点検実施数）（件） | 2,100 | 2,175 | 2,100 | 2,411 | 2,100 | 2,400 |
| ケアプランの点検件数（件） | 100 | 88 | 115 | 102 | 120 | 108 |
| 住宅改修･福祉用具販売等の点検（件） | 400 | 394 | 400 | 363 | 400 | 450 |
| 医療情報との突合･縦覧点検（件） | 30 | 27 | 35 | 46 | 40 | 40 |
| 介護給付費通知件数（件） | 4,600 | 4,321 | 4,650 | 4,827 | 4,700 | 4,900 |

資料：各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●適正で公平な要介護認定や適正な介護給付の確保、利用者負担額軽減制度利用に向けて、引き続き取り組むことが必要です。<br>●新見市介護学生奨学支援金給付制度の申請者は、年間数名程度と少なく、介護人材の確保、定着、育成に向けた制度の周知や見直し等の検討が必要です。<br>●年々複雑になる制度について、適正な支援につなげるための努力が必要です。<br>●今後も適切に実地指導を行い、更なる介護サービスの質の向上を図ることが必要です。 |

## 基本目標５　高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備

### 施策の展開（１）生きがい活動への支援

【これまでの主な取組内容】

〇広報等を活用し、「まなび広場にいみ」や各地域の公民館等で開催される生涯学習活動についての情報提供を行いました。

〇公民館等を地域づくり拠点として位置付け、各種教室やサークル活動、地域行事を通して高齢者の生きがいづくりを促進しました。

〇健康教室「いきいき健康アップ教室」や高齢者が取り組めるニュースポーツの普及を図りました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●高齢者の地域活動への参画による、生きがいづくりに向けた検討が必要です。<br>●高齢者の健康教室やニュースポーツへの更なる参加を促進するため、工夫が必要です。<br>●三世代交流の各種教室等において、知識・技能を継承できる講師（高齢者）の確保や、子育て世代の若い親の参加を促進することが必要です。<br>●「老人憩いの家」を利用する人が減少しているため、高齢者のニーズを把握し、利用者増に向けた取組を検討することが必要です。 |

### 施策の展開（２）社会参加活動の推進

【これまでの主な取組内容】

〇シルバー人材センターの経営安定化を目指し、支援を行いました。

〇高齢者の生きがいづくりを推進するため、老人クラブの活動に対して支援を行いました。老人クラブ数及び、加入率は横ばいで推移しています。

【老人クラブへの支援】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| クラブ数（件） | 89 | 86 | 90 | 87 | 90 | 85 |
| 加入率（%） | 42.5 | 46.3 | 42.7 | 46.3 | 43.0 | 43.5 |

資料：各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●シルバー人材センターの会員数が減少しているため、継続的なサービスが提供できるよう、会員確保の取組が必要です。<br>●老人クラブの加入促進に向けた取組への支援が必要です。 |

**施策の展開（３）高齢者の住まいの確保**

【これまでの主な取組内容】

〇高齢者の居宅における住宅改造への支援や、居宅での生活が困難な高齢者に、養護老人ホームへの入所措置等を行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ●経済的、家庭的理由で、独り暮らしが困難な高齢者に対し、安心して生活できる環境の整備が必要です。 |

## 基本目標６　生涯を通じた健康づくりの推進

**施策の展開（１）生活習慣病予防**

【これまでの主な取組内容】

〇特定健康診査・後期高齢者健康診査は、がん検診と同時受診が可能な総合検診を実施しています。

〇医療機関で予約して受診できる個別健診も実施し、受診しやすい体制を構築しています。

【特定健康診査等受診状況】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 特定健康診査受診率(%) | 38.0 | 33.1 | 39.0 | 37.1 | 40.0 | 30.0 |
| 特定保健指導利用率(%) | 25.0 | 24.4 | 26.0 | 21.9 | 27.0 | 20.0 |
| 後期高齢者健康診査受診率(%) | 20.0 | 23.9 | 20.0 | 25.1 | 20.0 | 20.0 |
| 国保人間ドック受診者数(人/年) | 950 | 814 | 950 | 912 | 950 | 885 |
| 後期高齢者人間ドック受診者数(人/年) | 600 | 573 | 600 | 606 | 600 | 585 |

資料:新見市市民課事業報告書(各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値)

○健康教育の延べ参加人数はほぼ横ばいですが、健康相談については、増加傾向にあります。

【がん検診受診状況】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 胃がん受診率(%) | 40.0 | 24.3 | 40.0 | 21.1 | 40.0 | 18.4 |
| 結核・肺がん受診率(%) | 40.0 | 33.8 | 40.0 | 38.0 | 40.0 | 32.7 |
| 乳がん受診率(%) | 40.0 | 22.1 | 40.0 | 28.1 | 40.0 | 26.8 |
| 子宮頸がん受診率(%) | 40.0 | 18.4 | 40.0 | 20.5 | 40.0 | 11.2 |
| 大腸がん受診率(%) | 40.0 | 32.4 | 40.0 | 35.7 | 40.0 | 30.8 |
| 前立腺がん受診率(%) | 40.0 | 25.5 | 40.0 | 21.6 | 40.0 | 18.9 |

資料:新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値)

【健康教育・健康相談】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 健康教育 | | | | | | |
| 開催回数(回/年) | 360 | 282 | 370 | 279 | 380 | 200 |
| 延べ参加人数(人/年) | 5,300 | 4,285 | 5,400 | 4,058 | 5,500 | 3,000 |
| 健康相談 | | | | | | |
| 開催回数(回/年) | 17 | 20 | 18 | 34 | 20 | 28 |
| 延べ参加人数(人/年) | 200 | 146 | 210 | 1,766 | 230 | 1,601 |

資料:新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値)

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●各種健診等の受診率向上に向け、受診環境の整備を進める取組が必要です。 |

**施策の展開(2)健康維持・増進**

【これまでの主な取組内容】

○健康づくり連絡会では、こども部会、おとな部会、高齢者部会が連携し、健康の課題に向けた取組を実施しました。

○いきいき健康アップ支援事業については、運動を重視した介護予防活動を実施しました。

○インフルエンザ接種率、肺炎球菌接種率は令和元年度で前年度を上回っています。

【いきいき健康アップ支援事業】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| 広域版参加人数(人/年) | 260 | 279 | 270 | 276 | 280 | 140 |
| 地域版実施団体数<br>(会場数) | 24 | 23 | 25 | 23 | 26 | 23 |
| 地域版延べ参加人数 | 3,400 | 3,271 | 3,500 | 3,144 | 3,600 | 3,107 |

資料:新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値)

【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 |
| インフルエンザ接種率(%) | 60.0 | 57.0 | 65.0 | 57.6 | 70.0 | 65.0 |
| 肺炎球菌接種率(%) | 20.0 | 18.2 | 21.0 | 23.4 | 22.0 | 22.0 |

資料:新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値)

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ●健康づくり連絡会については、地域運営組織も立ち上がってきていることから、地域で行う健康づくりの推進方法を検討していく必要があります。<br>●「いきいき健康アップ支援事業」の新規参加者を確保するため、運動の定着に向けた取組の推進や教室内容の充実を図ることが必要です。 |

## 2　アンケート結果から読み取れる現状と課題

### 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から読み取れる課題】

### （１）家族や生活状況について

○家族構成をみると、男性は女性に比べ「夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の割合が高く、女性は「独り暮らし」の高齢者が多くなっています。

○介護・介助の必要性については、年齢が上がるほど介護が必要となる傾向にあり、特に 85 歳以上になると急速に介護・介助の必要性が増加し、介護・介助が必要又は受けている人は、合計で４割近くを占めています。

【介護・介助の必要性】

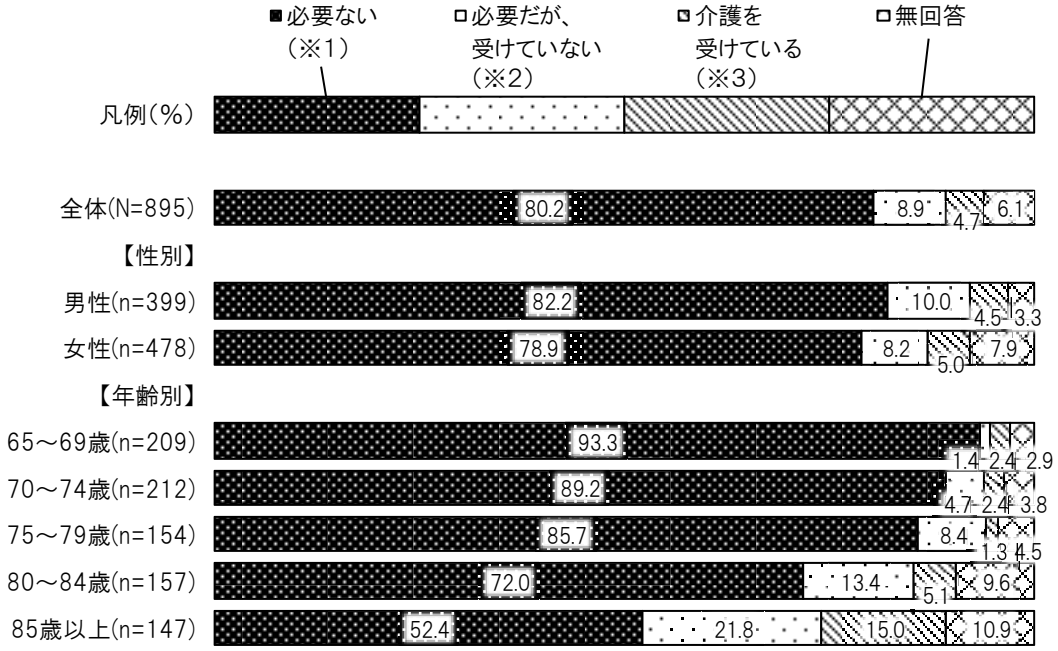


※1：介護･介助は必要ない
※2：何らかの介護･介助は必要だが、現在は受けていない
※3：現在、何らかの介護を受けている

注1：単位は%。集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。
注2：2つ以上の回答を可能とした複数回答設問の場合、その回答比率の合計は 100%にならない場合がある。
注3：図表や文中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）である。全標本数を示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記している。
（以下同様）

○介護・介助が必要になった主な原因については、「高齢による衰弱」や「関節の病気（リウマチ等）」「骨折・転倒」などが多くなっています。

【介護・介助が必要になった主な原因】

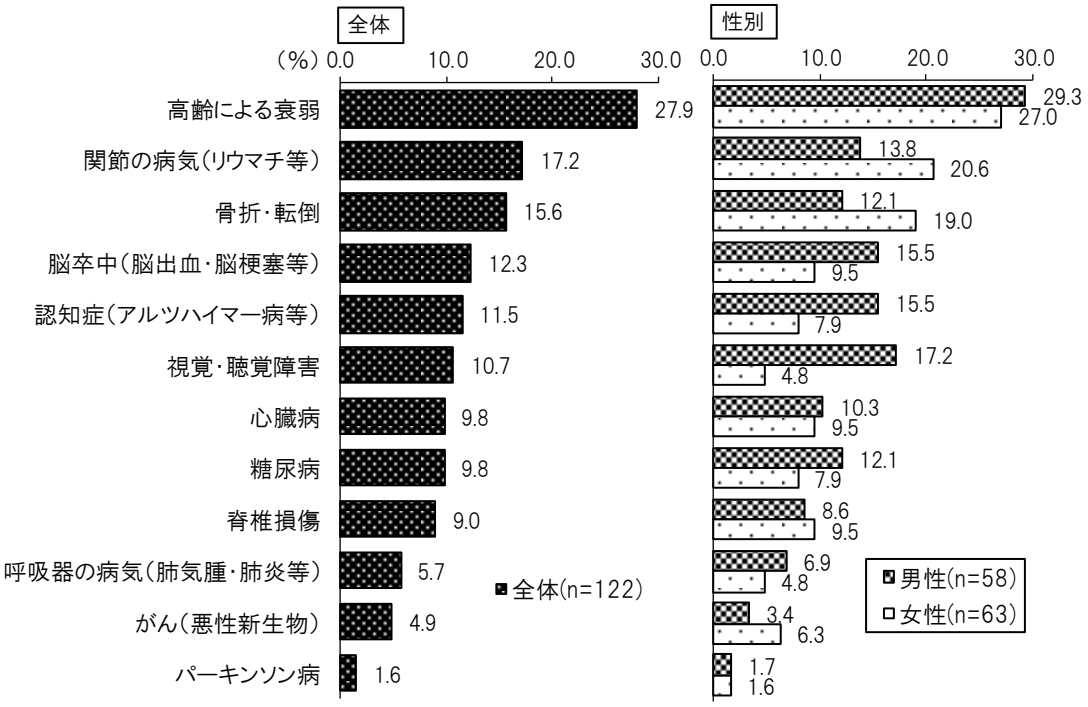


注：図表によっては「その他」や「無回答」を省略している場合がある。（以下同様）

○主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」をはじめ、「介護サービスのヘルパー」「娘」などが続きますが、男性は「介護サービスのヘルパー」が女性を大きく上回っており、女性は「配偶者（夫・妻）」などの割合が高く、性別によって違いがみられます。

【主な介護・介助者】

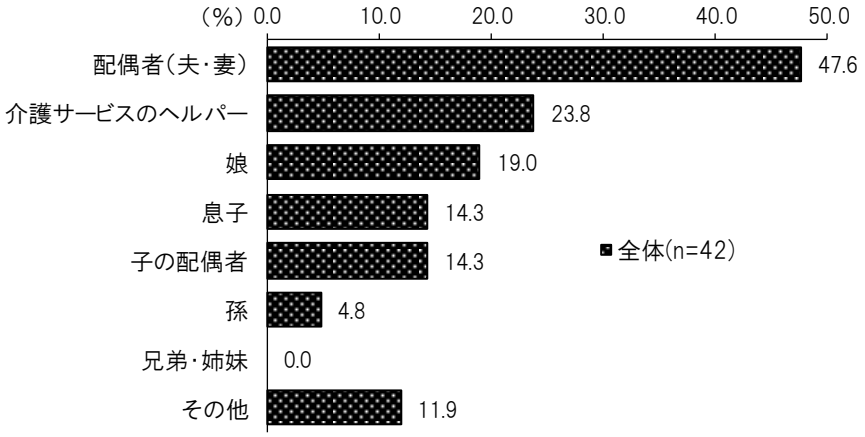


○現在の暮らしの状況については、約３割が「苦しい」と回答しており、介護状況別では介護が必要な層でその割合が高くなっています。

【今後の課題】

○住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、「家族介護」による負担の軽減を図り、ニーズに応じた適切な生活支援サービスの提供や医療機関との連携など、引き続き地域包括ケアに軸足を置いた支援施策の充実が求められます。
○性別や年齢に応じた健康診断の実施、糖尿病や高血圧など生活習慣病の予防、骨粗しょう症などに対する予防対策、事後のフォローなどが必要です。
○高齢化の進行に伴う独り暮らしの高齢者の増加や、約３割が暮らしの状況を苦しいとしている状況に配慮し、相談支援等の充実が必要です。
○今後の更なる「老々介護状態の増加」を見込み、高齢者であっても高齢者を支えることができる環境の整備を図る必要があります。

## （２）身体状況等について

○現在の健康状態については、大半が「よい」と回答していますが、「よくない」の合計も約２割みられます。年齢が上がるほど「よくない」の割合が増える傾向にあり、80歳以上になると合計で約３割を占めています。

【現在の健康状態】

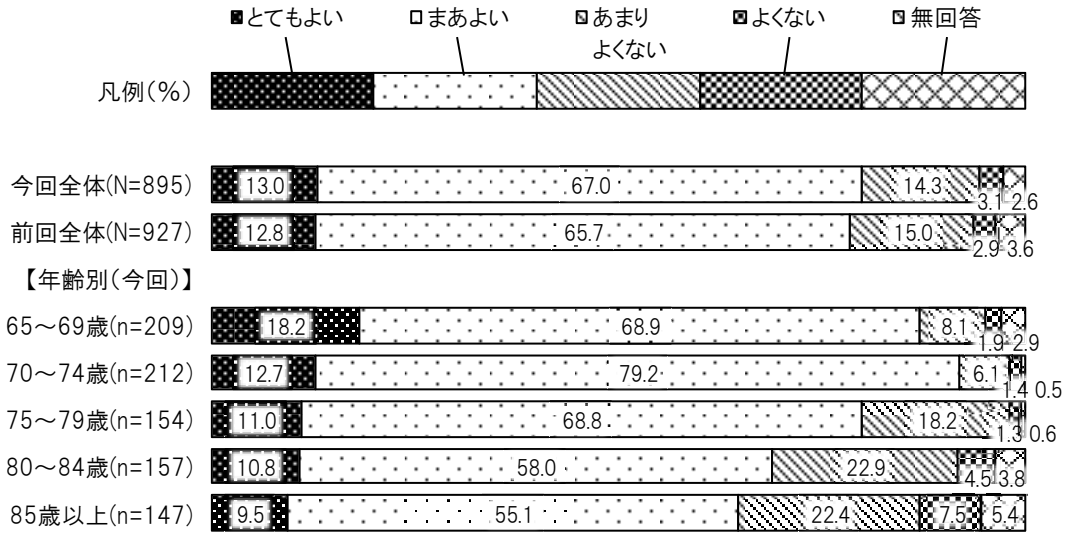


注：平成 29 年に実施した第7期計画策定時のニーズ調査を「前回」と表記している。（以下同様）

○階段を昇ること、椅子に座った状態からの立ち上がり、15 分くらい続けて歩くことについては、それぞれ６～７割程度が「できるし、している」と回答していますが、いずれも加齢に伴い「できない」人が増加する傾向にあります。
○一方で、過去１年間に転んだ経験については、全体の３割以上が「ある」と回答しており、半数以上の高齢者が転倒に対して不安感を示しています。特に、不安を感じる人は女性に多く、また加齢に伴い増える傾向にあります。

○外出状況について、昨年と比べ「減っている」の合計は、およそ４人に１人の割合となっており、女性でその割合が高くなっています。また、特に 75 歳以上になると「減っている」の割合が高くなっています。

【昨年と比べての外出状況】

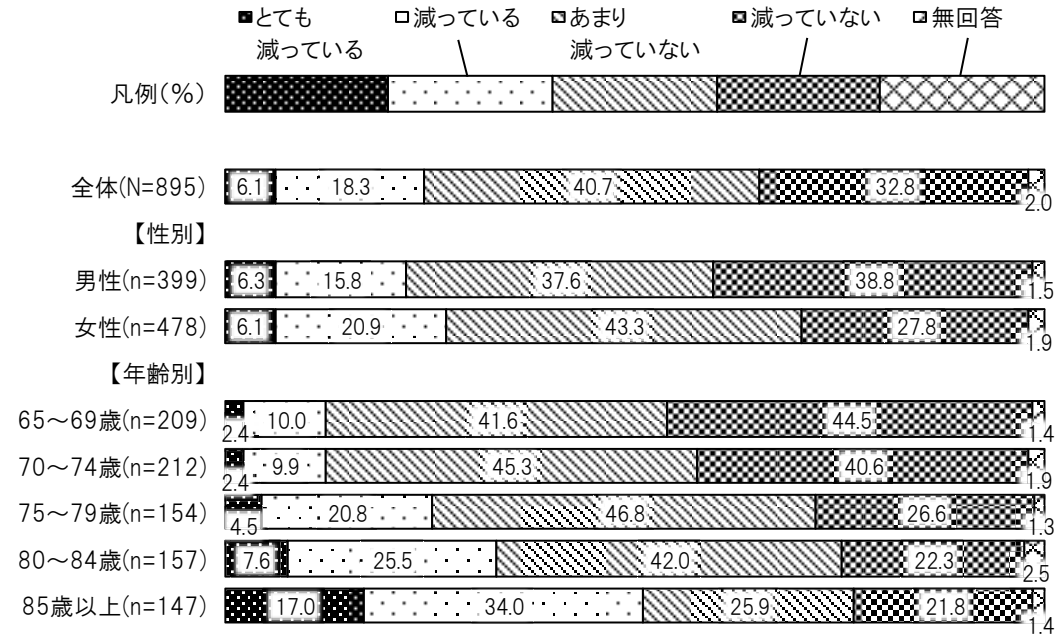


○外出については、約３割が「控えている」と回答しており、男性に比べ女性の割合が高くなっています。また、年齢が上がるほど「控えている」の割合が増える傾向にあります。

【外出を控えていること】

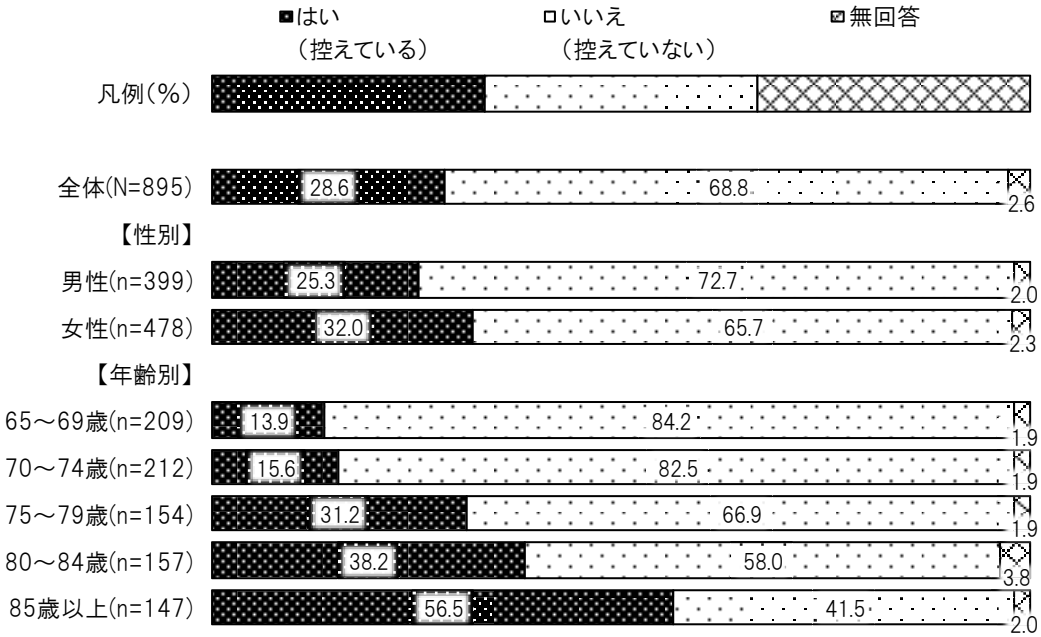

○外出を控えている理由は、身体的な要因である「足腰などの痛み」「トイレの心配（失禁など）」に加え、「交通手段がない」などの理由もあげられます。

【外出を控えている理由】

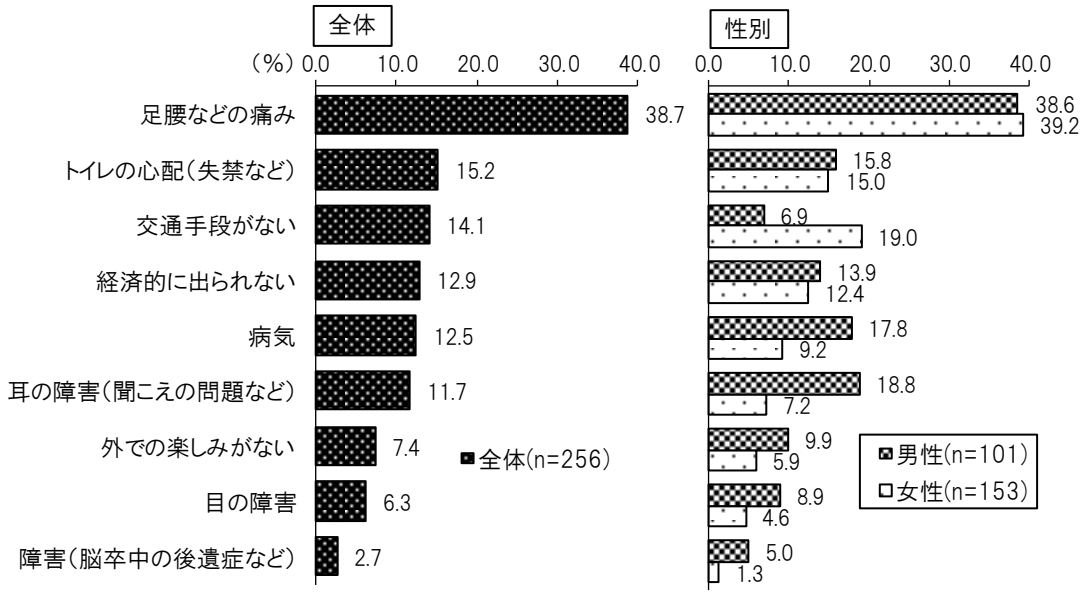


○外出する際の移動手段については、全体の約６割が「自動車（自分で運転）」と回答しており、特に男性の割合が高くなっています。
○固いものの食べにくさ、お茶や汁物等でむせること、口の渇きについては、いずれも加齢に伴い該当する人が増加する傾向にあります。
○歯の状況については、入れ歯を利用している高齢者は約６割みられます。

【今後の課題】

○独り暮らしの高齢者や高齢者世帯が増える中、転倒防止をはじめ、閉じこもりや低栄養、うつや認知症等の要介護につながるリスクを防ぐための、介護予防の充実が必要です。
○高齢者の外出手段の確保や、主体的に外出しやすい環境づくりを促進することにより、「元気な高齢者」を増やすことで社会参加を促進し、自身の介護予防につながる仕組みづくりが必要です。
○口腔衛生に関しては、「新見市健康増進計画」の施策等との連携を強化し、歯科検診の定期受診率向上を目指すとともに、引き続き「８０２０運動」の促進や口腔全般の機能向上を図る取組が必要です。

## （３）地域での活動について

○地域づくり活動へは約６割が参加意向を示しており、その企画・運営には３割以上の人が参加意向を示しています。企画・運営への参加意向は、特に男性や 70～74 歳の年齢層、哲多地域で多くみられます。

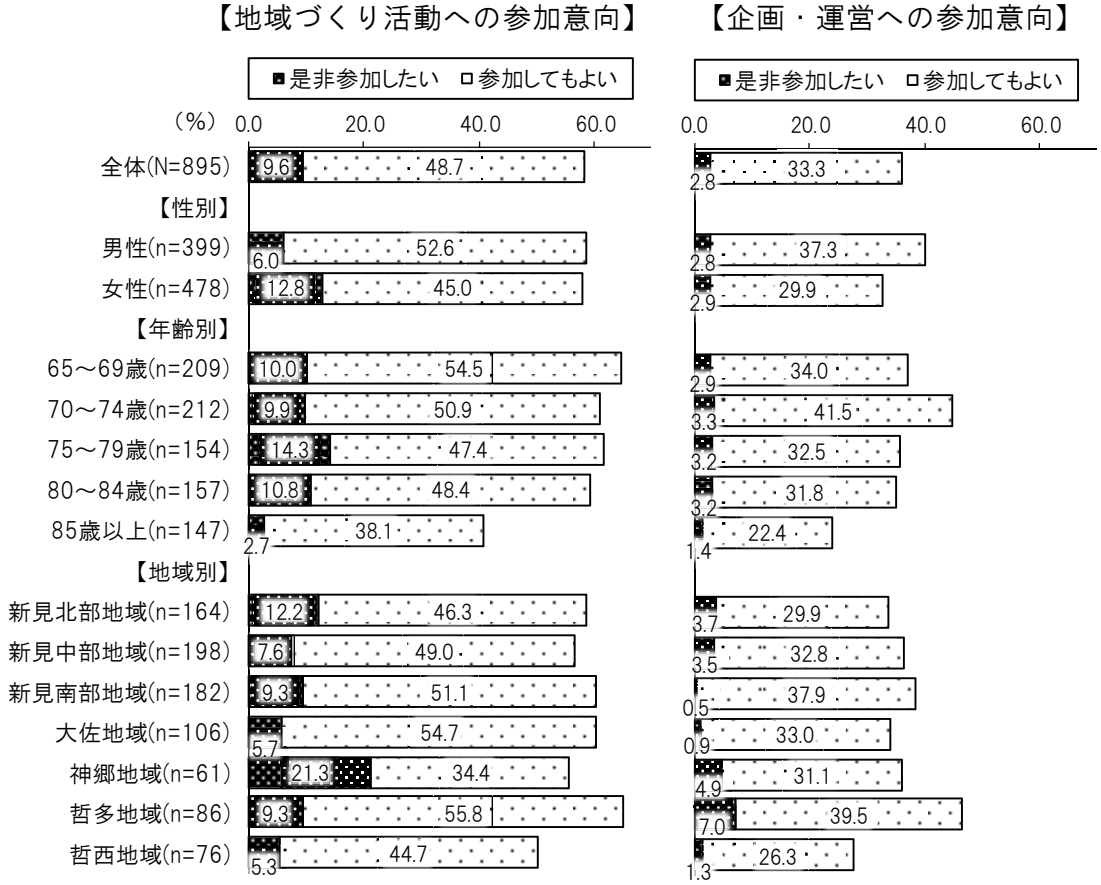


○生きがいについては、６割近くが「ある」と回答しており、70～74 歳でその割合が高くなっています。

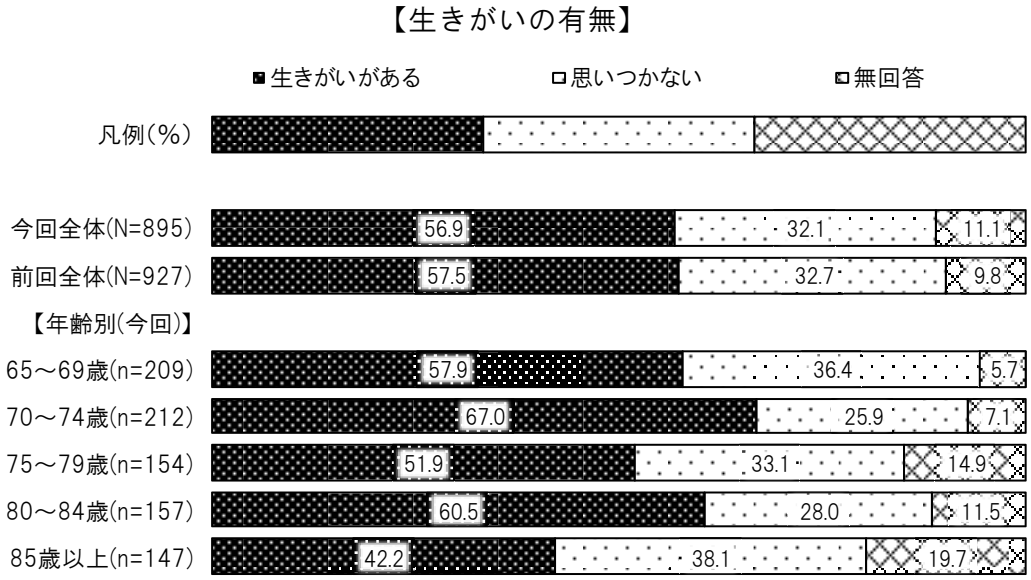

【今後の課題】

○孤立や閉じこもりを予防するために、個人及び地域における運動の習慣化、集いの場づくり、生きがいづくりなど、地域ぐるみで健康増進を図ることが重要です。

## （４）認知症について

○物忘れについては、「はい（多いと感じる）」が半数みられ、その割合は男性で高く、年齢別では 80 歳以上、介護状況別では介護が必要な層で高くなっています。

【物忘れが多いと感じること】

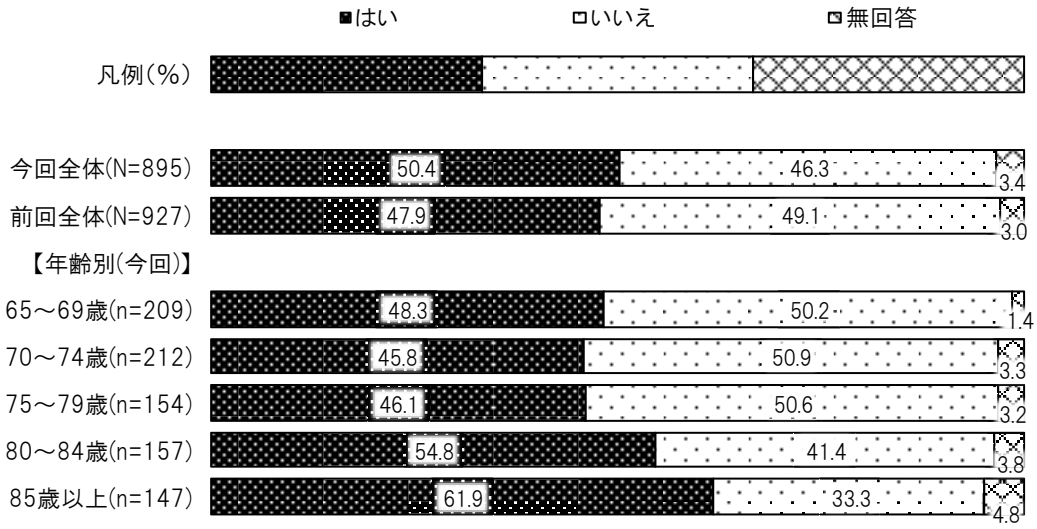


○今日の日にちの認識、バスや電車を使った外出、食品・日用品の買物など、いずれも問題がない人が大半を占めていますが、加齢に伴い「できない」人が増加する傾向にあり、特に 85 歳以上で目立っています。

○認知症の相談窓口については、６割近くが「いいえ（知らない）」と回答しており、加齢に伴いその割合が増える傾向にあります。

【認知症の相談窓口の認知率】

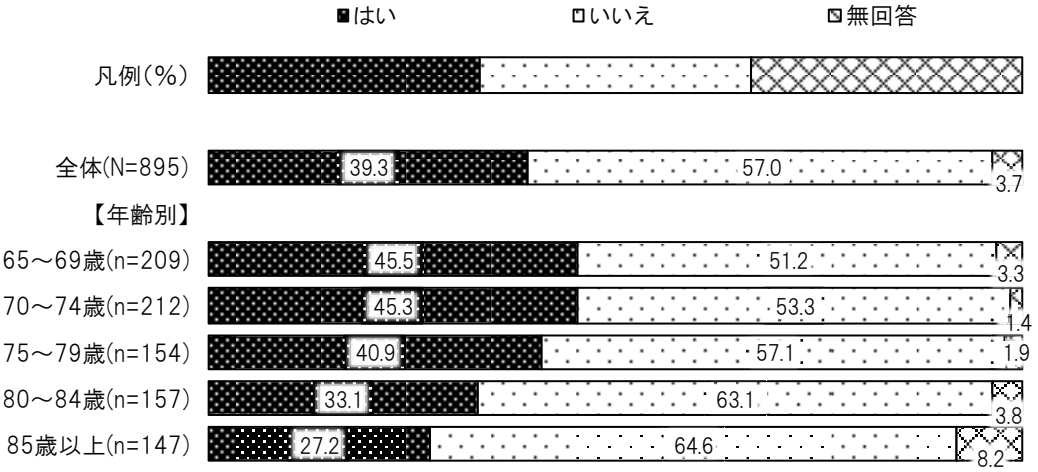

○認知症施策としては、「認知症の早期発見」や「認知症の発症予防」「家族や周囲の人の理解」などが求められています。

【必要だと思う認知症施策（上位項目抜粋）】

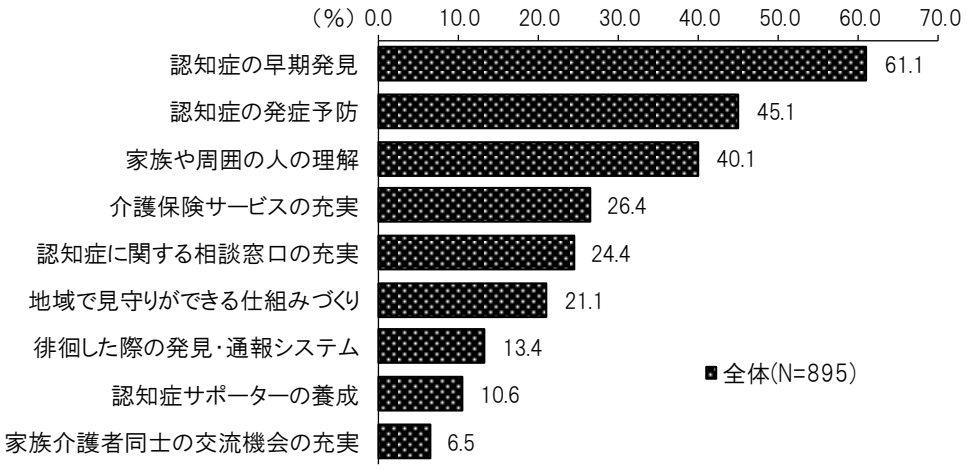


【今後の課題】

○寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病は、食生活や運動などの生活習慣の影響を受けることから、全ての世代において、健康的な生活習慣を実践し、病気やその重症化を予防するための取組が重要です。

○認知症対策として、認知症を正しく知ってもらう啓発活動から、早期発見・早期対応、適切な医療・介護等のサービスの確保、家族への支援体制等を構築し、認知症の進行段階に応じた適切な対応が必要です。

## （５）安心できる住まいの確保について

○介護が必要となった場合については、「介護保険や福祉サービスを利用しながら自宅で暮らしたい」が約４割を占め最も多く、次いで「家族による介護を受けながら自宅で暮らしたい」が続き、大半の人が「自宅での生活」を希望しています。しかし、特別養護老人ホーム等の施設に入所したい人も一定程度みられます。

【介護が必要となった場合に望む生活】

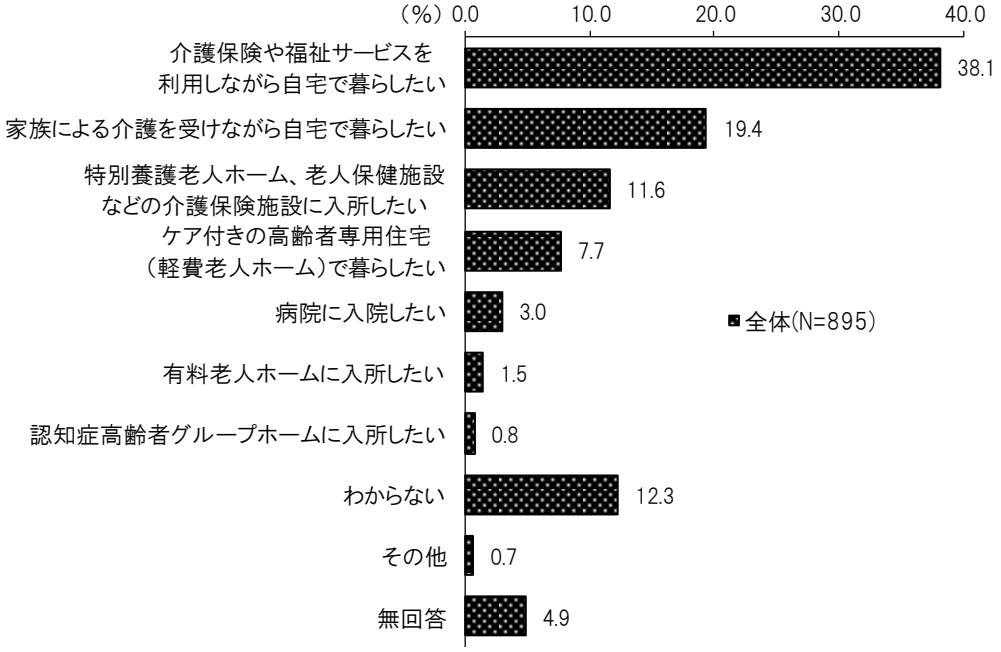


【今後の課題】

○できるだけ高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な不安の払拭に向けた情報提供や相談支援に加え、地域住民との協働による高齢者への見守り活動の推進が必要です。

## （６）行政の取組について

○介護保険料と介護サービスの在り方については、「保険料もサービス水準も現状維持でよい」が約４割を占め最も多くなっています。

【介護保険料と介護サービスの在り方について】

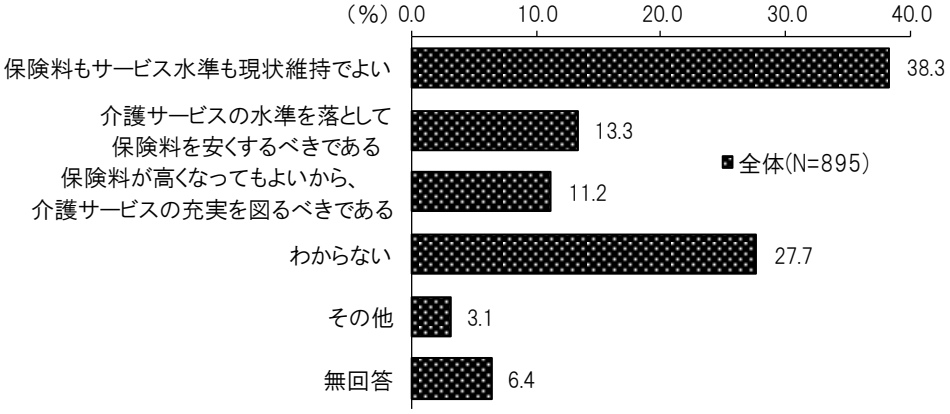

○介護予防としては、「認知症の予防」が最も多く、次いで「生きがいづくり」「生活習慣病対策」「健康増進のための運動」などが求められています。

【介護予防として市が力を入れるべきこと（上位項目抜粋）】

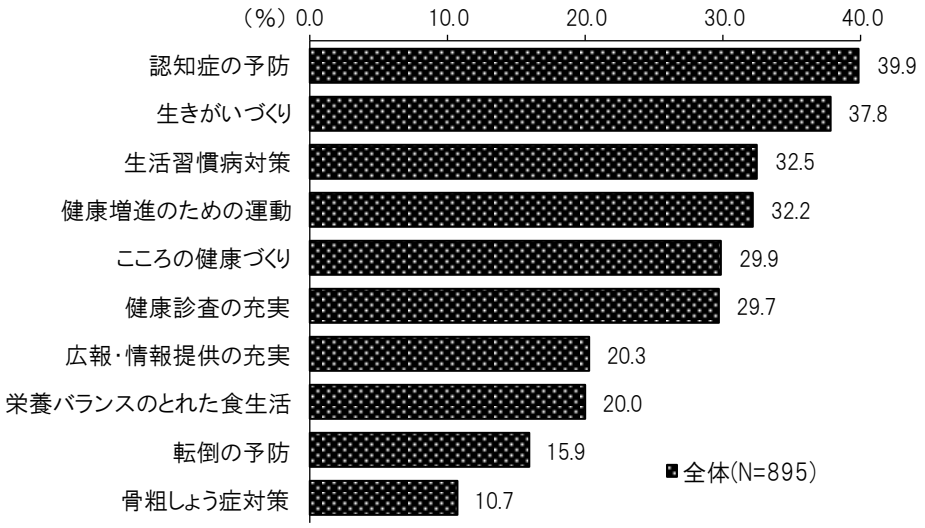


○高齢者施策については、「在宅での生活を支援する高齢者福祉サービスの充実」をはじめ、「地域医療体制の充実」「介護に対する経済的な支援の充実」など多岐にわたる施策が求められています。

【行政に期待すること（上位項目抜粋）】

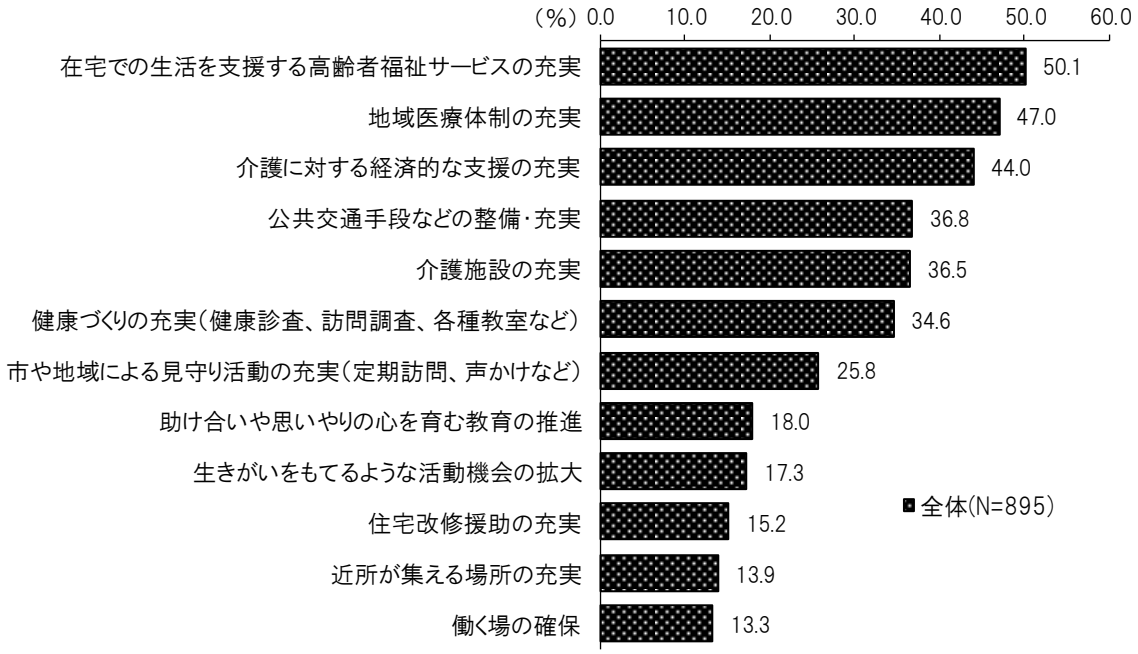


【今後の課題】

○引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内横断的な取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防の推進や高齢者福祉サービスの充実などが必要です。

## 【在宅介護実態調査結果から読み取れる課題】

### （１）家族や生活状況について

○在宅で生活している認定者の約２割が「単身世帯」であり、女性の割合が高く、特に80 歳以上で多くみられます。

【世帯類型】

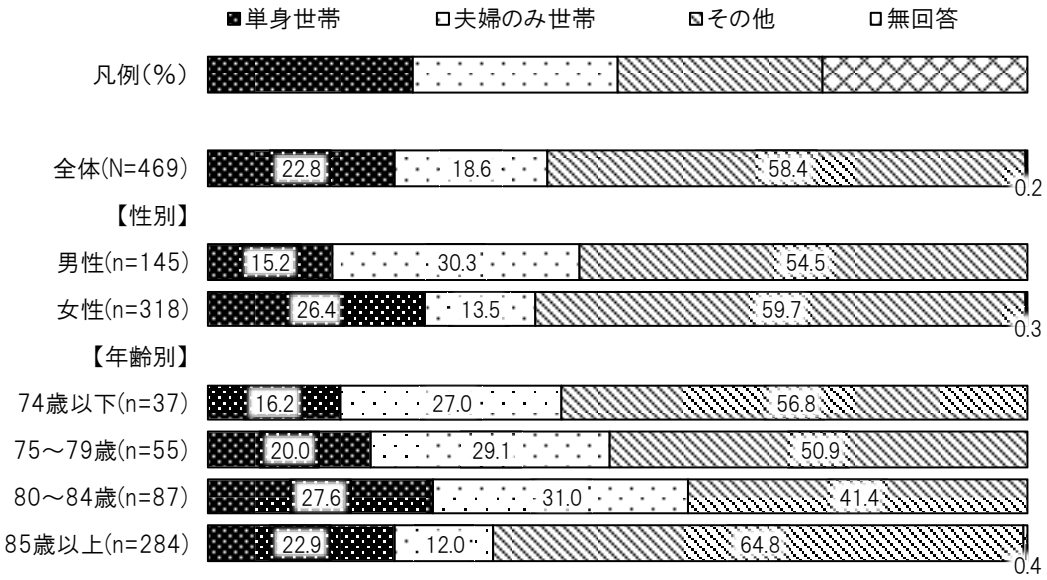


○家族や親族による介護について、男性は「ほぼ毎日ある」の割合が約８割を占め、女性を大きく上回っています。

【介護の頻度】

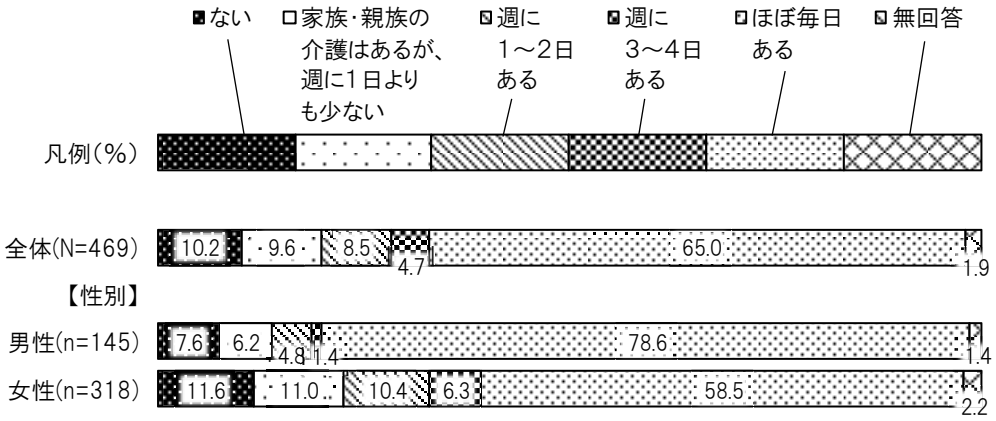

○主な介護者は、男性は「配偶者」、女性は「子」「子の配偶者」が多く、特に 85 歳以上で「子の配偶者」が多くなっています。

【主な介護者】

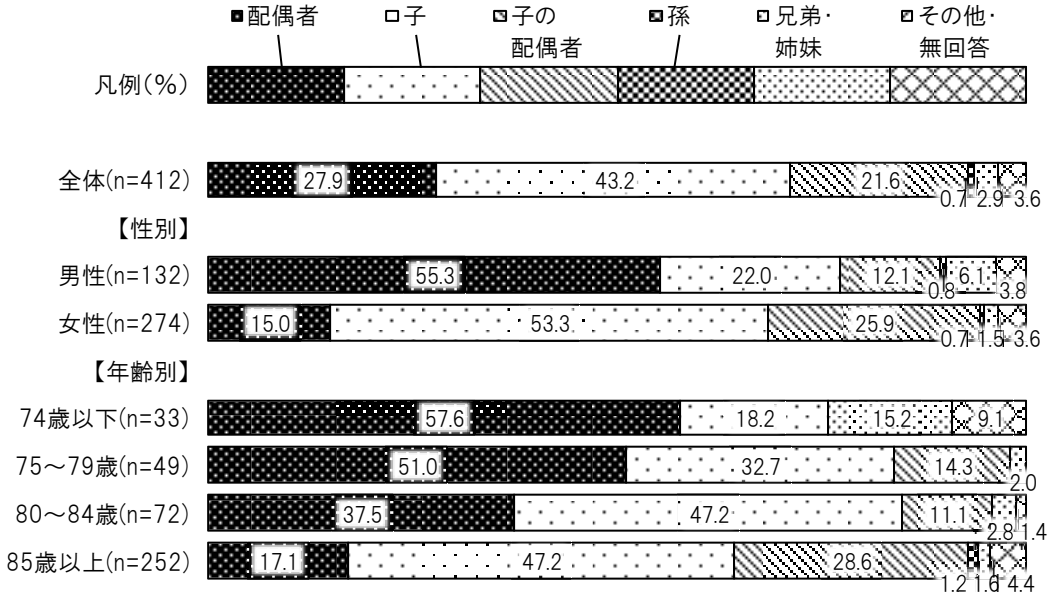


○主な介護者の性別は、「男性」と「女性」の比率がおおむね３：７に近い割合となっており、特に男性の場合、介護者は「女性」が約８割を占めています。

【主な介護者の性別】

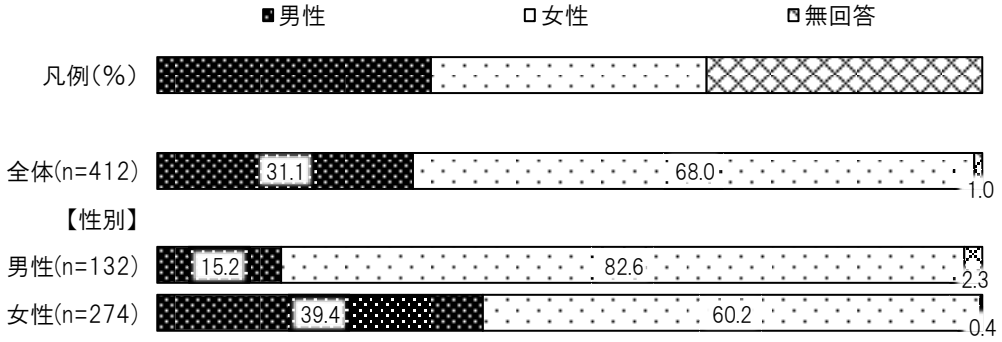

○主な介護者の年齢は、本人が 79 歳以下の場合「70 歳代」の割合が高いなど、「老々介護」の状況がうかがえます。

【主な介護者の年齢】

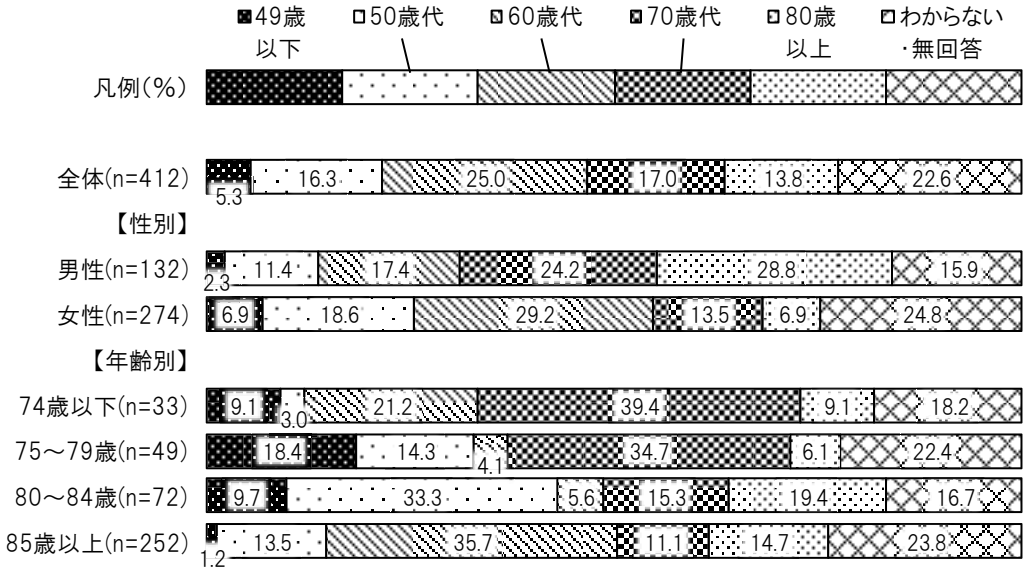


○家族や親族による介護の内容については、「掃除、洗濯、買物等」「食事の準備（調理等）」「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が、それぞれ６割を超えています。

【介護の内容（上位項目抜粋）】

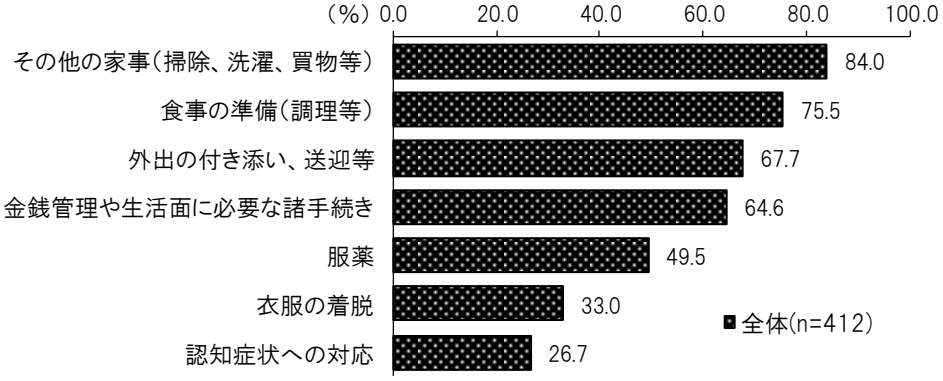

○現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービス利用については、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「配食」「見守り、声かけ」などが多くなっていますが、いずれも１割未満の利用状況です。

【介護保険サービス以外の支援・サービス利用状況（上位項目抜粋）】

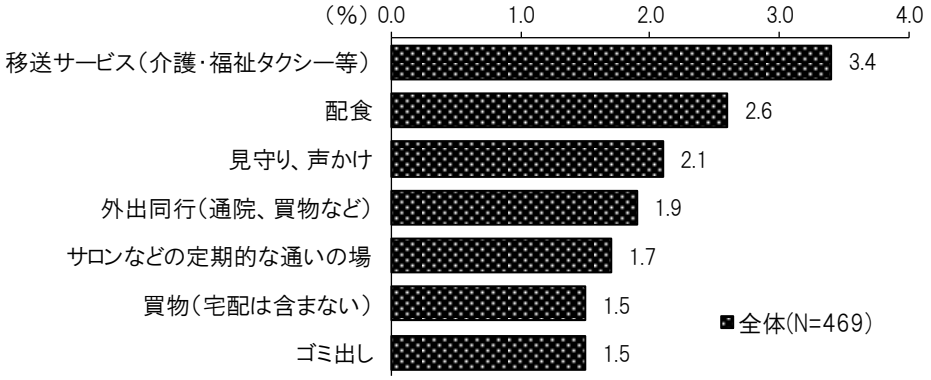


○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買物など）」「見守り、声かけ」などのニーズが比較的高くなっています。

【今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（上位項目抜粋）】

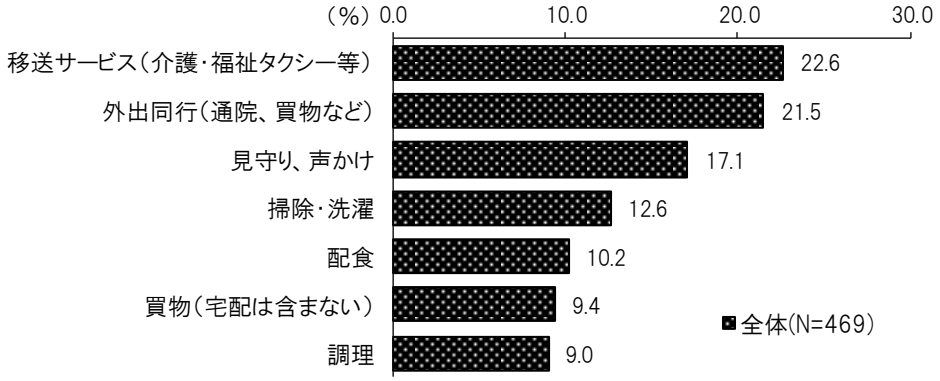

○施設等への入所については、「入所・入居は検討していない」が７割以上を占めているものの、希望者は２割程度みられ、男性の割合が高くなっています。

【施設等への入所について】

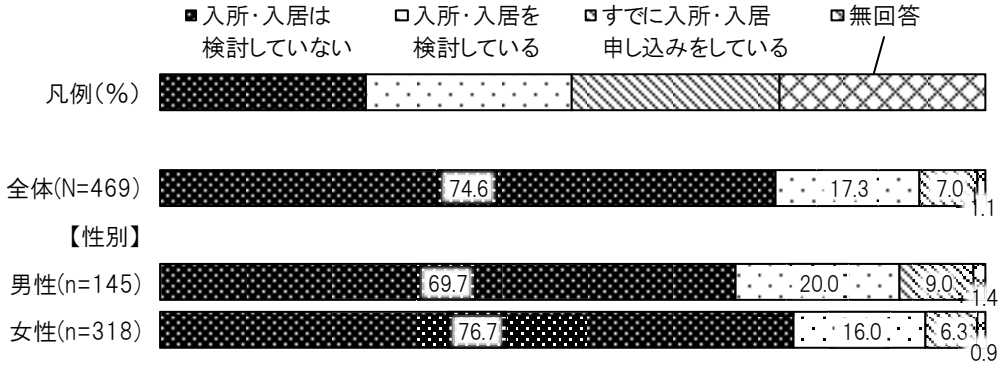


【今後の課題】

○本人及び介護者共に高齢となっている「老々介護」世帯について、引き続き住み慣れた地域で安心して生活し続けられるためには、認定者本人の健康はもとより、家族介護者の健康維持や介護負担が軽減される支援の充実が求められます。
○身近できめ細かなサービスを受けられる体制を構築し、家族介護者の交流やリフレッシュなどの取組の充実が求められます。
○日常の家事や外出支援、声掛けなど、介護者のみならず、地域住民との協働による高齢者への見守り活動の推進が必要です。

## （２）仕事と介護の両立に向けた支援について

○主な介護者の勤務形態については「フルタイム」と「パートタイム」を合わせて約４割が「就労者」となっています。介護者の介護を理由とした離職については、大半が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

【介護を理由とした離職について】

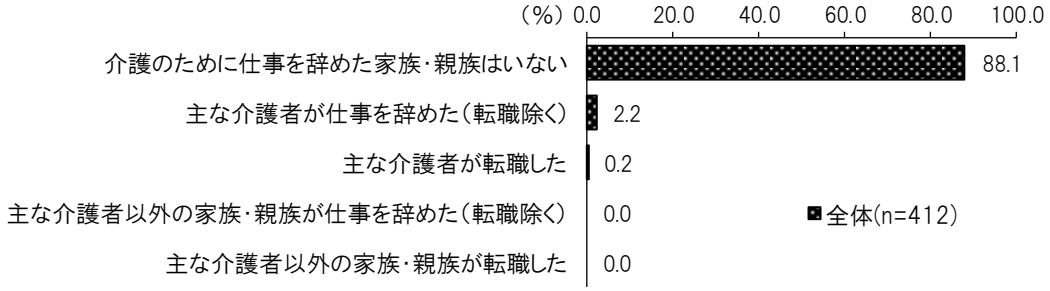

○介護に当たっての働き方の調整等については、「特に行っていない」が約半数みられますが、「介護のために、労働時間を調整しながら働いている」が約２割、次いで「介護のために、休暇を取りながら働いている」「介護のためにその他の調整をしながら、働いている」が続きます。

【介護に当たっての働き方の調整等について】

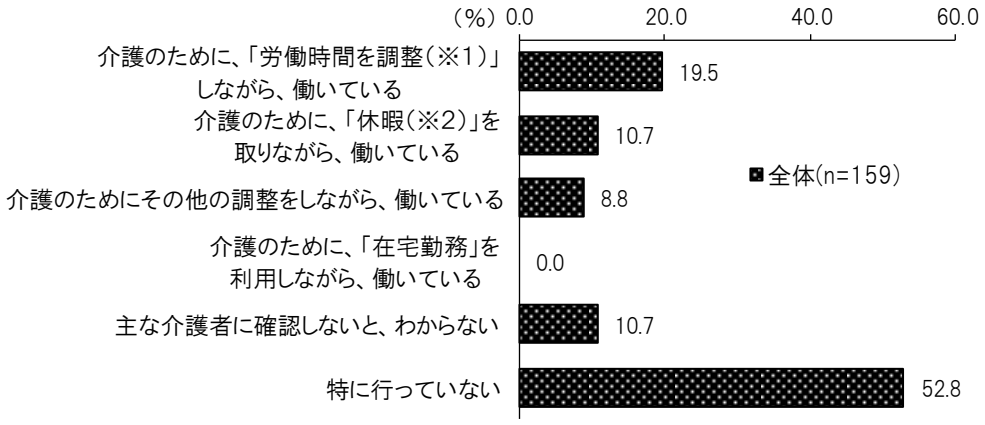


※1：残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等
※2：年休や介護休暇等

○主な介護者のニーズとしては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が多く求められています。

【仕事と介護の両立に効果的な支援（上位項目抜粋）】

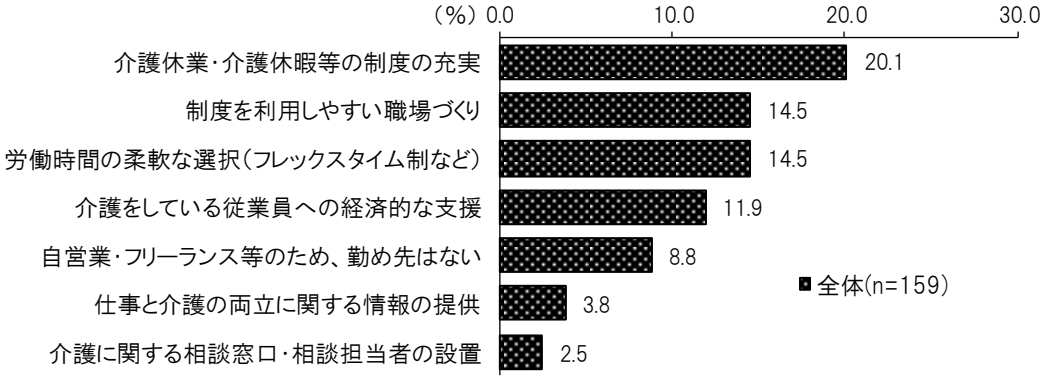

○仕事と介護の両立の継続については、「問題なく、続けていける」が約３割、「問題はあるが、何とか続けていける」が４割以上を占めています。

【仕事と介護の両立について】

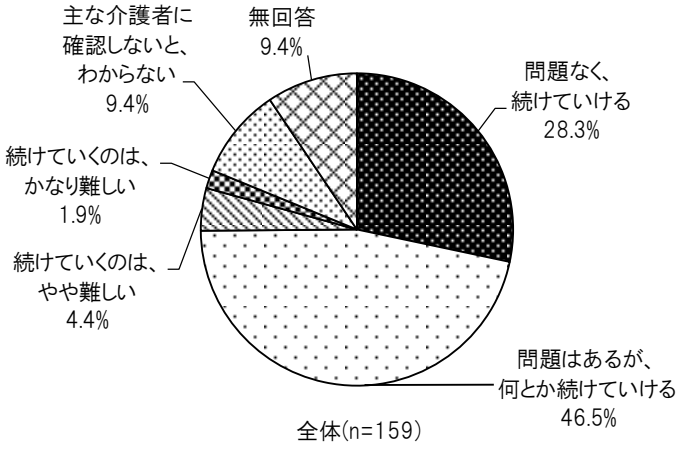


○主な介護者が感じる不安は、「認知症状への対応」をはじめ、「外出の付き添い、送迎等」「日中の排泄」「夜間の排泄」などがあげられます。

【介護者が不安に感じること（上位項目抜粋）】

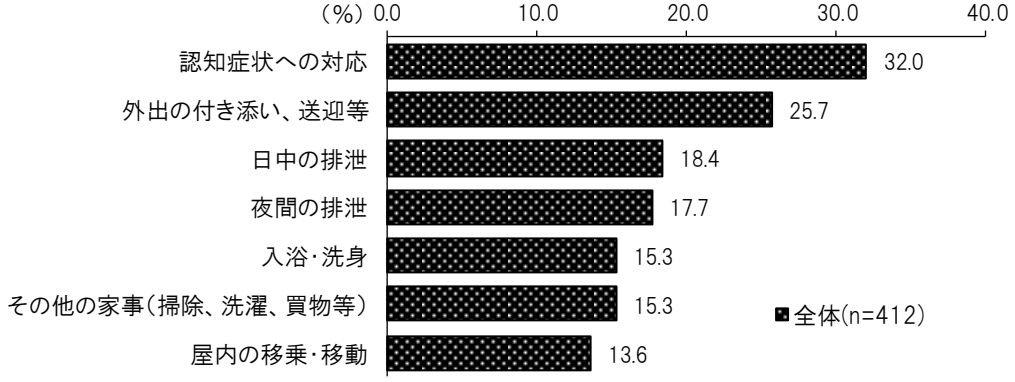


【今後の課題】

○企業等に対する、介護休業等の利用促進や制度を利用しやすい環境整備に向けた啓発活動の充実が必要です。

○早い段階からの認知症予防の取組が引き続き重要な課題となっています。そのため、認知症サポーターやキャラバン・メイト増員のための施策の充実はもとより、地域の住民同士による支え合い、助け合いの意識醸成をはじめ、地域福祉をより一層推進する仕組みづくりが必要です。

# 第４章　基本理念・基本目標

## １　計画の基本理念

本市における福祉分野の上位計画である「第２期新見市地域福祉計画」では、その基本理念を「みんなで支え合い、共に生きるまち」と掲げています。

この基本理念は、様々な地域課題を市民参加型の取組によって解決するために、地域の資源を生かして、多様な関係者が連携して解決に努めることを踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「第２期新見市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、基本理念を「共に支え合い 笑顔があふれるあたたかいまち にいみ」と掲げ、この理念に基づき、全ての高齢者が可能な限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、また、支援や介護が必要になっても地域で安心して生活できる環境づくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

本計画においては、高齢者福祉及び介護保険施策の更なる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めた基本理念を継承し、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域全体で高齢者福祉施策の総合的な推進を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

**●　基　本　理　念　●**

**共に支え合い 笑顔があふれる**
**あたたかいまち にいみ**

本計画においては、国、県の動きや本市における高齢者の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、２つの「重点目標」を定めます。その「重点目標」に基づいて、それぞれに「基本目標」を定め、個別施策の展開を図ります。

## 2　重点目標

本計画の「重点目標」については、基本理念の考え方と本市における高齢者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健やかに暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり定めます。

### 「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」

●高齢者が住み慣れた地域において、安心して今の暮らしを継続できるよう、保健、医療、福祉などの関係機関や団体と連携した支援をはじめ、地域で見守る体制づくりを推進します。
●また、独り暮らしや高齢者のみの世帯、又は介護が必要な状態になっても、必要なサービスを必要なときに適切に利用できるよう、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

### 「健康で生きがいのあるまちづくり」

●生活機能の低下や生活習慣病等を予防し、生涯にわたって自分らしく健康で生き生きと暮らせるよう、引き続き、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の地域や社会における様々な活動への参加を促進します。

## 3　施策の体系

■ 計画の基本理念 ■

**共に支え合い　笑顔があふれる　あたたかいまち　にいみ**

| 【重点目標】 | 【基本目標】 | 【施策の展開】 |
|---|---|---|
| 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり | 1 地域包括ケアシステムの推進 | (1)地域包括支援センターの機能強化<br>(2)在宅医療・介護連携の推進と人材の確保<br>(3)地域ケア会議の推進<br>(4)安心・安全な地域づくりの推進<br>(5)権利擁護の推進 |
| | 2 認知症対策の推進 | (1)認知症予防・ケア対策の推進<br>(2)家族介護者への支援<br>(3)地域で見守る体制の推進<br>(4)若年性認知症の人への支援 |
| | 3 生活支援の充実 | (1)生活支援サービスの体制整備<br>(2)在宅福祉サービスの推進<br>(3)高齢者の住まいの確保 |
| | 4 介護保険事業の充実と円滑な運営 | (1) 介護保険サービスの質の確保・向上<br>(2) 制度の適正・円滑な運営 |
| 健康で生きがいのあるまちづくり | 5 介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進 | (1)一般介護予防事業の推進<br>(2)介護予防・生活支援サービス事業の実施<br>(3)生活習慣病予防<br>(4)健康維持・増進 |
| | 6 生きがいづくりと社会参加の推進 | (1)生きがい活動への支援<br>(2)社会参加活動の推進 |

# 第５章　施策の展開

## 重点目標１　住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

### 基本目標１　地域包括ケアシステムの推進

本市では、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが、切れ目なく提供される社会の実現を目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域包括支援センターの円滑な運営を図るとともに、関係機関とのネットワークを形成し、地域ケア会議の推進、地域における見守り活動の促進など、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

一方で、本市の人口構造をみると、平成７年は１人の高齢者を２人で支える構造であったものが、令和７年には 0.9 人と、１人を下回る構造になると想定されており、高齢者福祉の取組や介護保険制度の存続に影響が出ると危惧されています。今後は「支える側（支え手）」と「支えられる側（受け手）」に区分されるのではなく、誰もが福祉の担い手となり、誰もが地域を支え合う意識を持つことができるよう、意識を醸成していくことが必要です。

【新見市の人口ピラミッドの変化】

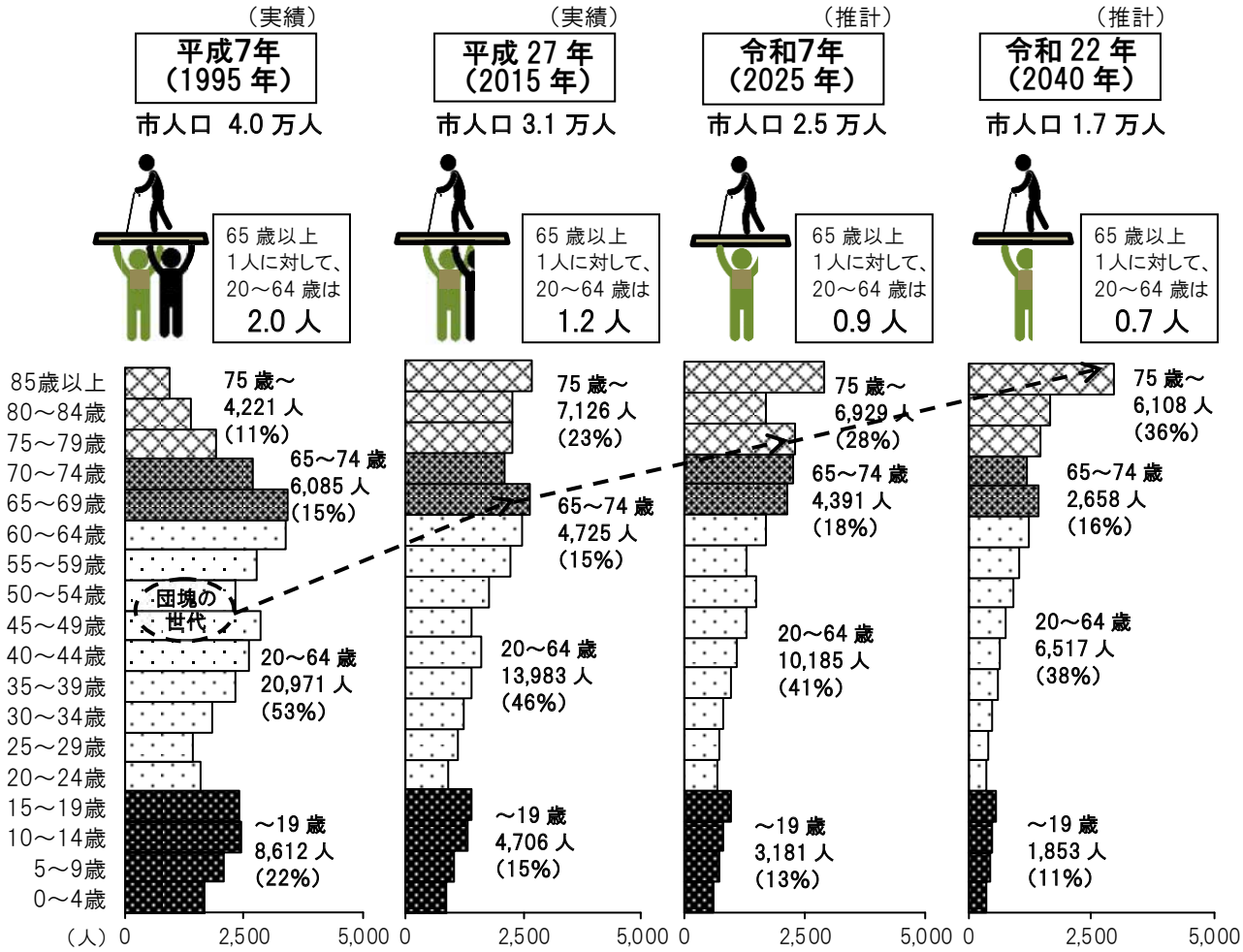


資料：平成７年及び平成 27 年は国勢調査、令和７年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値
（平成７年は新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町の合計値）

そのため、今後も、本市の実情に応じて「自助」「互助」「共助」「公助」をバランス良く組み合わせ、高齢者本人とその家族や市民、ボランティア団体や民間企業、医療機関、介護サービス提供事業所、そして行政等、地域全体でそれぞれの主体が協働して「地域包括ケアシステム」を推進します。

### （１）地域包括支援センターの機能強化

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 地域包括支援センターの機能強化 | ●地域包括支援センターの運営方針に基づき、目標を明確にした事業計画を策定し、円滑かつ効率的な業務運営に努めます。特に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の人員確保に努め、職員の資質向上を図り、地域包括支援センターの機能強化に努めます。 |

### （２）在宅医療・介護連携の推進と人材の確保

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 地域の医療・介護の資源の把握 | ●保健・医療・介護・福祉関係者が連携し、医療や介護の必要な人への支援を目的として、新見医師会、新見地域医療ネットワークが中心となり、本市の医療・介護サービス等を取りまとめた「在宅医療連携ガイド」を作成し、医療機関や介護サービス事業所、行政関係は、住民へのサービス提供の検討等に活用します。 |
| 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | ●在宅医療・介護連携推進協議会において、在宅医療・介護連携推進事業で取り組む事業の内容や課題、対応策等について協議するとともに、保健・医療・介護の実務者で組織した新見地域医療ネットワークとの連携を図りながら、課題への対応策を検討します。 |
| 切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築 | ●「医療・介護れんらく帳」を作成し、保険証やお薬手帳と一緒に携帯できるカバーとともに、在宅サービスを利用している要支援・要介護認定者等に配布します。この手帳を活用することで、本人や家族、支援している医療・介護事業所間での切れ目のない支援を促進するとともに、緊急時の迅速な対応につなげます。 |
| 医療・介護関係者の情報共有の支援 | ●「医療・介護れんらく帳」、新見版情報共有書を活用することで、医療と介護の情報共有を目指します。多職種連携情報共有ツール「ケアキャビネット」を活用して、在宅医療・介護連携の強化を図ります。 |

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | ●新見医師会に設置された「在宅医療・介護連携支援センターまんさく」を相談支援の拠点とし、多職種協働による相談支援体制づくりを推進します。新見地域入退院支援ルール手引きの作成や広域連携の手段として「ケアキャビネット」を活用したウエブ会議を推進します。 |
| 医療・介護関係者の研修 | ●新見医師会が中心となり、医療・介護従事者人材育成研修会・多職種連携会議を開催し、高齢者の健康に関する課題や療養問題をテーマに、研修やグループワーク等を通して課題抽出や意見交換により提言をまとめます。 |
| 地域住民への普及啓発 | ●医療・介護従事者人材育成研修会・多職種連携会議でまとめた課題やその解決策などを市民へ周知するため、広報活動や講演会、研修会を開催します。 |
| 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 | ●高梁川流域の関係市町による、情報交換や研修等の事業を行います。 |

## （３）地域ケア会議の推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 地域ケア会議の推進 | ●小地域ケア会議を実施している地区については、地域の福祉課題が協議できる場を設け、課題を共有し、解決に向けて取り組みます。また、実施できていない地区については、関係団体職員や地域住民主体で会議の開催ができるよう、会議参加者の調整や会議の方向性の確認等の協議を行います。 |
| 地域ケア個別会議（自立支援型） | ●リハビリテーション専門職を含め、関係職種が地域ケア会議に参加することで自立支援のプロセスを多職種で共有し、対象者の介護予防マネジメント向上につなげる取組です。多職種参加・連携のもと、それぞれの専門性の視点を生かしながら、自立支援・重度化予防を目指した支援の在り方を検討します。<br>●利用者の生活の質の向上、その人らしい生活や生きがいづくりを目指した支援方法とともに、利用者が暮らす地域の実情や風習、地域課題など対象者を取り巻く環境・地域という部分にも焦点を当てて検討します。 |

【新見市小地域ケア会議フロー図】

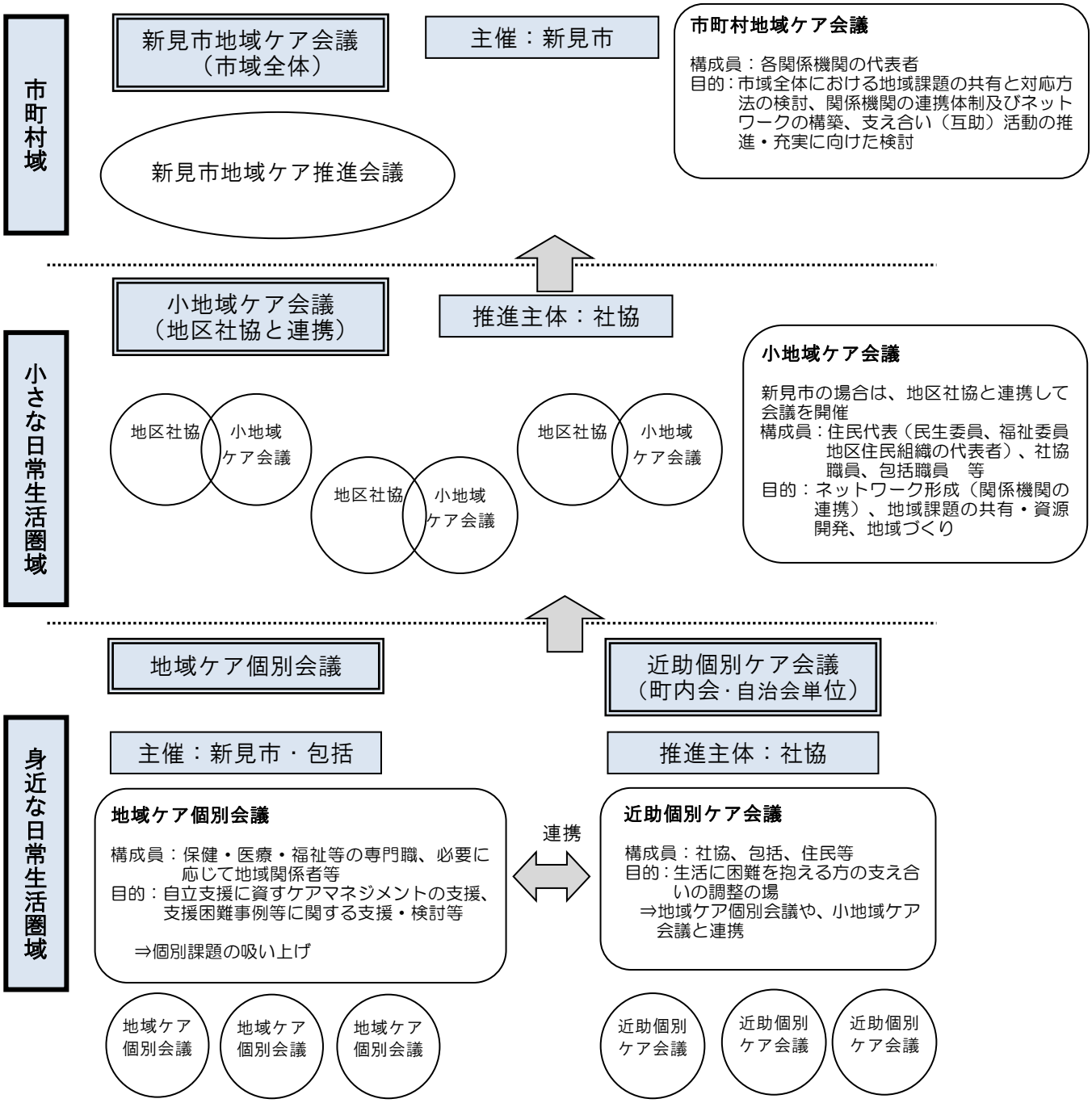

## （４）安心・安全な地域づくりの推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 高齢者等の見守りネットワークの構築 | ●地域住民や事業者、関係機関との連携による、高齢者等の見守りネットワーク「高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）」を推進するとともに、協力事業者の参画促進に努めます。 |
| 独居高齢者安否確認事業 | ●独り暮らしなど見守りが必要な高齢者を、民生委員・児童委員や福祉委員等が定期的に訪問し、安否確認を行うとともに孤独感の解消を図ります。また、必要に応じて関係機関へ情報を提供し、対応につなげます。 |
| 感染症対策と支援体制の整備 | ●県や介護事業所等と連携し、感染症発症時に備え、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、感染症まん延時には、高齢の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届くよう体制を整備します。 |

## （５）権利擁護の推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 成年後見制度等の普及啓発・利用支援 | ●成年後見制度や社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業について普及啓発を行い、必要な方が利用できる環境整備を行います。<br>●成年後見制度の利用が必要な人に対しては、制度の紹介や手続きについて関係機関との連携を図りながら支援します。<br>●市民後見人の育成、法人後見などを検討しながら、成年後見人等の確保に努めます。 |

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 高齢者虐待防止ネットワークの構築 | ●地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を強化し、虐待を発見した民生委員・児童委員や事業者等が速やかに通報、相談できる体制づくりを推進します。また、関係機関の代表者からなる「新見市高齢者・障がい者虐待防止対策協議会」を開催し、連携方法や対策の在り方等を検討します。 |
| 虐待防止の啓発と虐待への対応 | ●高齢者虐待防止講演会等を開催し、市民や民生委員・児童委員、関係者を対象に虐待防止の啓発を行うとともに、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた適切な支援を行います。また、高齢者虐待防止アドバイザーの助言を得ながら、迅速で的確な支援が行えるよう取り組みます。 |

## 基本目標２　認知症対策の推進

認知症という言葉は浸透しつつあるものの、認知症に不安を持っている高齢者は多く、認知症の予防と早期発見が重要であるとともに、認知症自体の理解について、更なる啓発が必要です。

今後、認知症高齢者が更に増加する可能性があることから、認知症の相談窓口の周知をはじめ、利用できるサービスの周知や若年性認知症を含む認知症への理解を深めるための啓発活動の充実を図ります。

### （１）認知症予防・ケア対策の推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 認知症の早期診断・対応 | ●認知症ケアパスを活用し、早期相談の重要性について啓発を行います。<br>●認知症疾患医療センターの専門医や認知症サポート医の協力を得て、認知症初期集中支援チームの体制を強化し、早期診断・早期対応につなげます。 |
| 認知症の予防 | ●サロン等の集いの場において、認知症予防講座、ｉＰａｄ教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及に努めます。 |

### （２）家族介護者への支援

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 相談窓口の周知・体制整備 | ●民生委員会や認知症サポーター養成講座等、様々な場や機会において、認知症に関する相談窓口の周知に努めます。周知に当たっては、認知症ケアパスを盛り込んだ「認知症になっても安心リーフレット」などを活用するとともに、関係機関との連携を図り、早期に相談できる体制づくりを推進します。 |
| 認知症対応型介護サービスの充実 | ●認知症になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続できるよう、身近できめ細かなサービスを受けることができる体制づくりに努めるとともに、地域密着型介護サービス等の充実に努めます。 |

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 家族介護者の負担の軽減 | ●認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いに理解し合う集いの場として、「認知症カフェ」の設置を推進し、本人や家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、その周知に努めます。 |

## （３）地域で見守る体制の推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 地域で見守る体制の推進 | ●市民を対象とした認知症講演会や予防講座の開催をはじめ、「認知症安心ガイドブック」や「認知症になっても安心リーフレット」等を活用した、正しい知識の普及を図ります。<br>●認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ養成講座を開催し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援するサポーター数の増員に努めます。<br>●認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、認知症の方やその家族と認知症サポーターをつなぐ活動に取り組みます。 |

【認知症対策の推進】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症キャラバン･メイト<br>取得者数（人） | 93 | 93 | 95 | 100 | 105 |
| 認知症サポーター人数（人） | 4,982 | 5,049 | 5,200 | 5,300 | 5,400 |
| 認知症カフェ開催箇所数<br>（箇所） | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 認知症初期集中支援チーム<br>新規対応件数（件） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

## （４）若年性認知症の人への支援

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 若年性認知症の人への支援 | ●若年性認知症の専門相談窓口である「おかやま若年性認知症支援センター」と連携し、支援を行います。 |

## 基本目標３　生活支援の充実

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、これまでの介護サービス等による支援だけではなく、住民同士が支え合う取組を充実する地域づくりが必要です。

本市では、第１層協議体を地域ケア推進会議とし、市域全体における課題把握及び社会資源の開発・創出に向けた取組を促進します。また、従来の取組である小地域ケア会議は第２層協議体とし、日常生活圏域における地域ニーズの把握や互助を中心とした地域での支え合い活動の創出に向けた取組を進めます。

さらに、生活支援コーディネーターとの情報共有や連携、協働を図ります。在宅福祉サービスの更なる推進を図るとともに、高齢者の状況に合わせた住まいや福祉施設を確保し、安全、安心な生活に向けて支援します。

### （１）生活支援サービスの体制整備

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 生活支援サービスの体制整備 | ●第１層協議体（地域ケア推進会議）と第２層協議体（小地域ケア会議）が相互的・連動的に機能しながら、高齢者の生活支援体制の構築及び支え合い活動の創出に取り組みます。<br>●生活支援の担い手の養成や発掘等を担う生活支援コーディネーターを、圏域ごとに配置し、協議体との情報共有及び連携、協働を図り、地域の支え合い体制の構築や互助力強化の取組を推進します。<br>●生活支援コーディネーターの活動が切れ目なく継続できる体制づくりに取り組みます。 |

### （２）在宅福祉サービスの推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 緊急通報システム事業 | ●告知放送機器を活用した緊急通報システムにより、高齢者の日常生活における不安の解消を図るとともに、緊急時の連絡体制を整備します。 |

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 日常生活用具給付事業 | ●要介護認定で自立と認定され、生活に支援を要する高齢者に対し、歩行支援用具や入浴補助用具、腰掛け便座の給付を行います。<br>●心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な独り暮らし高齢者に対し、電磁調理器の給付を行い、在宅での自立した生活を支援します。また、給付対象者を明確にし、サービスの利用を促進します。 |
| ふれあい送迎事業 | ●路線バス及び市営バスのバス停から遠い地域の市民に対して、通院等を支援するためのふれあい送迎事業に取り組みます。<br>●公共交通空白地においてＮＰＯ法人等が行う有償運送を支援するなど、利用しやすい公共交通体系の整備に努めます。 |
| 消費者被害の防止 | ●関係機関と連携し、巧妙化する特殊詐欺など、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、県消費生活センターと連携し、被害に遭った場合の相談支援に努めます。<br>●民生委員・児童委員、愛育委員、社会福祉協議会などの家庭訪問時に、消費者被害に遭っていないかなど、見守りを行います。 |
| 火災予防対策 | ●消防職員や消防団員による火災予防啓発活動を実施するとともに、支援関係機関等と連携し、住宅用火災警報器の点検や本体の交換について、周知や指導を行います。 |
| 災害時避難支援体制の構築 | ●災害時に自力で避難することができない高齢者等を、要援護者台帳に登録し、必要に応じて民生委員・児童委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と情報を共有しながら、災害時の避難活動に役立てます。 |
| 介護用品給付事業 | ●市民税非課税世帯に属する要介護４又は５の要介護者を、在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅福祉を支援するため、介護用品を給付します。 |
| 介護手当 | ●要介護４・５又は重度の認知症の要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。 |

## （３）高齢者の住まいの確保

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 適切な住宅改修の促進 | ●バリアフリー住宅など、高齢者が暮らしやすい住宅に関する知識の普及や住宅改修の制度の周知を図ります。<br>●住宅改修が安全に暮らすための適切な工事となるよう、利用者、介護支援専門員、工事業者、行政間での連携強化を図ります。 |
| 住宅改造費用の支援 | ●高齢者等が住み慣れた住宅で、安全な生活を送ることができるよう、住宅改造費の一部を助成し、本人の自立や介護者の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅で生活しやすい環境整備を図ります。 |
| 福祉のまちづくりの推進 | ●「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、道路環境の整備を推進します。 |
| 養護老人ホーム（措置事業） | ●65 歳以上で環境上の理由及び経済的な理由等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、本人の状況や居宅サービスとの調整を図りながら、養護老人ホームへの入所措置を行います。 |
| 軽費老人ホーム（生活支援ハウス） | ●心身機能の低下や高齢による衰弱などにより、独立した生活や家族の援助等が困難な高齢者に、入浴、食事、生活相談等日常生活の支援を低額な料金で提供します。 |
| その他の高齢者等への住宅支援 | ●身体機能の低下や高齢により独立した生活に不安がある高齢者が、孤立することなく、健全な社会生活ができるよう、共同生活の場を提供します。 |

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 住宅改修 | | | | | |
| 申請(件) | 200 | 210 | 210 | 215 | 220 |
| 老人ホーム等 | | | | | |
| 養護老人ホーム（箇所） | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) |
| 軽費老人ホーム（生活支援ハウス）（箇所） | 3(53) | 3(53) | 3(53) | 2(45) | 2(45) |
| 老人福祉センター（箇所） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 在宅介護支援センター（箇所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

注:( )内は定員(人)

## 基本目標４　介護保険事業の充実と円滑な運営

要介護等高齢者に必要なサービスが提供され、住み慣れた家庭や地域で生活を続けることができるよう、サービスの確保、充実に努めます。また、介護保険事業の円滑な運営に向けて、介護給付の適正化や介護人材の確保、育成、相談体制の充実などの取組を推進します。

### （１）　介護保険サービスの質の確保・向上

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 居宅サービスの充実 | ●要介護等高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生活を続けることができるよう、サービス提供事業者や近隣市町村等との連携を強化し、必要なサービスの確保、充実に努めます。<br>●訪問型や通所型サービスなど、「介護予防・生活支援サービス事業」を推進し、多様なサービスによる支援体制の構築を目指します。 |
| 施設サービスの充実 | ●施設サービスの利用ニーズを的確に把握し、サービス量の確保に努めるとともに、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの居住系サービスとの調整を図ります。 |
| 地域密着型サービスの充実 | ●今後も増加が見込まれる地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの市民ニーズ等を把握しながら、必要なサービス量の確保及び充実に努めます。 |

### （２）　制度の適正・円滑な運営

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 要介護認定調査の適正化 | ●県が主催する研修の受講等により、要介護認定調査に必要な知識や技術の向上を図るとともに、認定調査の事後点検の徹底により、適正かつ公平な要介護認定に取り組みます。 |
| 介護給付適正化事業 | ●「岡山県介護給付適正化計画」に基づき、認定調査状況チェックやケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知書の送付を通じ、適正給付の確保を図ります。<br>●介護支援専門員の資質向上に努めるとともに、ケアプランの質を高め、利用者の状態の維持改善を図ります。 |

| 取組名 | 取組内容 |
| --- | --- |
| 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の促進 | ●低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について、引き続き制度の周知に努めます。また、事業者に対しても制度を実施するよう働きかけます。 |
| 人材の確保・育成 | ●社会福祉協議会や新見公立大学、関係機関との連携を強化し、学生など若年層へ介護に対する正しい知識と、人の尊厳ある暮らしを支える専門職としてのやりがいを発信するとともに、新見市介護学生奨学支援金給付制度の見直しを行い、利用を促進します。<br>●潜在有資格者の掘り起こしの推進、離職防止に努め、介護人材の確保に努めます。 |
| 利用者の相談等への対応 | ●介護サービスの利用者、家族、民生委員・児童委員等からの相談・苦情に対して、岡山県介護保険審査会や岡山県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、適切に対応します。<br>●高齢者の相談や苦情に対する相談窓口の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークの強化、情報の共有化を図ります。 |
| 福祉サービス第三者評価事業の推進 | ●事業者におけるサービスの質や運営内容、経営内容等運営状況を専門的に判断し、評価する福祉サービス第三者評価制度の周知を図るとともに、評価結果に基づき、運営推進会議等で、地域との協力体制づくりの強化を図ります。 |
| 介護支援専門員への支援 | ●施設指導担当や地域包括支援センターの主任介護支援専門員による、地域の介護支援専門員への相談・支援体制を充実するとともに、研修会等による介護支援専門員の資質向上を図り、利用者への適切なケアマネジメントの提供に努めます。 |
| 事業者への指導・助言 | ●介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者にサービスが適正に提供されるよう、介護サービス事業者に対する適切な指導等を行います。また、指定基準違反や介護報酬の不正請求などについては、厳正に対応します。 |

【介護給付適正化への取組の目標設定】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 要介護認定の適正化<br>（認定調査・点検実施数）（件） | 2,411 | 2,400 | 2,400 | 2,350 | 2,300 |
| ケアプランの点検件数（件） | 102 | 108 | 110 | 115 | 120 |
| 住宅改修・福祉用具販売等の点検（件） | 363 | 450 | 450 | 450 | 460 |
| 医療情報との突合・縦覧点検（件） | 46 | 40 | 40 | 45 | 45 |
| 介護給付費通知件数（件） | 4,827 | 4,900 | 4,950 | 5,000 | 5,000 |

## 重点目標２　健康で生きがいのあるまちづくり

### 基本目標５　介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進

寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病は、食生活や運動など、生活習慣の影響を受けやすいことから、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図り、特定健診やがん検診等の受診しやすい体制づくりとともに、地域住民全体で健康づくりに取り組む環境づくりを引き続き推進し、健康寿命の延伸を目指します。

#### （１）一般介護予防事業の推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 介護予防活動の充実 | ●地域住民ふれあい支援事業（サロン）は、社会福祉協議会と連携し、実施地域の拡大を図るとともに、より自主的に活動できるよう支援します。<br>●生き生き健康アップ支援事業（地域版）や運動ふれあい地域づくり支援事業により、運動機能や体力の維持向上のための運動の習慣化や集いの場づくり、生きがいづくりを進め、住民自らが主体となり地域ぐるみで健康増進を図るとともに、孤立や閉じこもりの予防に努めます。<br>●高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に向け、検討を進めます。 |

【介護予防普及啓発事業】

| | 令和元年度実績値 | 令和2年度見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 健康教育等開催回数（回/年） | 267 | 190 | 200 | 270 | 300 |
| 延べ参加人数（人/年） | 3,722 | 2,700 | 2,800 | 3,800 | 4,000 |

【地域介護予防活動支援事業】

| | 令和元年度実績値 | 令和2年度見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ふれあいいきいきサロン（会場数） | 87 | 79 | 85 | 90 | 100 |
| いきいき健康アップ支援事業（地域版）（会場数） | 23 | 23 | 23 | 24 | 25 |
| 運動ふれあい地域づくり支援事業（会場数） | 17 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 延べ参加人数（人/年） | 14,742 | 11,320 | 15,000 | 15,100 | 15,200 |

## （２）介護予防・生活支援サービス事業の実施

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 介護予防・生活支援サービス事業の実施 | ●従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスに加え、ボランティア団体、ＮＰＯ、民間企業、地域住民等、地域資源を活用した多様な主体の参画により、地域の実情に応じた様々なサービスを実施するとともに、担い手の確保に取り組みます。 |

【介護予防・日常生活支援総合事業利用者】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 総合事業訪問介護<br>（人/月） | 100 | 99 | 105 | 110 | 115 |
| 総合事業通所介護<br>（人/月） | 291 | 260 | 265 | 270 | 275 |
| 緩和型訪問介護<br>（人/年） | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 |
| 助け合い訪問介護<br>（人/年） | 4 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| 短期集中型通所サービス<br>（人/年） | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 |

## （３）生活習慣病予防

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 特定健康診査 | ●40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施します。<br>●健診受診環境の整備や制度の周知、未受診者への勧奨を推進し、健診機関と連携して受診率の向上に努めます。 |
| 特定保健指導 | ●特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された人を対象に、特定保健指導を実施します。<br>●特定保健指導の利用環境の整備や制度の周知、実施機関との連携を図り、利用率の向上に努めます。 |
| 後期高齢者健康診査 | ●後期高齢者医療制度加入者を対象に、医療機関による個別検診及び拠点会場における集団検診による健康診査を実施します。<br>●受診率の向上に向け、健康診査の受診環境の整備や制度の周知に取り組みます。 |

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 国保人間ドック・後期高齢者人間ドックへの助成 | ●40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、短期人間ドック、脳ドック、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺検査の検査費用を助成するとともに、受診しやすい体制を整備し、対象者の健康保持増進を図ります。<br>●市のホームページ等を活用し、事業の周知を図り、自己健康管理に関する意識啓発に努めます。 |
| がん検診 | ●各種がん検診を集団・個別に実施し、がんの早期発見に努めます。また、精密検査が必要な人への受診勧奨を行います。 |
| 健康教育・健康相談 | ●全ての世代を対象に、生活習慣の見直しや改善ができるよう、地域で健康教育・健康相談を実施します。<br>●各団体や職場等で利用しやすいよう、「おでかけ健康教室」の内容を充実させるとともに、周知に努め、参加を促進します。 |

【特定健康診査等受診状況】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 特定健康診査受診率(%) | 37.1 | 30.0 | 38.0 | 39.0 | 40.0 |
| 特定保健指導利用率(%) | 21.9 | 20.0 | 23.0 | 24.0 | 25.0 |
| 後期高齢者健康診査受診率(%) | 25.1 | 20.0 | 26.0 | 27.0 | 28.0 |
| 国保人間ドック受診者数(人/年) | 912 | 885 | 1,000 | 1,050 | 1,100 |
| 後期高齢者人間ドック受診者数(人/年) | 606 | 585 | 600 | 600 | 600 |

【がん検診受診状況】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 胃がん受診率(%) | 21.1 | 18.4 | 21.0 | 21.2 | 21.4 |
| 結核･肺がん受診率(%) | 38.0 | 32.7 | 35.0 | 38.0 | 38.2 |
| 乳がん受診率(%) | 28.1 | 26.8 | 28.0 | 28.2 | 28.4 |
| 子宮頸がん受診率(%) | 20.5 | 11.2 | 15.0 | 20.0 | 21.0 |
| 大腸がん受診率(%) | 35.7 | 30.8 | 35.0 | 36.0 | 37.0 |
| 前立腺がん受診率(%) | 21.6 | 18.9 | 21.0 | 22.0 | 23.0 |

【健康教育・健康相談】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 健康教育 | | | | | |
| 開催回数(回/年) | 279 | 200 | 275 | 280 | 285 |
| 延べ参加人数(人/年) | 4,058 | 3,000 | 3,900 | 4,000 | 4,100 |
| 健康相談 | | | | | |
| 開催回数(回/年) | 34 | 28 | 30 | 33 | 35 |
| 延べ参加人数(人/年) | 1,766 | 1,601 | 1,700 | 1,800 | 1,850 |

## （4）健康維持・増進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 感染症予防 | ●高齢になると重症化しやすいインフルエンザ・新型コロナウイルス・肺炎球菌の予防接種を勧めるとともに、感染予防や免疫力の向上について啓発活動に努めます。 |
| 健康づくり連絡会の開催 | ●健康づくり連絡会を開催し、市の健康課題について協議し、課題解決に向けた活動計画、活動の活性化、評価等を行いながら、地域や職域での健康づくりについて考える意識を醸成します。 |
| 健康増進計画の推進 | ●「新見市健康増進計画」に基づく健康づくり事業をはじめ、関係機関と連携し、若い世代からの健康づくりへの支援と介護予防の取組を推進します。 |

【いきいき健康アップ支援事業】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 広域版参加人数(人/年) | 276 | 140 | 250 | 260 | 270 |
| 地域版実施団体数<br>(会場数) | 23 | 23 | 23 | 24 | 25 |
| 地域版延べ参加人数 | 3,144 | 3,107 | 3,050 | 3,150 | 3,250 |

【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| インフルエンザ接種率(%) | 57.6 | 65.0 | 60.0 | 61.0 | 62.0 |
| 肺炎球菌接種率(%) | 23.4 | 22.0 | 23.0 | 23.5 | 24.0 |

## 基本目標６　生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者がこれまでに培った豊富な経験と知識を生かし、地域社会を支える担い手として、積極的に地域活動等に参画できるよう支援するとともに、就労や社会奉仕など、様々な活動への参加を促進します。

### （１）生きがい活動への支援

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 生涯学習活動への支援 | ●市の広報紙やホームページ、公民館便り、告知放送機器による放送、報道機関への情報連絡などを活用し、「まなび広場にいみ」や各地域の公民館等で開催される生涯学習活動の情報提供を行います。 |
| 地域活動への参画推進 | ●市民協働の地域づくりに知識や経験を生かすなど、地域の組織や活動の中での高齢者の生きがいづくりを推進します。 |
| スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ●ロコモ体操やラジオ体操の普及に努め、高齢者の運動習慣の定着を図ります。<br>●スポーツ推進委員を活用し「囲碁ボール」や「ほうるんビンゴ」「ボッチャ」などのニュースポーツの普及に取り組み、高齢者のスポーツ活動への参加を促進します。 |
| 世代間の交流 | ●幅広い年齢層を対象とした生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動の講座等を開催します。<br>●高齢者による伝統芸能や長年培ってきた知識、技能の伝承を担う高齢者講師の確保に努め、子育て世代親等への参加を促進し、地域の活性化を図ります。 |
| 老人憩いの家の運営 | ●高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーション等の場として、老人憩いの家を活用し、より多くの人が参加しやすい生きがい活動を推進します。 |
| 敬老事業 | ●地域で行われる敬老会を支援するとともに、長寿祝い金を贈呈し、長寿をお祝いします。 |

## （２）社会参加活動の推進

【具体的な取組】

| 取組名 | 取組内容 |
|---|---|
| 高齢者の就労支援 | ●会員確保に向けた取組など、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の雇用機会の充実を図り、「生涯現役社会」の実現を目指します。 |
| 老人クラブへの支援 | ●友愛訪問や公共施設の清掃等、社会奉仕などを通じて、生きがいづくり、健康づくり、教養向上の場として、高齢者の老人クラブ活動への参加を促進します。 |

【老人クラブへの支援】

| | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>見込値 | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| クラブ数（件） | 87 | 85 | 87 | 87 | 87 |
| 加入率（%） | 46.3 | 43.5 | 43.5 | 43.6 | 43.7 |

# 第６章　介護保険サービス等の見込み

本計画期間の介護保険サービスの見込量等については、要支援・要介護認定者数、利用者数の伸びを推計し、サービスの提供実績及び各施設・居宅サービスの施策の方向性等を踏まえ、国の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、サービス種類ごとの事業量を見込みました。

【「見える化」システムにおける給付見込量の将来推計算出手順】

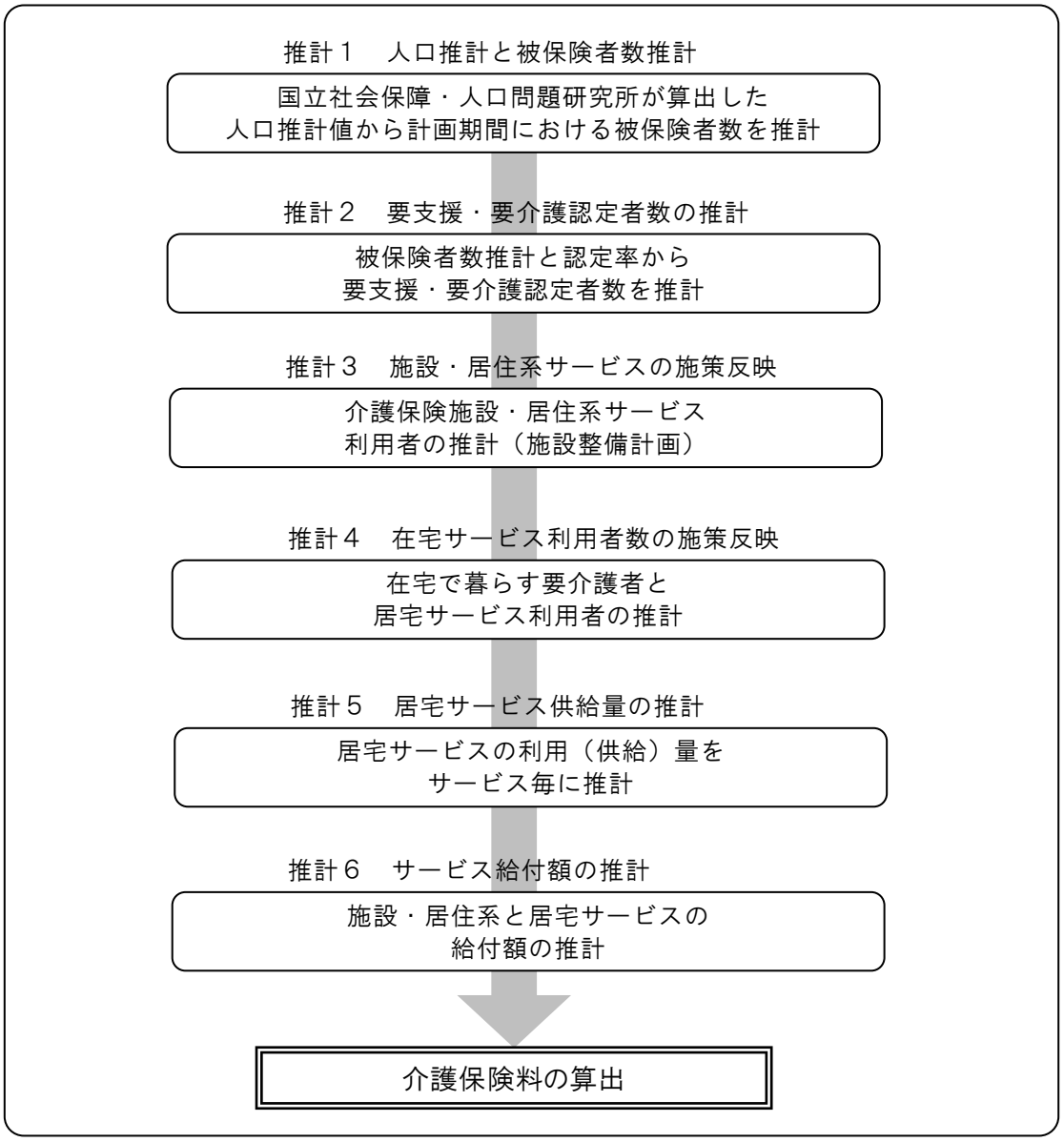

## 1　要介護等認定者数の推計

本市の介護保険サービス対象者の基礎となる要介護等認定者数の将来推計を試算しました。試算方法は、過去の性別・年齢５歳階級別・要介護等認定者数から認定率（出現率）を算出し、人口推計結果に乗算して推計しています。

本計画（第８期計画）期間においては、要介護等認定者数は緩やかな減少で推移していくと予測されます。また、令和５年度における要支援１から要支援２までの予防給付対象者は 671 人（構成比 24.5%）、要介護１から要介護５までの介護給付対象者は 2,069 人（同 75.5%）と想定しています。

【要支援・要介護認定者数の推計値】

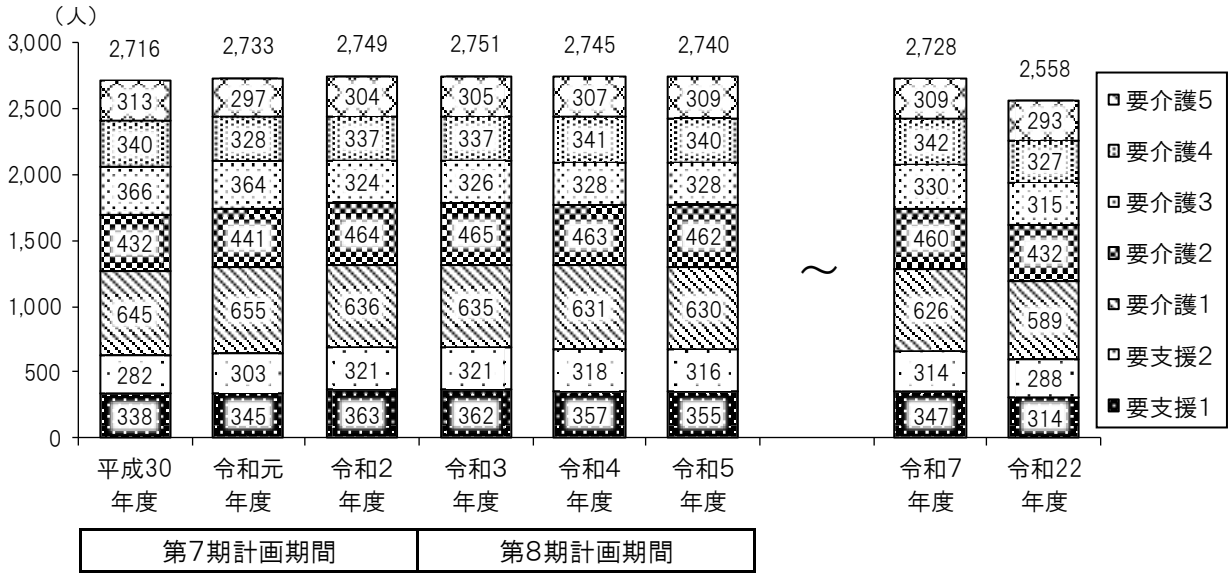


注：平成 30 年度～令和2年度は介護保険事業状況報告による実績値、令和3年度以降は推計値

## 2　各サービスの見込量（全体傾向）

本計画期間における介護保険サービスの利用者数は、前期計画期間中の利用実績及び整備計画に基づき、次のとおり見込んでいます。

### （1）介護給付

| サービス種類 | | 単位 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 回/月 | 1,805 | 1,822 | 1,822 | 1,822 | 1,614 |
| | | 人/月 | 159 | 160 | 160 | 160 | 143 |
| | 訪問入浴介護 | 回/月 | 38 | 41 | 41 | 41 | 32 |
| | | 人/月 | 10 | 11 | 11 | 11 | 9 |
| | 訪問看護 | 回/月 | 545 | 557 | 557 | 551 | 466 |
| | | 人/月 | 91 | 93 | 93 | 92 | 80 |
| | 訪問リハビリテーション | 回/月 | 329 | 329 | 329 | 329 | 242 |
| | | 人/月 | 38 | 38 | 38 | 38 | 29 |
| | 居宅療養管理指導 | 人/月 | 84 | 85 | 85 | 85 | 78 |
| | 通所介護 | 回/月 | 4,047 | 4,057 | 4,057 | 4,057 | 3,738 |
| | | 人/月 | 485 | 486 | 486 | 486 | 453 |
| | 通所リハビリテーション | 回/月 | 952 | 952 | 952 | 941 | 807 |
| | | 人/月 | 134 | 134 | 134 | 133 | 119 |
| | 短期入所生活介護 | 日/月 | 1,888 | 1,911 | 1,911 | 1,891 | 1,689 |
| | | 人/月 | 186 | 188 | 188 | 187 | 168 |
| | 短期入所療養介護（老健） | 日/月 | 287 | 287 | 287 | 277 | 248 |
| | | 人/月 | 39 | 39 | 39 | 38 | 35 |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 日/月 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 福祉用具貸与 | 人/月 | 584 | 585 | 585 | 586 | 547 |
| | 特定福祉用具購入費 | 人/月 | 11 | 12 | 12 | 12 | 8 |
| | 住宅改修費 | 人/月 | 12 | 13 | 13 | 12 | 9 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 80 | 84 | 85 | 84 | 81 |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/月 | 453 | 459 | 459 | 459 | 401 |
| | | 人/月 | 59 | 60 | 60 | 60 | 54 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 104 | 104 | 104 | 104 | 101 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 108 | 108 | 108 | 106 | 102 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域密着型通所介護 | 回/月 | 852 | 852 | 852 | 844 | 787 |
| | | 人/月 | 100 | 100 | 100 | 99 | 94 |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設 | 人/月 | 426 | 433 | 436 | 433 | 416 |
| | 介護老人保健施設 | 人/月 | 208 | 209 | 209 | 207 | 195 |
| | 介護医療院 | 人/月 | 13 | 14 | 14 | 14 | 12 |
| | 介護療養型医療施設 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | | |
| 居宅介護支援（サービス計画作成） | | 人/月 | 894 | 895 | 895 | 892 | 843 |

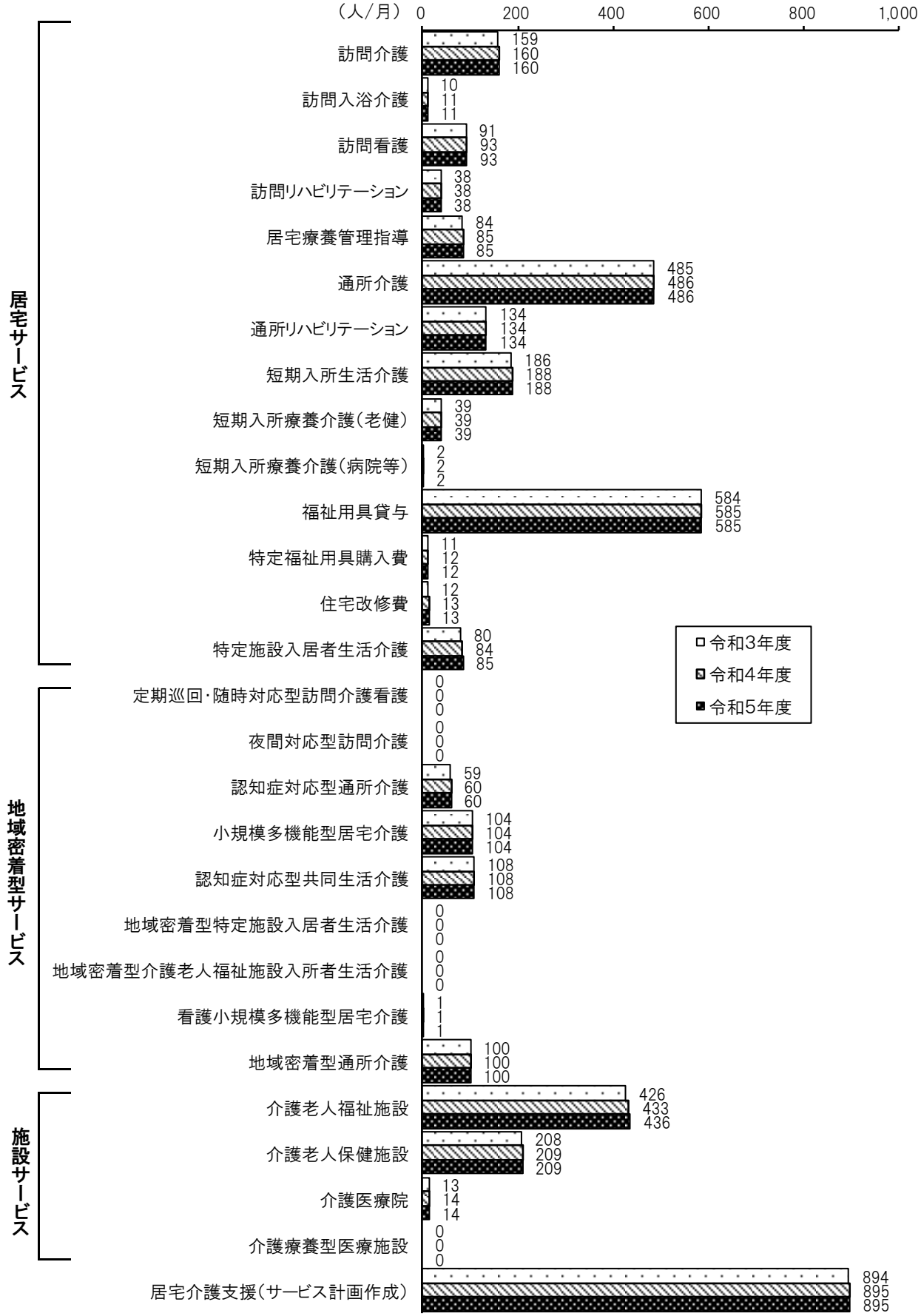
（人/月）
0
200
400
600
800
1,000
居宅サービス
訪問介護
159
160
160
訪問入浴介護
10
11
11
訪問看護
91
93
93
訪問リハビリテーション
38
38
38
居宅療養管理指導
84
85
85
通所介護
485
486
486
通所リハビリテーション
134
134
134
短期入所生活介護
186
188
188
短期入所療養介護（老健）
39
39
39
短期入所療養介護（病院等）
2
2
2
福祉用具貸与
584
585
585
特定福祉用具購入費
11
12
12
住宅改修費
12
13
13
特定施設入居者生活介護
80
84
85
令和3年度
令和4年度
令和5年度
地域密着型サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
0
0
0
夜間対応型訪問介護
0
0
0
認知症対応型通所介護
59
60
60
小規模多機能型居宅介護
104
104
104
認知症対応型共同生活介護
108
108
108
地域密着型特定施設入居者生活介護
0
0
0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
0
0
0
看護小規模多機能型居宅介護
1
1
1
地域密着型通所介護
100
100
100
施設サービス
介護老人福祉施設
426
433
436
介護老人保健施設
208
209
209
介護医療院
13
14
14
介護療養型医療施設
0
0
0
居宅介護支援（サービス計画作成）
894
895
895

## （２）介護予防給付

| サービス種類 | | 単位 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 居宅サービス | 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | 回/月 | 85 | 85 | 85 | 85 | 74 |
| | | 人/月 | 16 | 16 | 16 | 16 | 14 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | 24 | 24 | 24 | 24 | 16 |
| | | 人/月 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 55 | 56 | 56 | 56 | 50 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | 57 | 57 | 57 | 57 | 51 |
| | | 人/月 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 介護予防短期入所療養介護（老健） | 日/月 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | 279 | 284 | 284 | 284 | 262 |
| | 特定介護予防福祉用具購入費 | 人/月 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| | 介護予防住宅改修 | 人/月 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 地域密着型サービス | 介護予防認知症対応型通所介護 | 回/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 21 | 21 | 21 | 21 | 19 |
| | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援（サービス計画作成） | | 人/月 | 319 | 319 | 319 | 319 | 287 |

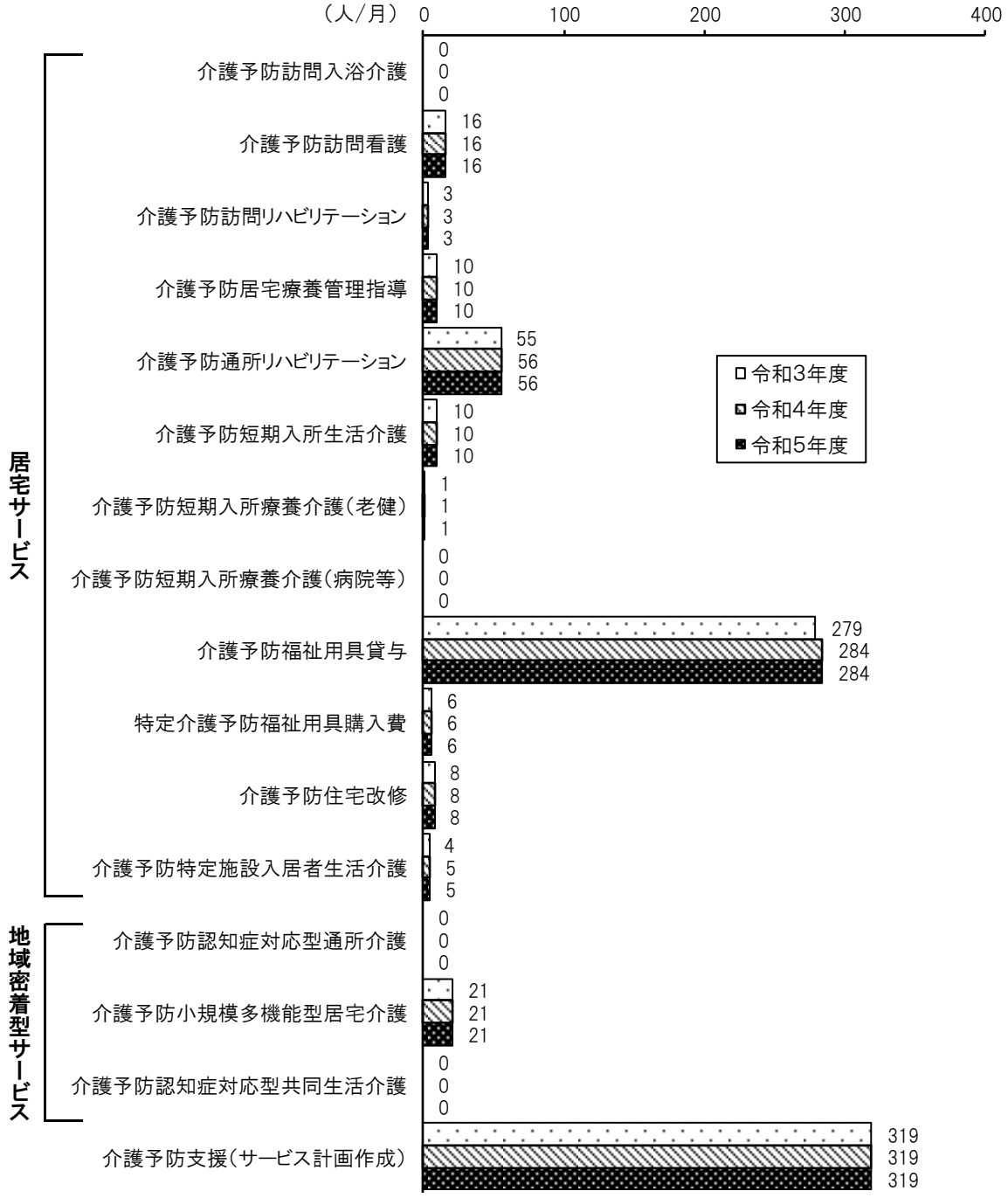
（人/月）
0
100
200
300
400
居宅サービス
介護予防訪問入浴介護
0
0
0
介護予防訪問看護
16
16
16
介護予防訪問リハビリテーション
3
3
3
介護予防居宅療養管理指導
10
10
10
介護予防通所リハビリテーション
55
56
56
介護予防短期入所生活介護
10
10
10
介護予防短期入所療養介護（老健）
1
1
1
介護予防短期入所療養介護（病院等）
0
0
0
介護予防福祉用具貸与
279
284
284
特定介護予防福祉用具購入費
6
6
6
介護予防住宅改修
8
8
8
介護予防特定施設入居者生活介護
4
5
5
地域密着型サービス
介護予防認知症対応型通所介護
0
0
0
介護予防小規模多機能型居宅介護
21
21
21
介護予防認知症対応型共同生活介護
0
0
0
介護予防支援（サービス計画作成）
319
319
319
令和3年度
令和4年度
令和5年度

## 3　日常生活圏域別地域密着型サービスの見込量

### （1）介護給付

【認知症対応型通所介護】　（単位:人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| 新見中部地域 | 13 | 13 | 13 | 13 | 11 |
| 新見南部地域 | 13 | 13 | 13 | 13 | 11 |
| 大佐支局地域 | 6 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 神郷支局地域 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 哲多支局地域 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 哲西支局地域 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

【小規模多機能型居宅介護】　（単位:人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 |
| 新見中部地域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 |
| 新見南部地域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 |
| 大佐支局地域 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| 神郷支局地域 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| 哲多支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 哲西支局地域 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 |

【認知症対応型共同生活介護】　（単位:人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 |
| 新見中部地域 | 23 | 23 | 23 | 22 | 22 |
| 新見南部地域 | 23 | 23 | 23 | 22 | 21 |
| 大佐支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 神郷支局地域 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| 哲多支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 哲西支局地域 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |

【看護小規模多機能型居宅介護】　（単位:人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見中部地域 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 新見南部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大佐支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神郷支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲多支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲西支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【地域密着型通所介護】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 20 | 20 | 20 | 20 | 19 |
| 新見中部地域 | 21 | 21 | 21 | 21 | 20 |
| 新見南部地域 | 21 | 21 | 21 | 21 | 20 |
| 大佐支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 |
| 神郷支局地域 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| 哲多支局地域 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| 哲西支局地域 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

【その他のサービス※】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見中部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見南部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大佐支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神郷支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲多支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲西支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※「定期巡回･随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」
「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」

## （２）介護予防給付

【介護予防小規模多機能型居宅介護】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 新見中部地域 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 新見南部地域 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 大佐支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 神郷支局地域 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 哲多支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 哲西支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

【その他のサービス※】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見中部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見南部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大佐支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神郷支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲多支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲西支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」

## （３）必要利用定員

【認知症対応型通所介護】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 13 | 14 | 14 | 14 | 13 |
| 新見中部地域 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| 新見南部地域 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| 大佐支局地域 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| 神郷支局地域 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 哲多支局地域 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| 哲西支局地域 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |

【小規模多機能型居宅介護】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 23 | 23 | 23 | 23 | 22 |
| 新見中部地域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 |
| 新見南部地域 | 21 | 21 | 21 | 21 | 20 |
| 大佐支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 神郷支局地域 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 哲多支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 哲西支局地域 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

【小規模多機能型居宅介護（予防給付）】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 新見中部地域 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 新見南部地域 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 大佐支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 神郷支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 哲多支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 哲西支局地域 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

【認知症対応型共同生活介護】 （単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 新見中部地域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 23 |
| 新見南部地域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 23 |
| 大佐支局地域 | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 |
| 神郷支局地域 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 哲多支局地域 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| 哲西支局地域 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |

【地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】　（単位：人）

| 圏域名 | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 新見北部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見中部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新見南部地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大佐支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神郷支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲多支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 哲西支局地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## （４）施設の整備計画

（単位：人）

| 圏域名 | （介護予防）認知症対応型共同生活介護 | | | （介護予防）小規模多機能型居宅介護 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 新見北部地域 | 新設(9) | | | 新設(25) | | |
| 新見中部地域 | | | | | | |
| 新見南部地域 | | | | | | |
| 大佐支局地域 | | | | | | |
| 神郷支局地域 | | | | | | |
| 哲多支局地域 | | | | | | |
| 哲西支局地域 | | | | | | |

# 4　介護保険給付費の見込み

## （１）介護給付費の見込額

（単位：千円）

| サービス種類 | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 67,488 | 68,176 | 68,176 | 68,176 | 60,096 |
| | 訪問入浴介護 | 5,464 | 5,904 | 5,904 | 5,904 | 4,639 |
| | 訪問看護 | 48,552 | 49,658 | 49,658 | 49,180 | 40,853 |
| | 訪問リハビリテーション | 11,377 | 11,383 | 11,383 | 11,383 | 8,392 |
| | 居宅療養管理指導 | 8,207 | 8,305 | 8,305 | 8,305 | 7,611 |
| | 通所介護 | 343,334 | 344,643 | 344,643 | 344,643 | 317,624 |
| | 通所リハビリテーション | 94,187 | 94,240 | 94,240 | 92,374 | 79,418 |
| | 短期入所生活介護 | 179,645 | 182,023 | 182,023 | 179,640 | 161,220 |
| | 短期入所療養介護（老健） | 33,140 | 33,159 | 33,159 | 32,015 | 28,652 |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 1,642 | 1,643 | 1,643 | 1,643 | 1,643 |
| | 福祉用具貸与 | 86,073 | 86,309 | 86,309 | 86,544 | 79,890 |
| | 特定福祉用具購入費 | 3,239 | 3,514 | 3,514 | 3,514 | 2,369 |
| | 住宅改修費 | 11,886 | 12,890 | 12,890 | 11,886 | 8,931 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 173,611 | 182,389 | 184,319 | 182,123 | 175,637 |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | 58,572 | 59,337 | 59,337 | 59,337 | 51,578 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 235,347 | 235,478 | 235,478 | 235,478 | 230,406 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 315,427 | 315,602 | 315,945 | 310,299 | 298,715 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 1,531 | 1,531 | 1,531 | 1,531 | 1,531 |
| | 地域密着型通所介護 | 79,846 | 79,890 | 79,890 | 79,209 | 74,120 |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設 | 1,292,567 | 1,314,530 | 1,323,089 | 1,314,731 | 1,263,984 |
| | 介護老人保健施設 | 672,546 | 675,943 | 675,943 | 669,361 | 630,790 |
| | 介護医療院 | 55,023 | 59,241 | 59,241 | 59,504 | 51,128 |
| | 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | － | － |
| 居宅介護支援（サービス計画作成） | | 156,533 | 156,828 | 156,828 | 156,194 | 147,642 |
| 合計（介護給付費） | | 3,935,237 | 3,982,616 | 3,993,448 | 3,962,974 | 3,726,869 |

## （２）介護予防給付費の見込額

（単位：千円）

| サービス種類 | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 居宅サービス | 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | 6,464 | 6,468 | 6,468 | 6,468 | 5,592 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 761 | 762 | 762 | 762 | 495 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 1,076 | 1,076 | 1,076 | 1,076 | 990 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 19,644 | 20,130 | 20,130 | 20,130 | 18,173 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 4,000 | 4,003 | 4,003 | 4,003 | 3,571 |
| | 介護予防短期入所療養介護（老健） | 275 | 275 | 275 | 275 | 275 |
| | 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 25,294 | 25,740 | 25,740 | 25,740 | 23,754 |
| | 特定介護予防福祉用具購入費 | 1,567 | 1,567 | 1,567 | 1,567 | 1,322 |
| | 介護予防住宅改修 | 7,679 | 7,679 | 7,679 | 7,679 | 6,679 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 3,651 | 4,825 | 4,825 | 4,825 | 3,653 |
| 地域密着型サービス | 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 18,134 | 18,144 | 18,144 | 18,144 | 16,519 |
| | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援（サービス計画作成） | | 17,023 | 17,032 | 17,032 | 17,032 | 15,322 |
| 合計（介護予防給付費） | | 105,568 | 107,701 | 107,701 | 107,701 | 96,345 |

## （３）総給付費の見込額

（単位：千円）

| | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 総給付費 | | 4,040,805 | 4,090,317 | 4,101,149 | 4,070,675 | 3,823,214 |
| | 介護給付費 | 3,935,237 | 3,982,616 | 3,993,448 | 3,962,974 | 3,726,869 |
| | 介護予防給付費 | 105,568 | 107,701 | 107,701 | 107,701 | 96,345 |

（単位：千円）

| | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 総給付費 | | 4,040,805 | 4,090,317 | 4,101,149 | 4,070,675 | 3,823,214 |
| | 在宅サービス | 1,527,980 | 1,537,787 | 1,537,787 | 1,529,832 | 1,399,307 |
| | 居住系サービス | 492,689 | 502,816 | 505,089 | 497,247 | 478,005 |
| | 施設サービス | 2,020,136 | 2,049,714 | 2,058,273 | 2,043,596 | 1,945,902 |

## （４）標準給付費の見込額

（単位：千円）

| | | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 標準給付費 | | | 4,328,474 | 4,360,104 | 4,370,496 | 4,338,924 | 4,072,794 |
| | 総給付費 | | 4,040,805 | 4,090,317 | 4,101,149 | 4,070,675 | 3,823,214 |
| | 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | | 187,405 | 170,218 | 169,918 | 169,173 | 158,622 |
| | 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | | 81,414 | 80,712 | 80,565 | 80,212 | 75,213 |
| | 高額医療合算介護サービス費等給付額 | | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 12,000 |
| | 算定対象審査支払手数料 | | 3,850 | 3,857 | 3,864 | 3,864 | 3,745 |
| | | 審査支払手数料支払件数（件） | 55,000 | 55,100 | 55,200 | 55,200 | 53,500 |

## （５）地域支援事業費の見込額

（単位：千円）

| | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 地域支援事業費 | | 211,985 | 213,558 | 212,375 | 203,738 | 166,519 |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 115,950 | 117,523 | 116,340 | 109,594 | 85,536 |
| | 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 60,251 | 60,151 | 60,001 | 58,110 | 45,000 |
| | 包括的支援事業（社会保障充実分） | 35,784 | 35,884 | 36,034 | 36,034 | 35,984 |

## （６）介護保険給付費の見込額

（単位：千円）

| | | 第8期計画期間 | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和 22 年度 |
| 介護保険給付費 | | 4,540,459 | 4,573,662 | 4,582,871 | 4,542,662 | 4,239,313 |
| | 標準給付費 | 4,328,474 | 4,360,104 | 4,370,496 | 4,338,924 | 4,072,794 |
| | 地域支援事業費 | 211,985 | 213,558 | 212,375 | 203,738 | 166,519 |

## 5　第１号被保険者の介護保険料

### （１）介護保険料の財源構成

介護保険給付費は、50%を公費、50%を保険料で負担します。本計画期間においては、第１号被保険者（65 歳以上の方）の負担割合は、介護保険給付費の 23%となります。

【居宅等給付費】

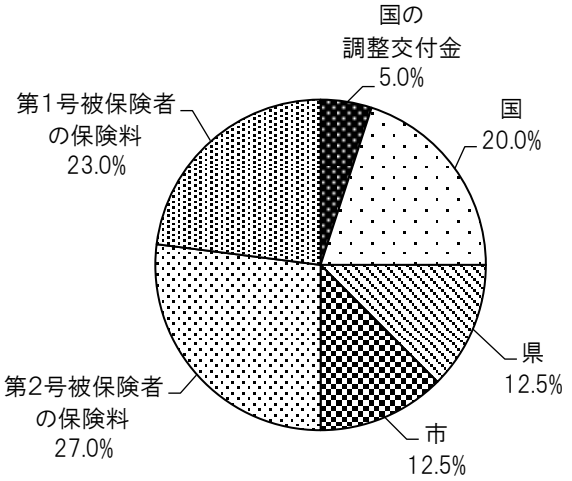


【施設給付費】

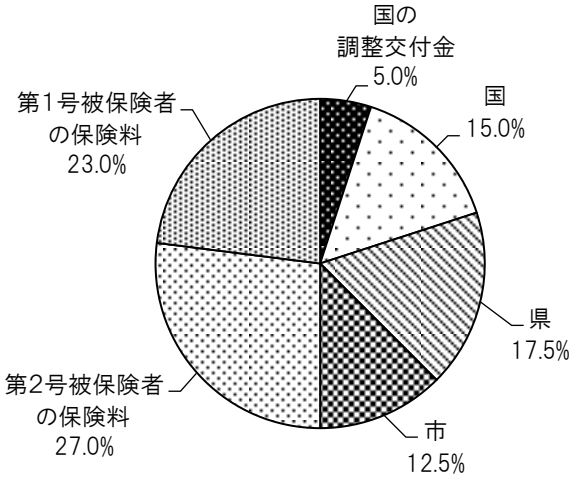


地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

介護予防・日常生活支援総合事業については、上記の居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第１号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。

【介護予防･日常生活支援総合事業】

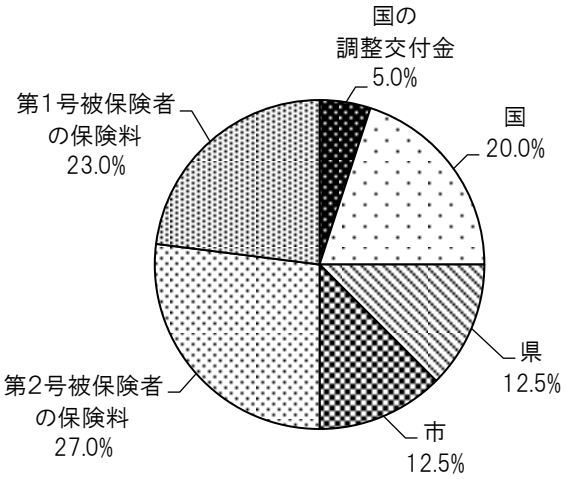


【包括的支援事業･任意事業】

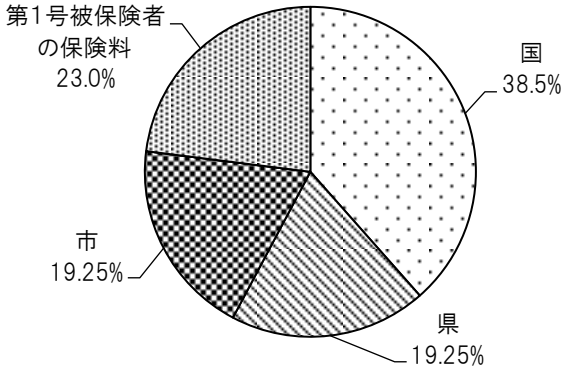

## （２）保険料収納必要額

（単位：千円）

| | 第8期計画期間 | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 標準給付費見込額 | 4,328,474 | 4,360,104 | 4,370,496 | 13,059,074 |
| 地域支援事業費 | 211,985 | 213,558 | 212,375 | 637,918 |
| 第1号被保険者負担分相当額 | 1,044,306 | 1,051,942 | 1,054,060 | 3,150,308 |
| 調整交付金相当額 | 222,221 | 223,881 | 224,342 | 667,444 |
| 調整交付金見込交付割合 | 10.00% | 9.64% | 9.33% | － |
| 調整交付金見込額 | 444,442 | 431,643 | 418,622 | 1,294,707 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 財政安定化基金拠出金見込額 | | | | 0 |
| 財政安定化基金償還金 | | | | 0 |
| 準備基金の残高（令和2年度末見込） | | | | 463,894 |
| 準備基金取崩額 | | | | 71,000 |
| 市町村特別給付費等 | | | | 0 |
| 市町村相互財政安定化事業負担額 | | | | 0 |
| 市町村相互財政安定化事業交付額 | | | | 0 |
| 保険料収納必要額 | | | | 2,428,199 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 11,382 | 11,304 | 11,211 | 33,907 |

| | |
|---|---|
| 予定保険料収納率（%） | 99.2 |

| | |
|---|---|
| 保険料基準額（月額）：見込み | 6,000 円 |

## （３）第１号被保険者（65 歳以上）の所得段階別介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | 保険料調整率 | 保険料（円）年額 |
|---|---|---|---|
| 第1段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は生活保護の受給 | 基準額×0.30 | 21,600 円 |
| | 本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80 万円以下の人 | | |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の人 | 基準額×0.50 | 36,000 円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 120 万円超の人 | 基準額×0.70 | 50,400 円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税の人のうち、課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80 万円以下で、同じ世帯に市民税課税人がいる人 | 基準額×0.90 | 64,800 円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税の人のうち、課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80 万円超で、同じ世帯に市民税課税の人がいる人 | 基準額×1.00 | 72,000 円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人 | 基準額×1.20 | 86,400 円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人 | 基準額×1.30 | 93,600 円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人 | 基準額×1.50 | 108,000 円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人 | 基準額×1.70 | 122,400 円 |
| 第 10 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 | 基準額×1.85 | 133,200 円 |
| 第 11 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上の人 | 基準額×2.00 | 144,000 円 |

# 第７章　計画の推進

## １　庁内推進体制の強化

本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、保健、医療、権利擁護、生涯学習など分野横断的に様々な取組を進めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会やサービス提供事業所、医師会、住民ボランティアやＮＰＯなどとの連携を強化し、取組を推進します。

## ２　計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動の促進に努めます。

## ３　感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、通所サービス等の利用自粛やヘルパーが訪問できない、あるいは社会参加が抑制されるなど、要介護認定者等の生活に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

要介護認定者等やその家族における、それらの影響の把握に努めるとともに、新しい生活様式における介護保険等のサービス提供体制の在り方やリスク対策など、国や県の方針やサービス提供事業者との連携により、感染症拡大防止を視野に入れたきめ細かな支援に努めます。

## ４　計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「ＰＤＣＡサイクル」による進行管理を進めます。

【　PDCAサイクルのプロセスイメージ　】

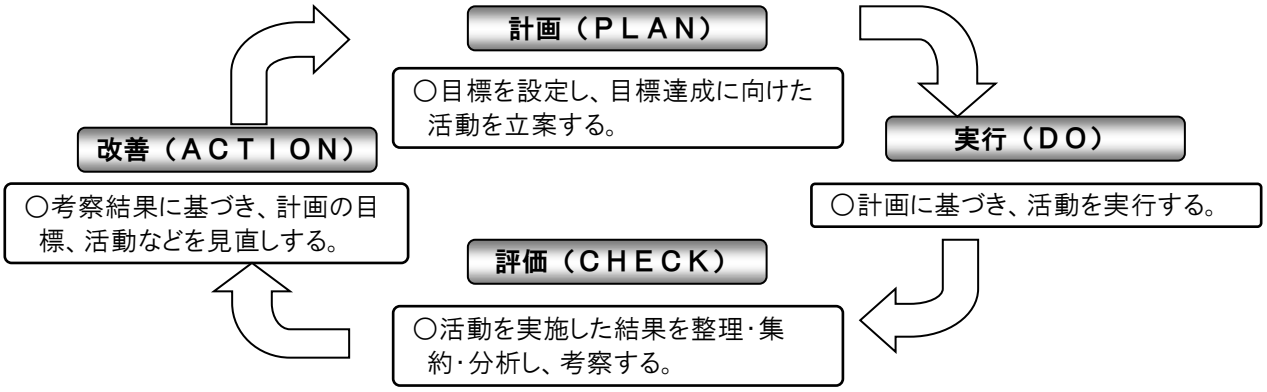

# 資料編

## １　新見市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新見市附属機関設置条例（平成１７年新見市条例第１８号）第４条の規定に基づき、新見市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を市長に意見具申するものとする。

（１）　高齢者保健福祉計画の策定に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は､委員２０人以内をもって組織し､次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会の議員

（２）　学識経験を有する者

（３）　関係団体の代表者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　市の職員

（６）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員のうちから互選によって定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉課が行う。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１７年３月３１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日規則第４２号）抄

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年７月３１日規則第４４号）

この規則は、平成２０年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２５日規則第１３号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年６月２日規則第２２号）

この規則は、公布の日から施行する。

## ２　新見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市に新見市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　本市における要介護者及び要支援者に関する現状分析と、今後の望ましい方向性について検討を加え、新見市老人保健福祉計画と整合性をもたせながら、効果的な介護保険事業を推進するために新見市介護保険事業計画を策定することを目的とする。

（任務）

第３条　委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について提言を行うものとする。

（１）　要介護者、要支援者の現状分析及び介護給付等の評価、問題点等の把握に関すること。

（２）　介護給付等対象サービス量の見込みに関すること。

（３）　介護給付等のサービス提供体制の確保のための方策に関すること。

（４）　保健福祉の環境整備に関すること。

（５）　その他計画策定にあたって必要と認めた事項

（委員）

第４条　委員会の委員は、２０人以内で構成し、保健福祉、老人福祉に精通している者及び市内の実情に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（役員）

第５条　委員会に委員長１人及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　委員会の庶務は、介護保険課において所管する。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、新見市介護保険事業計画の策定完了までとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第７条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　会議には、必要に応じて指導者又はアドバイザーを置くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年新見市条例第４５号）の定めるところによる。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年４月１３日告示第６０号）

この告示は、公布の日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年３月２６日告示第７１号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

## ３　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

（敬称略）

| 番号 | 区分 | 団体名 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 市議会議員 | 新見市議会<br>文教福祉常任委員会 | 委員長 | 杉本 美智子 | |
| 2 | 学識経験者 | 公立大学法人 新見公立大学 | 助教 | 柳廹 三寛 | |
| 3 | 関係団体 | 一般社団法人 新見医師会 | 会長 | 太田 隆正 | |
| 4 | | 新見市身体障害者福祉協会 | 会長 | 横田　正 | |
| 5 | | 社会福祉法人 哲西福祉会<br>特別養護老人ホーム哲西荘 | 施設長 | 藤村　晃 | |
| 6 | | おおさ苑グループホーム | 管理者 | 山形 昌之 | |
| 7 | | 岡山県健康の森学園支援学校 | 教頭 | 定久 照美 | |
| 8 | | ＮＰＯ法人 ハートフルあしん | 理事長 | 奈須 利雄 | |
| 9 | | 新見市障害者自立支援協議会 | 会長 | 山田 浩久 | |
| 10 | | 新見市民生委員児童委員協議会 | 会長 | 森田　寿 | |
| 11 | | 新見市愛育委員会 | 会長 | 平田 国子 | |
| 12 | | 新見市社会福祉協議会 | 会長 | 逸見 孝明 | |
| 13 | | 新見市ＰＴＡ連合会 | 会長 | 三上 昭彦 | |
| 14 | | 新見市老人クラブ連合会 | 会長 | 北　卓士 | |
| 15 | 関係行政機関 | 岡山県備中県民局 新見地域事務所<br>新見地域保健課 | 課長 | 宮﨑 裕子 | |
| 16 | | 新見市福祉部 | 部長 | 髙瀬 広視 | |

## 4　策定経過

| 期　日 | 内　容 |
|---|---|
| 令和２年２月 | ○在宅介護実態調査の実施 |
| 令和２年３月 | ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 |
| 令和２年８月２５日（火） | ○第１回策定委員会<br>（１）委員長・副委員長の選任について<br>（２）計画策定の概要について |
| 令和２年１１月６日（金） | ○第２回策定委員会<br>（１）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の骨子について |
| 令和３年１月２２日（金） | ○第３回策定委員会<br>（１）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について |
| 令和３年３月２５日（木） | ○第４回策定委員会<br>（１）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画のパブリックコメントの結果について<br>（２）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（最終案）について |

**第８期 新見市　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**

---

発　　行／令和３年３月
発　行　者／岡山県 新見市
〒718-8501　岡山県新見市新見３１０－３
ＴＥＬ（０８６７）７２－３１４８
ＦＡＸ（０８６７）７２－１４０７

---